

平成 27 年 6 月 15 日開会

第 2 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6 月 15 日 (月)	
■ 議長開会の挨拶	7
■ 町長提案理由の説明	8
6 月 16 日 (火)	
6 月 17 日 (水)	
休会	
6 月 18 日 (木)	
■ 一般質問	
・ 11 番議員	
サクス裏の進捗状況について	29
B & G 海洋センター・カレッタの指定管理について	
・ 5 番議員	
空き家対策について	34
防災・災害対策について	
・ 8 番議員	
教育環境向上に向け、新たな展開を	38

見 出 表	頁
美波町版総合戦略の進捗について	
地域の活性化に向けて、新たな取り組みを	
・ 7 番議員	
南阿波サンライン風景海道の利活用	51
水産高校跡地の払い下げ要請、活用策	
・ 1 番議員	
人口減少の歯止め対策について	58
・ 10 番議員	
各選挙における投票率の向上について	62
地方創生について	
有害鳥獣被害対策について	
・ 9 番議員	
共通番号（マイナンバー）制導入への取り組みと運用について	75
地方創生戦略の取り組みについて	
・ 4 番議員	
美波町人材育成基本方針（改訂版）の内容及び実施状況について	88

見 出 表	頁
地方公務員法の一部改正に伴う「人事評価制度」について	
・ 12 番議員	
マイナンバー制度への対応	99
町営住宅施策	
6 月 19 日（金）	
■ 議案審議	105
■ 追加提案	137
■ 町長提案理由の説明	137
■ 意見書	141
■ 閉会中の継続調査申出書について	142
■ 閉会	144

平成 27 年 6 月 15 日美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
特定事業調整監	橋本 一晴	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	豊崎 浩司	住民生活課長	山本 浩一
保健福祉課長	島田 修	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	中林 伸次
支 所 次 長	花木美名子	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	住田 浩一	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告議案】 5 件

- 報告第 2 号 平成 26 年度 美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 平成 26 年度 美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
報告第 4 号 平成 26 年度 美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算
書について
報告第 5 号 平成 26 年度 美波町一般会計継続費繰越計算書について
報告第 6 号 平成 26 年度 美波町病院事業会計継続費繰越計算書について

【専決議案】 1 件

- 議案第 40 号 専決処分報告について
専決第 2 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）
専決第 3 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（条例第 12 号）
専決第 4 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例の制定について（条例第 13 号）
専決第 5 号 平成 26 年度 美波町一般会計補正予算（第 8 号）
専決第 6 号 平成 26 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）
専決第 7 号 平成 26 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
専決第 8 号 平成 26 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
専決第 9 号 平成 26 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
専決第 10 号 平成 26 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 5 号）
専決第 11 号 平成 26 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

【規約変更議案】 1 件

- 議案第 41 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴
う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

【条例議案】 2 件

- 議案第 42 号 美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 14 号）
議案第 43 号 美波町営櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（条例第 15 号）

【契約議案】 1 件

- 議案第 44 号 財産の取得について

【補正予算議案】 3 件

議案第 45 号 平成 27 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 46 号 平成 27 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 47 号 平成 27 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 1 号）

【人事議案】 1 件

議案第 48 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

【追加議案】 2 件

議案第 49 号 物品購入契約 3 トンパッカー車の締結について

議案第 50 号 美波町教育委員会委員の任命について

【議会推薦】 1 件

議会推薦第 1 号 農業員会委員の推薦について

【発 議】 2 件

発議第 2 号 美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 3 号 美波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 4 号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

平成 27 年 6 月 15 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。本日、平成 27 年第 2 回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご出席下さいましてありがとうございます。

只今の出席議員は、12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 2 回美波町議会定例会を開会いたします

（時に 9 時 00 分）

議 長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。議会広報特別委員会を、4 月 6 日、10 日、14 日、16 日、20 日、22 日に開催しました。4 月 14 日、6 月 8 日全員協議会を開催しました。5 月 16 日・17 日議会広報特別委員会が日和佐地区及び由岐地区で議会だより報告会を行いました。5 月 22 日海部郡町村議会議長会総会が開催され議長が出席しました。5 月 26 日、27 日平成 27 年度町村議会議長・副議長研修会、及び国土交通省・県選出国會議員に海部郡町村議会議長会が、地震津波防災対策支援の充実強化や道路ネットワークの整備促進の要望活動を行いました。6 月 8 日議会運営委員会、テレビ中継特別委員会を開催しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において指名致します。

12 番 中川議員、1 番 舛田議員兩名を指名致します。

日程第 2 会期決定の件を議題と致します。

会期につきましては、去る 6 月 8 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 6 月 8 日議会運営委員会を開催致しました。委員 6 名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 27 年美波町議会第 2 回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議致しました。

結果会期は本日 6 月 15 日より 6 月 19 日までの 5 日間に開催することに決定を致しました。なお、一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますのでご承知おきを願いたいと思います。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 19 日までの 5 日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は 本日から 6 月 19 日までの 5 日間と決定いたしました。また、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 3 提案理由説明を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告議案 5 件、専決議案 1 件、規約変更議案 1 件、条例議案 2 件、契約議案 1 件、補正予算議案 3 件、人事議案 1 件、計 14 件であります。

これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町長 おはようございます。本日、平成 27 年美波町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、6 月 8 日の議会運営委員会において説明を致しました繰越計算書の報告 5 件、専決処分報告議案 1 件、規約変更議案 1 件、条例の一部改正に関する議案 2 件、契約議案 1 件、平成 27 年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案 3 件、人事議案 1 件の計 14 件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、各課における事務事業の進捗状況のご報告を申し上げます。まずはじめに、4 月 1 日付けの人事異動につきましてご報告を致します。3 月 31 日をもって行政職員 6 名、医療職員 1 名が退職いたしました。合併後は退職者の補充を行わず、職員の削減に取り組んで参りましたが、平成 24 年度から新規職員の採用を行っており、本年度におきましては一般

行政職 3 名、保健師 1 名、保育士 4 名を新規採用し、先程、新採職員の紹介をさせていただいたところでございます。また、本年度から「美波町職員の再任用に関する条例」に基づき、本年 3 月末で定年退職した行政職員のうち、4 名を再任用致しております。

次に、総務企画課関係であります。新病院建設事業につきましては、2 階躯体工事がほぼ完了し、6 月中には 3 階躯体工事に取り掛かる予定と致しております。医療機器等については契約準備を現在進めているところであり、順次購入予定と致しております。また、新病院へのスムーズな移行を図るため 5 月 18 日付けで新たに日和佐・由岐両病院を兼務する総看護師長を 1 名採用すると共に、5 月 29 日付けで新病院と診療所の医療職員の配属先の内示を行い、今後、運営体制など詳細な調整を行いながら開院を迎えたいと考えております。

また、医療保健センターの整備にあたっては、施設整備に限定した計画でなく、周辺環境への配慮した施設設計としており、周辺道路も含め現在設計を行っているところであり、医療保健センター本体の工事につきましては、設計完了後、8 月頃に発注手続きに入る予定としております。

地域がキャンパス推進事業については平成 27 年度から新たに「県南地域づくりキャンパス事業」として県民局管内全域に広げ実施することとなっており、美波町では県内大学との連携事業として、薬王寺の宝物調査を四国大学にお願いしているところでもあります。この薬王寺の宝物調査については、6 月 13 日、14 日の両日に実施され、四国大学の学生 21 名が古文書などの調査を行いました。調査結果については、8 月 1 日に日和佐公民館で開催予定と致しております。

県外大学との連携事業については、昨年度実施した「まちなか再生事業」を引き続き神奈川大学と連携して行うことと致しております。

地方創生関係であります。総合戦略策定については国からは今年度中の策定を求められているところではありますが、出来るだけ早い時期の完成を目指すため、本年 10 月中の完成を目指し取り組むことと致しており、内部組織であります地方創生に関する対策会議を 5 月に 2 回開催し、今後の進め方等について検討いたしましたところでもあります。体制につきましては、総合戦略策定のための委員会を 7 月 1 日に立ち上げる予定と致しております。

また、徳島県が掲げる基本目標の 4 部門において各部会を立ち上げ具体的施策のご意見を頂くことと致しております。なお、策定期間が限られていることもあり、6 月 3 日に総合戦略策定支援業務について、株式会社エイト日本技術開発徳島支店と契約しております。契約額は 8,208 千円で、請負率は 93.36%となっております。

姉妹都市交流については、オーストラリアケアンズ関係で、グローバル人材育成事業として中学生を対象としたケアンズ短期留学生の募集を 5 月に行ったところ、日和佐中学校から 22 名、由岐中学校（伊座利分校含む）から 15 名の応募があり、6 月 3 日に抽選会を開催し、各中学校からの参加者 12 名を決定致しました。実施期間については 8 月 20 日から 27 日までの 8 日間を予定しており、出発までにオリエンテーションや英会話講習なども行い、国際理解や友好関係を深め、国際的な人材育成に繋がればと思っております。

なお、この事業につきましては当初はクレア国際交流支援補助を受ける予定としておりましたが、地方創生先行型交付金に財源を変更して実施することと致しております。

地域公共交通については、由岐地区において昨年 8 月から実施いたしておりますデマンド型乗合タクシーの実証運行については、5 月末時点で 109 名の方が登録され、延べ 190 回ご利用頂いております。志和岐地区については、今年 3 月から実施させて頂いており登録者は 10 名で、延べ 10 回ご利用頂いております。この実証運行は今年の 7 月まで実施予定といたしており、実証結果も踏まえて地域公共交通会議において、町の公共交通体制の構築を検討することと致しております。

赤松小学校跡地利用については、防災機能を有した複合施設建設の基本設計を神奈川大学に委託し、地元住民を集めてのワークショップなどを 4 月 26 日と 5 月 25 日に開催し、今月 21 日にも開催予定といたしております。基本設計の完了は本年 8 月を予定しており、その後実施設計を行い、施設の工事着工は 27 年度末を予定致しております。

赤松こども園に太陽光パネル及び蓄電池を設置する再生可能エネルギー導入事業については、平成 26 年度からの繰越事業といたしておりましたが、5 月 26 日に完成致しております。

次に、税務課関係でございますが、平成 26 年度の徳島滞納整理機構へ徴収移管しておりました 6 件の実績であります。移管滞納税額 6,241 千円の内 4,210 千円の納付がありました。26

年度の収納率は 67.5% となり、前年度の収納率 74.86% を 7.36% 下回る結果となりました。また、平成 27 年度の徳島滞納整理機構への徴収移管者は新規 6 件とし、移管滞納税額の総額 16,883 千円を 6 月 1 日付けで移管したところでございます。

今後も負担の公平性を確保する観点から、引き続き徴収強化に取り組んで行くこととしており、本年度におきましては、徴収強化対策として短期間ではありますが、徳島県から税務職員を派遣して頂く予定としており、より一層徴収強化に取り組んで参りたいと考えております。

次に、保健福祉課関係でございですが、本年 3 月に第 4 期障がい福祉計画、子ども子育て支援事業計画、第 7 次高齢者保健福祉計画並びに第 6 期介護保険事業計画、第 2 次地域福祉計画をそれぞれ策定致しております。

障がい福祉計画につきましては 4 つの基本施策を掲げており、1 つ目としまして「共に暮らしていく心をつくる」、2 つ目といたしまして「自立する基盤をつくる」、3 つ目としまして「自分らしく過ごす毎日をつくる」、4 つ目としまして「暮らしやすい環境をつくる」としており、この基本施策を中心といたしまして、今後 3 年間、障がい者福祉業務に取り組んで参ります。

子ども子育て支援事業計画につきましては 5 つの基本目標を掲げており、1 つ目といたしまして「子育て家庭の支援」、2 つ目としまして「子どもと親の健康の確保と増進」、3 つ目としまして「子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備」、4 つ目としまして「支援が必要な子どもと家庭への取組推進」、5 つ目としまして「子育てを支援する生活環境の整備」としており、この基本目標を中心と致しまして、今後 5 年間、児童福祉業務に取り組んで参ります。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、介護予防の推進と、誰もが可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域・保健・医療・福祉などの各関係機関が連携し、高齢者の選択に基づき適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を構築することを基本理念としており、今後 3 年間高齢者福祉業務並びに第 6 期介護保険事業に取り組んで参ります。

地域福祉計画につきましては、5 年を単位としまして策定される福祉分野における総合計画であり、各福祉計画における理念・目標などを踏まえながら、住民・地域・各種団体・社会福祉協議会・関係機関・行政等の協働による地域福祉を推進して

いく指針でございます。

すべての人々が豊かな自然環境の中で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らせるまちづくりを基本理念としており、その中で4つの基本目標を掲げております。1つ目としまして「安心して福祉サービスが利用できる環境づくり」、2つ目としまして「地域福祉の担い手づくり」、3つ目としまして「ともに支え合う地域づくり」、4つ目としまして「災害に強い福祉のまちづくり」であります。

今後につきましても、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉といった「福祉の枠組み」を超えた施策の総合化の視点のもと、必要な施策を推進して参ります。

平成26年度国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況でございますが、特定健診の受診者は641人、受診率は38.8%でありました。受診者のうち72人が特定保健指導の対象となり、うち67人に対し保健指導を行っており、特定保健指導の実施率は93.1%でありました。今年度も引き続き健診受診を勧めることにより、早期発見早期治療に繋げ、保健指導によるメタボリックシンドローム、糖尿病予備軍の減少に努めたいと考えております。

次に、産業振興課関係では、まず農林業関係についてであります。乙姫米の販売促進、生産者と消費者との交流を目的にJAかいふが中心となって西河内地区で実施してきた田植え体験については、本年は赤松地区に会場を移し、4月18日に、徳島市などの親子連れ40人が参加して実施されました。8月下旬には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め、乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

次に、鳥獣被害対策関係についてであります。平成25年度より鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金を活用し、有害鳥獣捕獲活動の促進と農作物等への被害軽減に取り組むと共に猟友会の協力により捕獲奨励金を押さえるなど、一般財源の負担軽減に努めてきたところであります。

交付対象鳥獣のサル・シカ・イノシシは、平成26年度同様、成獣については上限単価8,000円、幼獣は、上限単価1,000円の充当となっております。平成26年度の捕獲実績は、シカ816頭・イノシシ185頭・サル110匹・タヌキ148匹・ハクビシン65匹で、最終的に交付金を加えた総額で15,301千円を支出しておりますが、平成26年度分はこの交付金を活用したことにより、シカ・イノシシ・サルについて、4,330千円の町費負担軽減とな

っております。なお、平成 27 年度がこの交付金の最終年度ということ踏まえ、今後の動きを注視して参りたいと考えております。

平成 26 年 4 月から受益戸数等を緩和して開始した「美波町鳥獣侵入防止柵設置事業」においては、農地の被害軽減、農業への意欲向上に繋げるべく、幅広く柔軟な対応ができるよう取り組んでおります。平成 26 年度の申請件数は 16 件で、予算額 2,000 千円に対し、補助交付額 1,758 千円であり、資材別事業量は、電気柵 3,588m、ワイヤーメッシュ柵 300m、ネット柵 800m でありました。今年度も、5 月下旬現在で 2 件の要望があり、複合柵 370m、電気柵 240m を実施しているところであります。

要望や補助の説明を聞きに来庁される方も多くいるため、今後も引き続き農協・町内農機具販売業者と連携し、農業者等への周知を行いながら、事業活用の推進と被害軽減に努めて参ります。

次に、水産業関係では、美波町の漁業者らが中心となって、新たな漁業の創出をめざす「美波の海の恵み研究会」では、今年もヒジキの養殖試験を実施しました。今回で 4 回目となりますが、過去最悪の出来で、収穫量は生重量で 317 kg、素干しにするとわずか 15kg でありました。原因として冬季の水温異変が考えられます。水産研究課に相談しても明確な原因は不明とのことでしたが、今年度は天然ヒジキの出来も悪かったようであり、昨年度から取引しております岡山県の機能性食品開発研究所から、今年度は 100kg の注文が来ておりましたが、そのような事情から研究会会員が収穫した天然ヒジキによって賄うことと致しました。キロ単価 2,000 円で引き取って頂いたこともあり、ご協力頂いた会員からは、「この金額であれば業としても成り立つ」と言って頂き、結果としては少量ながら養殖、天然にかかわらずヒジキの価値を上げることとなりましたので、一つの成果と言えるかも知れません。

また、ヒジキ養殖と同時に、水産研究課が鳴門の早生と椿泊の品種を交配してつくったワカメを今回、試験養殖してみましたところ、心配された食害にも遭わず、色落ちもせず、順調に生長しました。今後はワカメ品種や、ヒロメとワカメとの交雑種につきましても試験養殖していく予定となっております。

次に、商工観光関係では、4 月 20 日に販売を開始しました、「阿波とくしま・商品券」ですが、今年度はプレミアム率が 20% と昨年度より高くなっており、10 千円で 12 千円分の商品券が購

入できることになりました。商品券 12 千円分の内訳ですが、県内全域で使える商品券が 8 千円、町内のみで使える商品券が 4 千円となり、町内で使える商品券の比率が下がっております。

また昨年度と大きく違う点は、商工会での窓口購入に加え、電話での購入が可能になったことでもあります。商品券の配分は半分ずつで、窓口購入 24,000 千円分、電話購入 24,000 千円分となっております。発売当日は、販売場所の美波町商工会及び商工会由岐支所に、販売と同時に購入希望者が続々と訪れ、販売開始の 2 時間半後の 11 時 30 分頃には売り切れております。電話購入では、かなりつながりにくいのご指摘が多くありましたが、それでも 4 月 22 日の午後 6 時の段階で売り切れております。全県下を見ましても 4 月 23 日の午前中には売り切れの状態になっておりました。美波町での商品券取扱店舗は 115 軒あり、町内事業所のほとんどが取り扱いを行っております。

次に、現在、美波町商工会が実施している「町内でお買い物商品券」事業については、「阿波とくしま・商品券」で、町内で使える商品券の比率が下がっているということがありましたので、県内全域で使える商品券をできるだけ町内で使っていただきたいという思いから、美波町商工会において事業が企画されたものであります。5 月 1 日から 6 月 30 日の期間で町内の事業所で購入した時のレシートや領収書を集め、所定の用紙に貼り付けた上で商工会に提出すると、10 千円につき 500 円分の商品券を発行してもらえるとというものであり、7 月 1 日より商品券への交換が始まります。現在はレシート等の収集の期間ですが、レシートを貼り付ける台紙は順調に減っていているため、住民の方の反応は良いと感じております。

「2015 日和佐さくらまつり」を去る 3 月 25 日から 4 月 10 日の間に行い、城山及び薬王寺の桜を楽しんでいただきました。また 4 月 5 日には、イベントとして大道芸・民踊・日和佐太鼓・お琴演奏・お茶会・餅つきなどを予定しておりましたが、雨のためお茶会とお琴の演奏のみ実施いたしました。

美波町観光協会が「南阿波サンライン活性化協議会」からの委託をうけて 5 月 10 日に四国のみち健康ウォーキングを開催し、町内外含めて 46 名の参加がありました。また四国八十八ヶ所開創 1200 年に連動する取り組みとして、昨年 5 月から月 1 回、薬王寺仁王門前において、「匠の市工芸展」の流れを受けた観光協会会員によるミニ出店を実施しております。

例年行っておりますウミガメールについても 5 月 1 日から登

録開始し、5月20日から8月20日まで配信いたします。

5月21日にはテレコメディア、文理大学、FMびざんがアステイ徳島周辺を賑やかにしようというイベント「わくわくフェスタ2015」に美波町として参加しました。町内のお菓子を販売したほか、文理大学では地域活性化と観光についてのディスカッションに参加しました。

田井ノ浜海水浴場については、7月5日に海開きを行い、8月23日まで開設いたします。今年海開きでは、例年行っております安全祈願祭、宝探しに加えて、観光協会に配属された地域おこし協力隊員からの提案により「ハワイ的なイメージ」で行うこととし、同色同柄のパラソルの設置、ハワイアンフードやドリンクの販売、フラダンスショーなどを行う予定で検討しており、JRも当日上下合わせて12本の列車を田井ノ浜臨時駅に停車してくれることになっております。

他にも、監視塔をブースとしたFMびざんの生放送、観光協会主催のカヌー・カヤック体験、徳島ライフセービングクラブ主催でのジュニアライフセービング教室など、田井ノ浜臨時駅開設55周年事業として、例年より盛大に開催する方向で準備をしております。なお、田井ノ浜臨時駅開設期間については7月18日から8月9日の予定です。

第52回「うみがめまつり」は7月18日に行う事とし、海亀感謝祭・打上花火の外、桜町通りで、様々な催し物を計画しております。今年は納涼花火の予算を増やし、趣向を凝らした花火となる予定です。

また、第16回「ひわさうみがめトライアスロン」を7月19日に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えております。今年度は、個人700名、リレー30チームを4月20日の正午から一般募集を開始しましたが、個人では4月24日に、リレーについても4月21日に予定数に達し、既に募集を締め切っております。

第31回目となります「ふるさと由岐まつり」については、例年同様、お盆の8月15日に夕方から、住民と帰省者との貴重なふれあいの場として由岐支所前グラウンドを会場に実施することが5月25日の実行委員会で決定し、今後具体的な準備が行われて行くことになっております。今年、バルーンショー、AKB48のものまねでDREAM48、栗田けんじの3組が、阿波踊り・由岐小唄・由岐音頭の合間に花を添えてくれる予定となっております。なお、実行委員長については、今回、規約が改正され、運営委員

の互選によることとなり、西の地町内会会長の川尻徹氏が就任されております。

第4回目の開催となる「四国の右下」ロードライドは、イベント実行委員会第1回総会が6月4日に開催され、11月15日に開催される事が決定いたしておりますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、本年度は、まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海陽町・牟岐町・美波町・阿南市・那賀町を巡る「四国の右下」センチュリーコース 160 km、海部郡3町を走る南阿波クリスタルコース 95 km、海部川上流の海陽町桑原を折り返す「四国の右下」フレッシュコース 43 kmの3コースを予定しており、昨年に比べ若干のコース変更とエイドの場所が変更になっております。3コース合わせて600名の参加者を、6月1日から募集しております。

また、海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受け入れ等についての本年度の受入状況、予約状況につきましては、5月17日から19日の大阪市立加賀屋中学校 167名を皮切りに、5月27日から29日の松原市立松原第3中学校 180名、5月31日から6月2日枚方市立枚方第3中学校 224名の修学旅行及び体験学習を受け入れております。

今後の予定として、6月3校、7月1校、9月2校、10月1校、11月1校、12月1校を受け入れる予定になっており、他にも家族・グループ等の体験も随時対応することと致しております。なお、民泊家庭が不足し、1軒当たりの受け入れ人数を増やしてもらうなどして何とか対応致しているところでもあります。議員各位におかれましても、民泊先確保について、ご理解とご協力をお願いできれば幸いです。

「四国の右下」右上がり協議会については、5月15日に開催されました総会で発展的に解散し、新たに「四国の右下・魅力倍增」推進会議が設立されました。基本的な枠組みは変わりませんが、アウトドアスポーツ等の実行委員会と連携を強化したり、エリア別・テーマ別に四国の右下の魅力を発掘・発信していく「企画会議」を設置し、専門部会として南阿波グルメの開発・販売強化等を行う「食部会」、体感プランの企画提案やインバウンド拡大に向けた体制整備等を担う「誘客推進部会」の2部会を設置することとなっており、「四国の右下」右上がり協議会の成果を受け継ぎつつ、徳島県南の魅力向上と発信に取り組んでいく予定となっております。

なお、「四国の右下・まけまけマルシェ」については、6月から9月は暑い中での物産販売が厳しいこともあり休止期間とし、10月に再開されるマルシェに向けての体制等の検討・強化に充てる予定と聞いております。

道の駅日和佐についてであります。平成27年1月末に重点「道の駅」候補に選定され、3月13日には道の駅日和佐において選定書交付式が行われ、四国地方整備局局長他3名の方と意見交換を行っております。重点「道の駅」候補とは、地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取組が期待できるものとされており、徳島県内では三好市の「道の駅大歩危」が選定されております。

重点「道の駅」候補に選定される時点での道の駅日和佐における今後の取組概要としましては、徳島県南部総合県民局からの提案もあって、外国人に対する対応力を高めたり、サイクリスト用の自転車ラックを設置したりするなどに加えて、道の駅日和佐の集客力を他の観光施設に波及させるために、町内の観光施設を道の駅の出張所機能をもったサテライトステーションと位置づけて、施設整備や体制の強化等を行い、周辺観光施設への周遊を促進していく構想を提示しており、今後、関係機関との協議を進めて参りたいと考えております。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告致します。地籍調査事業では、平成25年度繰越分の地籍調査その2については、赤松字新発谷地区、日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区は、一筆地調査及び一筆地測量が3月31日に完了し、26年度当初分の由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発口地区についても、一筆地調査及び一筆地測量が完了しております。

また、平成26年度繰越分の奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地調査と平成27年度分の日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区、由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発谷・新発口地区の地籍図原図作成、地積測定、地籍図及び地籍簿の作成、公告・閲覧と東由岐字本村・大池地区の調査図素図の作成の工程について、6月下旬に発注する予定です。

恵比須浜漁港ストックマネジメント事業については、係船護岸補修工事の一部と東西導流堤の鋼矢板式護岸の捨石による根固工事は27年度へ繰越しとしておりますが、去る6月8日の地元説明会において、モジャコ養殖以外の漁期への影響や工期内

の作業船確保が難しいことが判明したことから、6月10日に予定していた入札は延期し、今後、地元調整を図りながら発注時期を検討することに致しております。

西河内字馬木付近の本村馬木線舗装修繕工事は、5月中旬に発注し、7月上旬に完了する予定であります。

阿部漁協付近の阿部1号線及び県道由岐大西線から阿部小学校へ取り合う阿部2号線の法面修繕のための測量調査設計業務は、5月中旬に発注しております。

繰越しておりました橋梁長寿命化修繕計画による赤松字日浦の杉山橋修繕工事は、5月末に完成しております。また、内ヶ磯橋は、修繕工事のための測量調査設計業務を発注したところであります。

県単急傾斜地崩壊対策事業では、北河内北分・山中宅裏と寺前・松坂宅裏及び西河内永田・上田宅裏の擁壁・防護柵設置工事については、3月末に完了しております。

公共土木施設災害復旧事業では、魚呑川外3箇所、河川工事及び馬路1号線道路工事について、工事用用地の確保等地元調整に不測の日数を要したため、繰越していましたが、魚呑川と馬路1号線の工事は完了しております。

公共下水道事業で25年度繰越分の寺前排水区管渠整備工事については、桜町・カメラのマツモト前付近で雨水排水管渠埋設工事が3月末に完了しております。

次に県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係ですが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、道路予備設計の発注を終え完了次第、詳細設計を発注する予定と聞いています。

日和佐小野線・田井の田井川樋門の道路拡幅のための橋梁詳細設計は、作業中でありまして、田井ノ浜第1踏切の拡幅については、JRとの協議を引き続き行うと聞いております。

阿南鷲敷日和佐線深瀬の不動の滝付近の視距改良は、用地交渉を進めており、引き続き用地取得及び工事予算の要望中と聞いております。

日浦野田線の道路維持修繕の第一工区は、用地交渉中で27年度の用地取得及び工事の発注予定と聞いております。

北河内奥河内線新宝木橋の補修及び耐震補強工事は、3月末に完了したと聞いております。

日和佐上那賀線山河内の路面陥没は、河川内の擁壁工事は完了し、現在、道路工事中で9月下旬の完成予定と聞いております。

す。

由岐港線の西由岐での道路落石工事は、現在工事中で、9月末の完成予定と聞いております。

阿部お水大師付近の崖崩れ対策については、由岐大西線の道路排水流末部の対策について測量設計を完了し、工事発注に向け関係者との調整を行っていくと聞いております。

次に河川、砂防、治山関係では、県単河川維持修繕事業では、西河内馬木の日和佐川左岸において、かごマット護岸による復旧工事が3月末に完成し、6月から河床整正を行っていると聞いております。

県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近の擁壁、法面工事については、管理用通路側の一部擁壁工事が9月に完成予定と聞いております。また、金毘羅神社南側斜面では、用地協力に同意が得られたため、擁壁、階段工事の発注準備中と聞いております。

県単砂防事業の津波避難階段は13箇所のうち、10箇所は既に完成し、未発注箇所の恵比須浜田井は、昨年度入札不調となったため工事内容を見直し発注準備中、伊座利は、階段工施工中で、東由岐は用地交渉中と聞いております。

山王谷の通常砂防事業は、東側堰堤第一工区の3分の1について昨年度末に完了し、引き続き水路及び堰堤工事を発注し、施工中と聞いております。

次に港湾、漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の防潮堤については、大浜地区は、今年2月に発注した第1工区の改良工事が5月下旬に完成し、引き続き、平成27年度も第2工区の整備を進めていくとともに、港内戎地区は、現在詳細設計中で、今年5月から近隣の町内会ごとに説明会を順次開催し、町と地元で整備方針について調整を進めていく予定と聞いております。

由岐漁港志和岐地区の南防波堤補強工事の消波ブロック製作・据付は、3月上旬に完成したと聞いております。志和岐地区の藻場造成は、3月上旬に完成したと聞いております。

由岐漁港由岐地区の耐震診断は、12月上旬に完了し、27年度に耐震改修の詳細設計を7月に発注予定と聞いております。

志和岐トンネルのLED照明工事は、トンネル片側部を3月上旬に発注し、6月に完成予定で、引き続き、残りの工事を8月に発注予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、消防団関係では、4

月 3 日に海部地方分会が美波町で開催され、郡内の各分団長及び副分団長が出席されました。また、5 月 31 日には海部郡新入消防団員講習会が海部地方分会主催のもと海陽町で開催され、消防団員としての基礎的な消防技術・知識の習得を図り、強固なる消防精神を養い、消防防災活動の充実が図られました。

3 月 28 日 15 時 00 分ごろ、西河内上田宅裏山林より火災が発生し、海部消防組合と日和佐地区全分団が出動し、水利が十分確保できない場所ではありましたが、消防団員の懸命な消火活動により、大きな被害もなく 16 時 16 分に鎮火しました。今回の火災は、今年に入り 4 件目となりますので、機会を捉えて火の取り扱いについての注意喚起を行って参ります。

防災関係では、2 月に引き続き事前復興まちづくり住民意向調査地区別懇談会を 3 月 2 日に伊座利自主防災会及び井ノ上自主防災会、3 日に赤松自主防災会、5 日に志和岐自主防災会及び恵比須浜自主防災会、6 日には、木岐自主防災会と阿部自主防災会、13 日には西河内自主防災会において実施し、昨年 11 月に実施しました事前復興まちづくり住民意向調査の結果報告及び地区別の課題に関する意見交換、事前復興まちづくり構想の検討などを行いました。今後は、この意向調査及び懇談会の意見を踏まえ構想を具現化するため第 3 者を加えた検討会を立ち上げ、美波町事前復興まちづくり計画を検討していきたいと思えます。

美波町自主防災会連合会シンポジウムを 3 月 24 日に日和佐公民館において開催し、「東日本大震災を教訓に避難所運営を考えよう」というテーマのもと国立民族学博物館民族文化研究部教授 竹沢尚一郎氏をお迎えして「東日本大震災の避難所運営の教訓漁村・市街地・内陸」と題して基調講演をしていただきました。

また活動報告として、「美波町自主防災会連合会の 2 年間の取組み」と題して徳島大学地域づくりセンターと自主防災会連合会の取組みについて報告があり、最後に座談会として「美波町の避難所運営を考えよう」というテーマでコメンテーターとして竹沢教授を交えての座談会を行いました。

美波町自主防災会連合会総会及び研修会を 5 月 29 日に開催し、26 年度事業報告並びに 27 年度事業計画案について協議を行いました。また、研修会では、徳島弁護士会の弁護士堀井秀知氏にご講演を頂き、「災害から暮らしを再建する」と題して講演を頂き、自主防災会役員や会員の皆さんが熱心に聴講されました。

春の交通安全キャンペーンとして、4月5日に開催された「2015 桜街道・夢マラソン」会場において、マラソン参加者にチラシとお菓子を配布し、交通安全の啓発を行いました。5月20日には、美波町交通安全協会主催の「春の交通安全キャンペーン」を牟岐警察署と共催し、「道の駅ひわさ」において実施しました。国道55号を通行していた運転手の方々にお菓子とチラシを配布し、海陽町の中学生が一日警察署長となり、日和佐こども園の園児とともに交通安全を呼びかけました。

次に、由岐支所関係では、阿部診療所の所長でありました川端医師が健康上の理由により、3月31日をもって退職されましたが、第1・第3木曜日にパート医師として診察に来て頂いております。なお、川端所長の退職に伴い、4月から由岐病院本田院長が阿部診療所所長を兼務し、毎週火曜日の午後に本田院長による診察を行っております。現在、新たな医師確保に向け県医師会をはじめ、関係機関にも医師派遣の要請を行っているところであります。

阿波銀行由岐支店の由岐支所庁舎内への移転が完了し、6月8日から由岐支所庁舎内において営業を開始いたしております。

次に、教育委員会関係であります。学校教育関係では、本年度末で休校となる木岐小学校について、5月8日木岐公民館において、「木岐小学校の休校についての説明会」を開催し、地域への報告、今後の休校準備等について説明をさせていただきました。また、本定例会にも、休校記念誌作成に要する予算を計上させて頂いております。

本年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしました。美波町では、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ、「幼保連携型認定こども園」として、日和佐幼稚園と日和佐保育園を一体にした「日和佐こども園」と、従来からの由岐保育園を「由岐こども園」として開園するとともに、赤松・木岐・阿部の各保育園についても「保育所型認定こども園」として開園し、いっそう美波町の子ども子育てを支援する体制をとっております。なお、園児数につきましては、4月1日現在、日和佐89名、由岐31名、赤松8名、木岐9名、阿部6名となっております。

社会教育関係では、「2015 桜街道・夢マラソン」を4月5日に開催し、町内外からハーフマラソンに261名、ロードレースに59名、亀さんマラソンに122名、合計で442名の参加があり、盛大に開催することができました。

また、5月5日のこどもの日には、うみがめ博物館前広場において、「こどもの日特別イベント」を開催いたしました。カメ・かめクイズや小亀の体重当てクイズ、かめのぼり作り教室などに大勢の家族連れを含め、約950名の参加者があり、楽しいひと時を過ごして頂きました。

今年のアカウミガメの初上陸、産卵は5月1日にあり、昨年より3週間程早い上陸となりましたが、その後、上陸が確認されず、心配をしていたところ、6月7日の夕方、2頭目が上陸・産卵し、関係者も安堵し、今後の上陸に期待をしているところでございます。

次に、水道課関係では、平成26年度の木岐配水池更新工事実施設計業務は、繰越事業として工期を27年5月末までに延伸するとともに地質調査を追加し、5月22日に成果品を受領しました。現在、高規格道路の使用について、国土交通省徳島河川国道事務所と事前協議中であります。また、平成25年度からの繰越事業であります由岐谷裏配水池更新工事基本設計業務は、平成27年3月31日に完成し、28年度に由岐配水池更新工事を着工すべく計画を立てているところであります。

以上、「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、報告第2号から報告第4号の3件は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第5号は同施行令第145条第1項、報告第6号は地方公営企業法施行令第18条の2第1項のそれぞれの規定により議会に報告するものでありまして、地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したものであります。

まず、報告第2号「平成26年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越事業全体では16事業で、翌年度繰越額の総額は333,378,340円となっております。繰越事業の内訳は、総務費では、公共施設再生可能エネルギー整備事業で12,360,440円、空き家再生等推進事業で16,000千円、地方創生交付金の消費喚起、生活支援事業で23,701千円、地方創生交付金の地方創生先行型事業で36,311千円、衛生費では、簡易水道特別会計繰出金で27,000千円、医療体制整備事業で42,292千円、農林水産業費では、国土調査事業で39,820,382

円、県営漁港負担金事業で 7,532,258 円、恵比須浜漁港整備事業で 45,660 千円、土木費では、橋梁長寿命化事業で 9,531,660 円、道路維持事業で 4,922,800 円、西の地地区用地登記業務事業で 2,100 千円、公共下水道特別会計繰出金で 4,700 千円、消防費では、総合的な安全・防災基盤整備事業で 7,900 千円、とくしまー0 作戦緊急対策事業で 26,000 千円、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業で 27,546,800 円でございます。

なお、繰越事業については、国の補正予算に対応して 3 月補正で計上した事業も含まれておりますが、出来るだけ早期に完了できるように努めたいと考えております。

報告第 3 号「平成 26 年度美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、営繕費の木岐配水地建設改良事業で、翌年度繰越額は 81,831 千円でございます。

報告第 4 号「平成 26 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、下水道事業費の公共下水道整備事業で、翌年度繰越額は 21,000 千円でございます。

報告第 5 号「平成 26 年度美波町一般会計継続費繰越計算書について」は、新病院建設事業に係る一般会計補助金について、平成 26 年度割額の確定に伴い、支払い残額を逓次繰越額として 212,060 千円を翌年度へ繰越すものでございます。

報告第 6 号「平成 26 年度美波町病院事業会計継続費繰越計算書について」は、新病院建設事業に係る事業費について、平成 26 年度割額の確定に伴い、支払い残額を逓次繰越額として 270,261 千円を翌年度へ繰越すものでございます。

議案第 40 号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、条例の一部改正 3 件、平成 26 年度一般会計と特別会計 6 件を専決処分させて頂いておりますので、同条第 3 項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず、専決第 2 号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）」は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う条例改正であります。主な改正内容は、原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車に係る税率の引き上げ時期が 1 年間延期されたこと、軽自動車税のグリーン化特例として、新規取得した軽四輪等の税額の軽減措置、たばこ税の「特例税率の廃止」等でございます。

専決第 3 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について（条例第 12 号）」は、地方税法施行令の一部改正に伴う国保税条例の改正でございます。主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。基礎課税限度額を 510 千円から 520 千円に、後期高齢者支援金等課税限度額を 160 千円から 170 千円に、介護納付金課税限度額を 140 千円から 160 千円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、5 割軽減判定所得算定において被保険者数に乘じる基準額を 245 千円から 260 千円に、2 割軽減判定所得算定において被保険者数に乘じる基準額を 450 千円から 470 千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

専決第 4 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 13 号）」は、地方税法の改正に伴い、規定の一部の施行期日を改正するものであります。地方税法における配当所得、株式譲渡、先物取引の改正に伴う、国民健康保険税課税の特例に関するものであり、一部改正条例の施行日を平成 29 年 1 月 1 日としておりましたが、税法改正に併せた改正を行っておく必要があるため、施行期日を平成 28 年 1 月 1 日に改めるものであります。

専決第 5 号「平成 26 年度 美波町一般会計補正予算（第 8 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 96,919 千円を減額し、総額を 6,175,476 千円といたしております。補正の主なものは、繰越明許費及び地方債の補正と、歳入については、収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出については、そのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正では、基金費と予備費が主なものでありまして、財政調整基金費で 9,999 千円、減債基金費で 199,999 千円、ふるさと振興基金費で 999 千円、病院建設基金費で 19,999 千円、ふるさと応援基金費で 110 千円、子どもの未来創造教育基金費で 500 千円、予備費で 29,393 千円それぞれ追加いたしております。

専決第 6 号「平成 26 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 69,031 千円を減額し、総額を 1,122,126 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、主なものとして、歳入では療養給付費で 11,618 千円、繰入金で 60,044 千円それぞれ減額しております。歳出では、保険給付費で 39,827 千円、共同事業拠出金で 26,594 千円それぞれ減額しております。

専決第 7 号「平成 26 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正

予算（第 2 号）」は、補正額はなく繰越明許費の補正であります。繰越明許費として木岐の配水地建設改良事業費で 81,831 千円を繰り越すこととしております。

専決第 8 号「平成 26 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,500 千円を減額し、総額を 19,904 千円としております。事務事業完了等による調整予算でありまして、歳入では繰入金で 2,500 千円、歳出では下水道事業費で 2,500 千円それぞれ減額しております。

専決第 9 号「平成 26 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,900 千円を減額し、総額を 144,506 千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、歳入では国庫支出金で 4,700 千円、繰入金で 5,300 千円、歳出では下水道事業費で 11,600 千円それぞれ減額しております。

専決第 10 号「平成 26 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 5 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,744 千円を減額し、総額を 34,501 千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、歳入では繰入金で 3,744 千円、歳出では総務費で 2,199 千円、医業費で 1,545 千円それぞれ減額しております。

専決第 11 号「平成 26 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,419 千円を減額し、総額を 149,243 千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、歳入では繰入金で 2,419 千円、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で 2,419 千円それぞれ減額しております。

議案第 41 号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したことに伴う規約の変更であります。平成 27 年 3 月 31 日をもって、徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合規約の一部を改正するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めます。

議案第 42 号「美波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 14 号）」は、国の予算の成立の遅れに伴い、介護保険料の第 1 段階の軽減による保険料の改正が 2 段階で実

施されることに伴う一部改正であります。平成 27 年度から 3 年間の介護保険料につきましては、先の 3 月議会で議決を頂いたところではありますが、第 1 段階の介護保険料の 5% 軽減を今回改正するものでありまして、第 1 段階の介護保険料年額 34,800 円を 31,300 円に引き下げるものでございます。

議案第 43 号「美波町営櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）」は、町営櫛ヶ谷住宅の 5 階部分を転入者も入居可能とするための条例改正であります。櫛ヶ谷住宅については、現在 5 階部分の入居者が少なく、空き部屋が多い状態が続いていることから、人口減少が進む今日、移住施策の一つとして転入人口の増加を図るため、5 階部分についてのみ転入者も入居できることとするための条例改正であります。

議案第 44 号「財産の取得について」は、城山の藤岡邸に係る土地・建物を購入するため、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。現在、城山にある空き家、藤岡邸をサテライトオフィスの体験宿泊や大学連携事業の合宿時など、多様な地域活性化拠点施設として活用するとともに、地震災害時には避難施設としても活用するため、町で購入するものでございます。

議案第 45 号「平成 27 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,111,633 千円を追加し、総額を 7,741,633 千円と致しております。補正の主なものは、医療体制整備事業に係る債務負担行為限度額を平成 27 年度から 28 年度分として 1,449,084 千円追加補正いたしております。次に、歳出の主なものとして、総務費の財産管理費では地方公会計システム委託料で 8,100 千円、工事請負費で旧赤松小学校塀設置として 1,000 千円それぞれ追加し、企画費では不採択となった事業に係る負担金補助及び交付金の調整として 5,804 千円減額し、地方創生交付金事業費では、委託料で 1,200 千円、工事請負費で 9,900 千円それぞれ追加しております。民生費の社会福祉総務費では、国保事務費等繰出金で 1,345 千円、臨時福祉給付金給付事業費では償還金利子及び割引料で平成 26 年度分の返還金で 4,405 千円それぞれ追加し、認定こども園費では、給食材料費の節の組み替えをしております。衛生費の保健衛生総務費では、負担金補助及び交付金で病院会計負担金 70,000 千円、環境衛生費では需用費で由岐斎場火葬炉の修繕料

1,137千円、医療体制整備事業費では、委託料で16,900千円、工事請負費で938,000千円、清掃総務費では、負担金補助及び交付金で郡衛生処理事務組合負担金2,932千円をそれぞれ追加しております。農林水産業費の農業振興費では、負担金補助及び交付金で畜産小型焼却炉整備事業費1,989千円、中山間地域直接支払推進事業費では、委託料で中山間地域直接支払システム整備委託料1,545千円をそれぞれ追加しております。土木費の道路維持費では、委託料で地形図作成業務委託料1,600千円、公園費では需用費で竜宮公園ローラー滑り台の修繕費3,478千円をそれぞれ追加しております。消防費の災害対策費では、委託料で阿部残土処理場用地確定業務委託料2,000千円、備品購入費で備蓄倉庫・担架・毛布等購入費2,900千円、総合的な安全・防災基盤整備事業費では、委託料で高台整備基本測量設計委託料28,000千円をそれぞれ追加しております。教育費では、木岐小学校費の委託料で休校記念誌作成委託料3,300千円、公民館費の需用費で日和佐公民館消火栓加圧ポンプ設備等の修繕料2,069千円、社会人権教育費の工事請負費で井の上公会堂自転車置場工事費1,000千円、総合体育館運営費の需用費でエアコン及びバスケットボード等の修繕料1,587千円をそれぞれ追加致しております。災害復旧費では、農業施設災害復旧費の委託料で災害復旧設計委託料3,000千円を追加しております。

議案第46号「平成27年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,869千円を追加し、総額を1,295,880千円と致しております。補正の主なものは、データヘルス事業及び医療費適正化事業に取り組むためのレセプト点検専門員2名の賃金1,024千円、国保安定化計画策定委託料519千円等をそれぞれ追加しております。

議案第47号「平成27年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入に70,000千円を追加し、収益的収入の合計を1,096,165千円とし、資本的収入及び支出に197千円を追加し、資本的収入の合計を1,541,234千円とし、資本的支出の合計を1,544,653千円といたしております。収益的収入では、平成26年度の日和佐病院の資金不足分に対して一般会計から70,000千円を繰り入れ、資本的収入及び資本的支出に197千円をそれぞれ追加いたしております。また、新病院で取得予定の重要な資産として、取得価格が7,000千円以上となる資産の種類と名称を追加しております。

議案第 48 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、人権擁護委員のうち委員 2 名の任期が、平成 27 年 9 月 30 日で満了するため、引き続き再任を推薦するものでございます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願ひ致します。

議

長 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

(時に 10 時 14 分)

6月18日（水）

（時に 9時06分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は9名です。通告順に発言を許可致します。

11番丸龍議員の一般質問を許可致します。

11番議員 おはようございます。本日は通告どおり2点質問をしたいと思っておりますので、答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず初めでございますが、サンクス裏の進捗状況は現在どのようになっているのかという質問でございます。平成26年3月の7日の一般質問の件でございますが、平成26年3月4日の影治町長提案理由の説明の中で、町長自身助かる命を守る、それを最優先に私は施設をつくっていくと謳われています。その中ハード事業と防災意識の向上のため、ソフト事業を積極的に取り組んでいかれると明言をされておるところでございます。そこで3月7日の一般質問で私は日和佐地区における日和佐「道の駅」前サンクス裏山についての高台移転、造成構想について、私は質問を致しました。その中で町長は答弁で「議会からご提言を頂きながら安心・安全のまちづくりを推進されると」またその質問については「必要不可欠」だと言われております。あれから1年3か月が過ぎようとしておりますが、その現在、その裏山は調査・測量はどのようになっているのか。また現在どのように進んでいるのか、再度私はお聞きをしたいと思っております。またそれに合わせて、前防災課長にお聞きしました、桜町地区における津波避難タワー、建設につきましても私は質問をさせて頂きましたが、現在その姿が見えてこない、それも合わせて再度質問をしたいと思っております。その時防災課長は「今後きめ細やかな避難場所の適地があれば津波タワーも建設をしたい」というふうに答弁をされております。その現在ですね、土地またそういうふうなんもあたられているのか、合わせてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

議長 町長

町長 それでは答弁をさせて頂きます。昨年の3月議会おきまして表明をさしていただきました道の駅日和佐西側における高台整備構想の取り組み状況でございますが、平成26年度は6月議会

におきまして県補助事業の徳島 0 作戦緊急対策事業による安全・安心まちづくり構想検討業務の予算議決をいただき、その中で高台等整備構想の検討を行ってまいりました。具体的には町内における高台整備検討ワーキンググループの会議を 4 回開催、牟岐保育園・橘こどもセンターの視察、高知県への高台移転勉強会参加の他、国土交通省四国地方整備局、徳島県各部等の協議も行ってきたところでもあります。平成 27 年度は地形測量や地質調査、及び造成設計等の実施、道路敷地造成や施設の整備個所・事業費等、高台整備に必要な基本的調査を行うとともに、事業費を軽減することもあり、高台整備構想の予定地を地籍調査区域といたしまして、地籍調査による用地関係者の立会を計画しており、先般地権者の方々への中間報告をさせていただくとともに、山林立入へのご了解をいただいたところでもあります。そしてそのために必要な事業費を今議会において総合的な安全防災基盤整備事業費で高台整備のための基本設計委託料 28,000 千円を計上いたしておるところであります。高台整備は長期的な計画であり、多額の費用を要することになります。用地関係者の皆様のご協力や国・県等の関係機関との連携、また補助制度を最大限活用し、町財政の状況を見ながら南海トラフ巨大地震津波に備え、安全・安心なまちづくりを実現するためにまずは緊急性の施設の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また桜町地区の避難タワーの件でございますが、桜町地区につきましては避難タワーの建設地、いわゆる用地の確保が現在のところできておりません。もうひとつ困難なことは現在のところ桜町地区は避難タワーの実施するにあたりまして、国の補助事業の対象とならないということもございまして、進んでいない状況でございます。引き続き自主防災会・町内会の皆様と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 丸龍議員
1 1 番 議 員

今、町長から答弁を頂きました。地権者との話し合いは進めていっていると、なにぶんですね、あの山自身がですね、急で道の確保からまた進入口等々の問題もあると思うんですが、そのところは町長の手腕を発揮されまして、1 日でも早くですね、高台移転、またひとつ問題に、私が心配しておるのは認定こども園の移転問題でありまして、やはりその道が出来てです

ね、高台が造成すると、その中でそこのいち早くですね、認定こども園を持っていくというふうな計画でですね、早くやって頂きたいと思っております。緊急性を要する施設でございますので、一日でも早くですね、その件についてはお示しをしていただきたいと思います。

もう1つの桜町地区における津波避難タワーなんですが、用地が見当たらないというところでございます。ご存知の通りですね、公民館あれも耐震はできております。また海上保安部のところの外の階段も整備もされておりますがですね、やはり桜町地区、またここの道の駅も踏まえましてですね、観光客また避難、帰宅困難者が出てくるというふうな場合も想定もされておりますので、そこのところをですね、町長鑑みてですね、1日も早く建設・整備をお願いをしたいと思っております。そこのところちょっと答弁お願いします。

町 長 おっしゃられたように認定こども園関係の移転につきましては、緊急性のあるっていうように認識しておりますし、また桜町地区の避難タワーにつきましても、先ほど申しましたように自主防災会、また町内会とも相談しながら適地があるかと言うようなことも含めまして、進めさせて頂きたいと思っております。

議 長 丸龍議員

1 1 番 議 員 議長、すいません、町長が答弁して頂いたとおりですね、早くですね、1日も早く町民は、またあの地区の人は願っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。1問目を終わります。

議 長 丸龍議員

1 1 番 議 員 2点目でございます。通告の通り由岐地区におけるB&G海洋センターまた日和佐地区におけるカレッタの博物館の指定管理についてを質問をしたいと思っております。これを指定管理にするという予定があるのか、その点をお聞きをしたいと思っております。2003年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年9月に施行をされております。地方自治法の下では官から民への行政改革を反映し、地方公共団体、公の施設、民間事業が管理できるようになったわけでございますが、この等2つの施設について指定管理を考えていないかとの質問でございます。本町ではですね、現在46施設が指定管理をされているところでございます。その中、大きく施設が分類されるわけなんですが、BGの施設につきましてはレクリエーションスポーツ施設にあたっておるところでございます。またカレッタについて

は文化施設であり、なかなか指定管理というのは難しいと思うんですが、その中やはり一口いってもですね、メリット・デメリットがあるわけございまして、メリットと致しましてはその指定管理にして施設の管理人、民間事業者等のノウハウが活用されると。また利用者に対するサービスの向上が期待できるわけございまして。また施設の管理に期間を設けてP D C A、すなわち計画・実行・評価・改善そのサイクルを明確にすることが利点であります。また3つ目は指定管理者の選定手続きを公募することで競争原理による管理コストの軽減を図ることができると考えております。行政経費が削減されればですね、大変本町にとってはメリットではないかと、私自身は考えておるところでございますが、その件について指定管理を考えているのか、お聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 社会教育課長

社会教育課長

B & G海洋センターについては平成28年4月を目途に指定管理者制度を導入に向け、適正な管理運営が確保できるよう検討作業を進めております。本施設はスポーツの振興と指導を目的とした施設であることから、継続的な指導体制がとれるよう制度への意向を考えるものです。次に日和佐うみがめ博物館については現在導入は考えていません。美波町では昭和25年からうみがめの保護監視、調査研究に取り組んできました。町民の方の協力もあり、種の保存・生物多様性の観点からも貴重な施設となっております。博物館は美波町におけるうみがめの保護監視・調査・研究・教育業務を担っており、貴重な財産として引き継げるよう努めてまいります。以上答弁とさせていただきます。

議 長 丸龍議員

1 1 番 議 員

今、公民館長から答弁を頂きました。由岐地区におけるB Gに関してましては、施設に関しましては民間指定管理を考えているという答弁でございました。カレットについてはしばらくはそのまま町営でいくというような答弁だと思っておりますが、この現在ですね、B Gのまたカレットの利用者数が分かればお示しを願いたいと思います。またカレットにおきましてはこの美波地区また日和佐地区における唯一の観光施設の1つではないかと、私自身考えているところでございます。およそ大方年間2万人前後ですかね、利用者があるって、ウェルかめのテレビ中継の時は5万ぐらい増えていたのかなあというふうなことでございますが。その点についてですね、再度利用者数また今後どのようにB Gを推し進めていくのか、やはり利用者また観

光客が喜んでいただける施設づくりというのをどのように推し進めて行かれるのか、それをお聞きをしたいと思います。

議 長
社会教育課長

社会教育課長

ご質問の利用者数につきまして、私の方から報告させていただきます。先ほど言われましたようにテレビドラマの「ウェルかめ」がありました、すいませんカレッタにつきましてですけど、テレビドラマがありました平成21年度、これがピークであります。62千人、概数で報告させていただきます。62千人、以後22年度48千人、23年度34千人、24年度28千人、25年度31千人、26年度28千人、これは無料も含めました総入館者数ということで報告させていただきます。次にBGの利用者数ですが、24年度から報告させていただきます。概数であります。24年度14千人、25年度13千人、26年度13千人、以上のとおりとなっております。

議 長
1 1 番 議員

丸龍議員

今、課長から人数等説明を頂きました。やはりメリットばかりではないと、デメリットも考えられるわけなんですけど、やはりその地域における利用者、BGに関しましてはね、それに関してはどうですか、やはり低下のないように、それはお願いはしときたいと思っております。またこのカレッタにつきましては、何かカメにウミガメに電波を付けてですね、なんか発信装置を付けてですね、調査研究をしているというふうに前も予算があったと思うんですが、予算どりをしようと思うんですが、その現在電波はカレッタの方に届いているのか、またその結果はどのようなになっているのか、分かるは範囲で結構でございますので、答弁をお願いしたいと思います。

議 長
社会教育課長

社会教育課長

アルゴスによるウミガメの行動調査を行ってきておりましたが、昨年度は機器不良によりまして中止となっております。25年度まで分につきましては、すでに電波はこちらの方には入ってきておりません。すなわち追跡調査は終了しているという状況であります。25年度までの調査の結果につきましては日本ウミガメ協議会等の会議におきまして、学芸員の方より報告、文章として結果は出さしていただいております。以上です。

議 長
1 1 番 議員

丸龍議員

ありがとうございます。発信装置を付けてはこっちに電波が届いてないと、1日でも早くですね、それまた再度ですね、ウミガメの調査保護のための観点からでもですね、早く直して頂いて、再度調査をしていただくといいようにしていただきたい

と思っております。

最後ですが、BGのプールに関しましては、利用者が仮にです、指定管理で進めて行ってもです、サービスの低下のないように、利用者が十分喜んでいただけるような施設づくりをしていただきたいと思いますと思っております。またカレッタにつきましてもです、やはりです、民間と違って町営の経営となりますとやはり言葉は悪いんですが、下手なところも多々あると思います。その点についてです、やはり観光客が喜んでカレッタを利用して頂ける、また楽しくです、カメが見える、分かりやすい、そういうふうな施設づくりをお願いをしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議

長

以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。

続いて5番川尻議員の一般質問を許可致します。

川尻議員

5 番 議 員

おはようございます。一般質問をただ今からさせていただきます。私は空き家対策についてとです、防災災害対策について大きく2点につきましてご質問をさせていただきます。1点目の空き家対策につきまして、去る5月26日空き家対策ということで、国におきまして特別措置法が制定されました。全国に820万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が制定施行されました。市町村は治安や防災・衛生上の問題が懸念される空家の所有者に撤去や修繕を勧告・命令できる制度でございます。命令違反には500千円以下の過料を科し、強制撤去も可能とした。勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず税額が最大6倍になり、自治体の権限が法的に位置付けられ、対策が本格化されると思います。この特別措置法に対してです、今後町はどのように取り組んでいくのかまず最初に致します。

本町のです、治安防災上問題が懸念される危険な家屋、修繕し再利用が可能な空き家の現状を町として把握されておるかをお伺いを致します。

議

長

総務企画課長

総務企画課長

ご質問にお答えさせていただきます。空き家調査につきましては平成20年度に町内会連合会に調査を依頼しております。調査内容につきましては空き家の場所と件数、構造や使用出来るか出来ないかなどとなっております。この調査では空き家件数は町内で325戸でありました。その内貸し出しが可能であるのかということで、貸出可能が11戸という結果になっています。この貸出可能というのはこの調査が移住施策の1つとして行ったた

め治安防災上問題がある危険な空き家の把握状況までは至っておりません。今回、空き家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月に公布されまして、その施行は今年2月26日と5月26日に分けて施行されています。これを受けまして今年去る6月1日に国の説明会があったところでございます。この法律では、空き家等対策計画の策定、協議会の設置や空き家のデータベース化、特定空き家等に対する措置などがありますが、特に特定空き家等に対する措置については、議員おっしゃられたように固定資産税の住宅用地特例除外や最終的には代執行によることも可能となっております。

ただし、この法律におきましても第一義的には空き家の所有者が、自らの責任において管理することが前提ということになっております。実施につきましては、市町村の判断に委ねられているところでございます。

町におきましては、法律の趣旨なども踏まえ関係各課とも協議を行い、今後の空き家対策について方針を決めたいと思っております。以上です。

議 長
5 番 議 員

川尻議員

この町村にですね、権限が与えられると、今度の法律によって。やはりそれを施行するにあたってですね、やはり各審査会なりね、ほういうやっぱり組織づくり、非常に個人の物件をですね、強制的に排除するという場合には個人が一番してくれればそれでいいんですけれども、やはり周辺に迷惑を掛ける、今でもそういうふうな家屋を私達、我々把握しておるんですよ。隣がね、誰も空き家でおらないと、所有者もはっきりしないという箇所もございます。個人的にはやっぱりそういう問題ちゃね、隣り合わせでけんかをしたくないというんがこれ人間人情でございます。今回のこの法律によって行政でやれるとなった時に、やっぱりそこらへんは慎重にね、そういう強制撤去をした場合に、ほのそれに対する費用をね、行政が持つんでしょ、当然強制執行すれば、どんなんですか、まだそこまで。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

代執行につきましては行政代執行に準じて行うこととなっておりますので、それにかかる費用については所有者に負担を請求するというかたちになります。

5 番 議 員

3点目になりますが、従来本町で事業化されている老朽化空き家対策のまあ取り壊し・撤去についてであります。これと並行してこの新しい措置法を区別するのか。またこれを新しく

そういうのを制定するのか、そこをですね、今のどのように考えられておるのか、それと今現在施行されております空き家の崩壊撤去の補助金についてであります。町は地域づくり推進事業において老朽、危険な家屋は崩壊による危険津波からの避難路の確保等の理由から取り壊し、その処分、整地に対し1,500千円を限度として補助しますと、事業費の3分の2を補助するという制度を設けています。この制度で対象になる家屋等は原則として老朽木造家屋となっておりますが、非木造は対象にしないのか、またどのような場合に非木造でも対象になるのかも伺い致します。

議 長 総務課長
総務企画課長

まず1点目の今行っております空き家の除却事業ですけれども、これについてはご本人の申請による補助となっております。ですから行政主導でなくて持ち主の方が壊したいという場合の申請に対応しまして、補助金を出すという仕組みになっておりますので、今回法律が施行されました空き家に関する件につきましては、また別の考え方ができようかと思えます。ただ空き家の計画を策定する場合には、こういった除却事業ももちろんその計画の中には入りこんでこようかとは思いますが、行政が直接この空き家を、代執行による除却等ができる今回の法律とは少し違った意味合いがあるかと思っております。それで先ほどの地域づくりの除却事業の木造の可というところなんですけれども、ちょっと確認しますけれども、今行っています国からの補助を受けて除却については、木造が基準となっております。町の分についても木造と思っておりますけれども、再度ちょっと確認はしておきますけれども、そういった状況になっております。

5 番 議 員 への空家対策でですね、再生可能な空家、11戸と先ほど課長ご説明があったと思うんですが、やはり危険性のある家屋はですね、やはり迷惑するんで津波、地震津波の場合は避難路を潰したりですね、隣環境的に周辺にみな困っておるというような状況、やっぱり地域でもですね、町内会始め防災会、いろいろ相談を受けて町にもいろいろと陳情なり相談に来ると思うんですけれども、そういうふうに関人口が減る中で空家が増える中で、今までになかったようなまちづくりはこれからしていかなければどんどん人口が減る中で、やはり有効的に使えるものは使えるというような、町村によりましてはですね、空家バンク的なものをですね、ちゃんとこしらえて移住者をと

というような町村もあるようです。今後再利用をできるものはする、悪いものはもう潰さなきゃあないという指導を徹底して頂きたいと思います。終わります。

続きまして2点目の防災災害対策について質問を致します。前回、昨年6月の一般質問ではですね、この防災につきまして南海トラフによる津波、地震津波対策を質問させて頂きました。その時にですね、先ほど同僚議員からの質問にもですね、とくしま0作戦によって進めて行くと、現在もまあ進めておるのは私も分かっております。予算も組んでですね、昨年3月にいろいろと調査なり推進をしていることは分かっておりますが、この地区地区非常に合併して範囲が広ろうなっておると言う中で、今回私は、前回ここをどうせいかね、そういうふうな質問ではなかったんですけども、今回は場所を指定して質問をさせて頂きます。

南海トラフによる地震津波に備えて事前復興対策として由岐湾内には高台がなく、ねんりん奥に二次避難場所として防災公園・仮設住宅・住宅地など等をですね確保してはいかがかということをお伺いたします。

議長
消防防災課長

消防防災課長

お答えいたします。ねんりん奥の土地利用につきましては、昨年、西の地自主防災会の酒井会長と西の地町内会の川尻会長、それから西の地自主防災会事務局の3名が町長のところに要望がございました。用地の一部を寄付したいというお話と一部は有償でのというお話がございました。その時のお話として、利用計画と土地の所在を確認して頂きたい旨のお話と、利用計画がはっきりしないと取得は難しいので相談をしながら話をさせて頂きたいとお答えをさせて頂いております。

町としましては、自主防災会・町内会と協議をしながら進めていくことにしております。今後は事前復興まちづくり計画とも整合性を取りながら、協議を進めていきたいと考えております。以上答弁とさせて頂きます。

議長
5番 議員

川尻議員

防災課長の答弁、協議を進めて行くと、今まで1回もしとらんということえ、してないんですか。ここで答弁を頂いた以上、きっちりやっていただきたいと思います。やはり要望書を出して陳情に来たらやっぱりその返答をね、もう半年も1年もなってますわな、確かに。最初の場合だったら、やはりこういう状況であると、今考えよんやと、やっぱりそこらへんをね、

やはり伝えていただきたいと、いろいろ構想、やはり多額の財源も必要なし、そういうところもね、やはり説明をね、して頂きたいと、付け加えて今後前向きにですね、検討して頂きたいと私は要望はしときます。

それとですね、各町内会から施策要望として防災災害に対する町当局にいろいろ陳情等があるかと思えます。12月に町内会会議、その時にいろいろ各町内会から役員会、住民の皆さんのご意見を聞いて役場に行政にそういう陳情があるかと思えます。その時にですね、先ほどの西の地町内会・防災会のことではないんですけれども、ほれと並行してやはり各町内会から来た要望に対して、現在の状況はこうやというような、報告がやっぱりなされよんか、そのところお聞かせ願えたらと、そうしないとね、やっぱり住民の皆さんが心配するわけで、これ言うとなのにいつがたったらできるんなど、またこれ秋が来たら昨年と一緒に台風が2つも来たら、またいろいろな被害が出てくるという。その被害を前はほんな被害も多かったと思えます。要望書の中に、やっぱりそこらをきちっとしていかなんたらまたにろくのことにまた災害が起きたときにですよ、前回にいうたことがいっこともできたらんけんこんなになるんじやとかね、これも行政に対する、また議員我々にもね、そういうことが出てくるんですよ。なんや言うてくれとれへん、いっことも直してくれへんでないかと、そういうふうにならんように、まあいちいち対応して今こういう状況です。これからかかっていきますとかね、やっぱり住民の方にそういう説明をやっぱりしていただきたい。まだ去年の台風のもので、この土砂がまださらえとらんところがあるんです。ほれも言うことは言うんですよ、どこでどないなつとんやけども、私もあんまり再々言うんもね、何かと思って、もう忘れとんやらね、ほこらへんはちよっと分からんですけど、やっぱりきちきちとせないかんことはしていただきたいということで、いろいろさっき言うたに長期的な展望のもとで多額の財源がいる、資金がいるいうやつは慎重にいろいろ協議しながら、実際にもう起つとうことはね、もう早く復旧をしていただくということをお願いしといて、私の一般質問を終わります。

議

長

以上で川尻議員の一般質問は終了しました。

続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8 番 議 員

議長の許可を得ましたので、私からは大きく3問質問致しま

す。まず 1 問目教育環境向上に向け、新たな展開をですが、小さく 3 点に分けてお伺いします。昨年 7 月に厚労省が発表した平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率が平成 24 年度時点で 16.3%と過去最悪を更新しました。前回調査の平成 21 年度から 0.6 ポイント悪化し、原因は子育て世代の所得が減ったこととしています。貧困率の高さの要因としては、雇用が不安定な家庭ほど経済状況も厳しく、特にひとり親家庭の経済状況の悪化が指摘され、貧困の連鎖についても指摘されています。昨年 1 月子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均衡等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、基本理念、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置、対策の実施状況の公表等について規定されています。本町において就学援助受給者数は小中学校合わせて要保護で 4 人、準要保護で 59 人とお聞きしています。申請主義なのでもしかしたらもう少し多い可能性もありますが、小中学校 392 人のうち、約 16%大まかに考えると 20 人学級では 3 人程度となるかと思えます。現在子どもを取り巻く問題は貧困だけではないかもしれませんが、ひとり親家庭も含めた子供の貧困対策を推進するための教育環境の向上、いいかえれば将来社会の中で自立し、他社と連携、共同しながら生涯に渡って生きぬく力を育むための学習支援や体験支援は、これからの教育課題に挙げられると思えます。本町のビジョンや取組等をお伺いします。

次に文科省は 2019 年度以降、原則としてすべての中高生を対象とした英語の新テスト導入を検討しています。英語力向上のためには読む・聞く・書く・話すに注視されますが、さいわいにも本町はオーストラリアのケアンズ市と昨年姉妹都市 45 周年を区切りに新たに姉妹都市協定を締結しました。今年度本町では青少年の人材育成事業として、12 名の学生派遣留学事業が実施され、A L T も 1 名追加されています。県内でも同じ海部郡においては牟岐町では県事業の英語村や、海陽町では町独自の子ども歩み事業における英語教育、また石井町ではパスポートのいらぬ英国留学ができるプリティッシュヒルズの活用、県事業では今年度は A L T と共に徳島を学ぶデイキャンプ事業が県内 3 カ所で、また勝浦町でもグローバルコミュニケーション向

上事業として中学生対象に英語キャンプが実施されるなど、さまざまな施策を行っています。本町においても子ども達がより英語に親しむ環境づくりに努めてもらいたいと望みますが、今後の英語力向上に係る英語教育ビジョンは具体的にどのようなになっているのでしょうか。

最後に新たな教育委員会制度に移行し、今年度から総合教育会議は首長が招集することから首長のビジョンも少なからず影響すると考えます。教育行政に係る町長のお考えをお伺いします。以上答弁の方よろしくお願ひします。

議 長
教 育 長

教育長
それでは私からご質問の1点目と2点目についてお答えさせていただきます。1点目につきまして子どもは家庭環境によって、様々な影響を受けることとなります。経済的な理由で影響を受けるものとしましては、塾通いによる学習補充や旅行に代表される体験的な活動があると思います。学習面では、研修を重ねた教師が取り組む学校教育によって、平等に質の高い教育を受けられる環境があると考えておりますが、体験的な活動については、家庭環境の違いを埋める程の学校教育環境があるとはいえないとも感じております。学校教育での体験活動は、「総合的な学習の時間」で実施されている、ふるさと学習や職業体験、防災教育や環境学習など幅広い体験活動の機会を提供するべく取り組んでいますが、授業で実施できる活動には時間的な制約があり内容も制限されます。その他に校外活動としては、修学旅行、宿泊訓練、遠足、見学、音楽発表会、体操発表会、陸上大会、水泳大会などがあり、体験的な活動となっております。

家庭環境の違いを学校教育環境だけで埋めるには限界があると考えておりますが、社会教育面でもスポーツ少年団活動をはじめ、県外研修やキッズフェスティバル、映画鑑賞会など各種団体のご協力をいただきながら体験活動機会の提供に努めているところです。教育委員会としましては、家庭環境による教育機会の差が少しでも埋められるよう、取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目についてですが、現在、中学校では英語教育として全学年で週4コマ、小学校では外国語活動として5年生と6年生で週1コマの授業が行われています。中学校では少人数の習熟度別授業やチームティーチングにより、一人一人に分かりやすい英語授業の展開に努めています。また、ALT指導によるヒアリングや発音のスキルアップ、コミュニケーション力の

向上にも取り組んでいます。授業以外にも、英語検定や英語弁論大会への参加を促して英語への関心と学習意欲が高まるよう取り組んでおります。小学校においては、英語に慣れ親しませながら、英語でコミュニケーションを図ることへの興味を育てるよう取り組んでいます。5・6年生では、担任を中心にALTが加わり、学習が苦手な児童も意欲的に参加できる楽しい外国語活動を進めています。また、朝の放送を英語で行い、校内に英語表示を整えて英語に触れる機会を増やす環境づくりや、下校時の英語による全校放送など、学校による違いはありますものの、どの学校も高学年だけでなく1年生から英語に関わる環境を作って早い段階から英語への興味が育つよう取り組んでいます。

英語力の向上についてですが、読む・書くという技能は、教室での座学で身に付けることができますが、聞く・話すという技能は、体験的な要素が大きい技能となります。この聞く・話すという技能の向上がこれまでも増して、今後の英語教育で求められる英語力だと考えています。英語教師が英語によって授業を展開することで聞く・話すという技能も向上すると思われませんが、一方では授業の進度が遅くなるということが懸念されますし、習熟度によっては、授業そのものが理解できないものになる恐れもあります。そのような状況を考えますと、たとえば、日常的に英語で接することのできる環境を備えるために、全ての小中学校へALTを配置したり、本年度国際交流事業として機会をいただきました中学生のケアンズ市への派遣を継続的な活動として位置づけるなど、聞く・話すという技能の向上に資する体験の機会を整えることで、英語への興味を育てて、英語力向上を図ることが今後の英語教育の方向性ではないかと考えております。以上です。

議
町

長 町長

長 それでは私の方からは、新たな教育委員会制度への首長の影響についてということにつきまして、私の考えを申し上げたいと思います。まず地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されておりますが、今回の改正は文部科学省通知によりますと、教育の政治的な中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国関与の見直しと制度の抜本的な改革を行うもの

とされておりまして、その改正のポイントは大きく 4 点を示されておりまして、1 点目は教育長、2 点目は教育委員会、3 点目は総合教育会議、4 点目は大綱となっております。そこで議員ご質問の総合教育会議であります、会議における協議事項、協議調整事項として 4 点が規定されておりまして、1 点目は大綱の策定に関する協議、2 点目は教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育・学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議、3 点目は児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、4 点目はこれらに関する構成の事務の調整となっているところであります。また通知の中で留意事項として、総合教育会議は組長または教育委員会が、特に協議調整が必要な事項があると判断した事項について、協議または調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置されたものではないこと。総合教育会議においては教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員の人事、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議台とすべきではないことなどが示されておるところでございます。これらのことから私自身は教育委員会の教育の政治的な中立性・継続性・安定性を認識しつつ、また教育委員会の自主性方針等を尊重しながら、教育環境の充実に努めてまいりたいと、いうふうに考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

ただ今、教育行政に対する町長のお考えもお聞きしました。教育委員会の姿勢を尊重するという言葉から、あのう行政も教育委員会もお互いに切磋琢磨しながら、未来の子ども達のために希望の道を開いてほしいなあと思います。総合教育会議については昨年 9 月の議会で質問した中で、教育長は総合教育会議においては首長の意向が示されると思うが、教育委員会との調整の場であると考えてるので、十分な町政に努めることで学校現場への大きな影響は生じないと考えると答弁されています。その調整において、学校現場では校長先生のリーダーシップのもと最大限の努力をなされていると思いますが、現場の先生方の業務内容の多様化による負担の大きさや、正規教員と臨時教員の業務バランスが適正なのかどうか、そのあたり一番現場の近くにおいて把握しているのは教育長だと思いますので、十分な

調整につとめ、学校現場においても風通しの良い環境づくりを推進して頂きたいと思います。先ほどの答弁で、教育委員会としての取り組みについてはお答えいただきましたが、児童生徒が減少する中で、やはり美波町ならではの社会資源をもっと生かし、子どもたちにとって等しく質の高い学習支援のみならず、将来に必須である主権者としての自覚と、社会参画の力を育む環境づくりを推進するため、教育委員会としてもっと積極的に施策を打ち出してもいいのではないかと考えます。先ほど英語教育に関しては体験的なもの、継続していききたいという話もあって、ケアンズの留学に関しては、継続的な活動としていききたいというお話もありましたが、今後新たに何か検討中の取り組みがあればお伺いしたいと思います。1つ体験の提案として、提案したいんですが、子ども達が英語マップを観光協会の方やALTの方と共に作成し、町内に掲示するといったそのような体験もいいのではないかと考えますが、そのあたりも含めて検討して頂けたらと思います。

議 教 育 長

長 教育長

ただ今、英語マップというような提案も頂きました。私もそのような体験的な活動で英語力、英語に対する興味に育てていくということはいいことだと考えておりますので、そのことにつきまして、また学校に相談をかけるようなことを取り組んでまいりたいと思います。それともう1つは学校環境と言うことではないかもしれませんが、ボランティア指導者を基本とした体験活動の場を作れないかというようなことも検討させていただきたいと考えております。またご協力のほどよろしくお願い致します。

議 8 番 議 長

長 寺下議員

ただ今、今後新たに取り組む、積極的な施策ということで子育て世帯にとっては期待の膨らむ答弁を頂きました。新教育委員会制度に移行しても教育行政の課題解消は教育委員会の役割だと思えます。首長のビジョンと学校教育現場との大きなずれが生じないよう、今後も現場との連携を密にして、教育環境の向上に向け、取り組んでいただけるよう強く望みます。以上で1問目は終わります。

議 8 番 議 長

長 寺下議員

続いて3月議会で示された本町の人口ビジョン、総合戦略5カ年計画の具体的な内容や進捗についてお伺いします。まず3月議会の補正予算で事前調査委託料6,200千円が計上されてい

ますが、どのような調査が実施されたのかお伺いします。総合戦略策定に関しては3点に分けてお伺いします。まず策定期間はいつごろになるのでしょうか。次に今月中に総合戦略策定委員を公募するようですが、公募委員以外の策定委員はどのような体制となるのでしょうか。最後にたたき台となるものがなければ策定委員も意見を出しにくいと考えますが、具体的にどのような人口ビジョン、戦略内容になっているのかお伺いします。以上答弁よろしくお伺いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。3月議会の補正予算で地方創生交付金事業費で計上させて頂いておりました総合戦略策定事前調査委託料につきましては、平成26年度専決予算により2,600千円を追加させて頂きまして、8,800千円で繰り越を致しております。6月3日に入札を行いまして株式会社エイト日本技術開発徳島支店と8,208千千円で契約を締結したところでございます。

そのようなことから、現時点では第1回目の打ち合わせが終わったところでございまして、今後業務を進めることとなりますが、内容につきましては人口動向の分析から始まり、将来人口の推計、人口ビジョンの作成支援、住民意向調査では20代から40代の方々を対象にしたアンケート調査、国・県などの上位関連計画の整理、総合戦略策定支援、策定委員会等の運営支援、計画書の取りまとめ支援などとなっております。

それから美波町地方創生総合戦略の策定の時期でございすけれども、今年10月末を目指しております。総合戦略策定については、総合戦略策定委員会を設け、産官学金労言の各界の方々に委員としてお願いすることと致しております。今回、公募致しておりますのは、策定委員会ではなく各テーマごとの部会の委員を公募致しております。部会についても各種団体からの推薦者や役場職員、徳島県職員により構成する予定でございまして、幅広く意見を出して頂ける仕組みと致しております。各部会については国及び県の基本目標に準じた「人の流れづくり部会」、「仕事づくり部会」、「子育て環境づくり部会」、「活力ある地域づくり部会」の4つの部会と致しております。この部会から挙げられた具体的な施策について最終は策定委員会の意見を伺うことと致しております。

計画策定にあたっては、国及び徳島県が既に公表致しております総合戦略の素案や美波町が現在取り組んでいる事業などを元に、自由に意見を出して頂く予定と致しております。

今後作業を進め、9月頃には議会の方々にも骨子案をお示し出来ればと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

まず事前調査委託料に関してなんですが、3月議会の時の内容の説明の時には、策定に対しての委託料は対象外っていうふうに聞いたんですけども、策定に・・・それは対象外から外れたということなんですか。

それと後次に策定委員、公募の委員は20歳以上に限定されていますが、それをなぜ20歳に限定したのか質問します。夜間の話し合いがネックであれば、未成年だけ昼間会議を行い、その意見を夜間の話し合いに反映するなど、工夫を凝らせばいくらかでも方法は考えられると思います。昨日選挙権年齢が引き下げられ、18歳以上となりました。また総合戦略では今後5カ年計画であることから、5年後には現在中高生である彼らも成人し、本町の担い手となる世代になります。自分たちがこの町を誇りに思い暮らし続けられる町を思い描き、意見することはもっとも重要な主権者教育なのではないかと私は考えます。そのあたり検討はされなかったのでしょうか。また先ほど策定委員会の中での話し合いっていうのは、国とか県の素案をもとにいろいろな意見を出してもらおうという話があったんですけども、今後、重点項目は4つありましたが、そのうちの1つである新しい人の流れづくりに繋がるであろう空き家再生と推進事業に関しては、昨日も議決前の内容が新聞記事に掲載されていましたが、今議会には契約議案・補正予算で地方創生費として11,100千円が上がってきています。これまでは事業実施については費用対効果を考え、検討すると言われていました。開会日に現地へ視察に行きましたが、町としては購入後の施設の改修費や維持管理費、避難場所としての事業計画、実施も含め費用対効果は十分に検討されたのでしょうか。そこに矛盾はないのでしょうか。そもそも町民が今、最も望んでいることは防災減災対策の高台整備であり、平成24年8月に保護者から要望書を受けている日和佐こども園の早期高台移転であり、美波病院、診療所双方の医師確保等ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

3月の議会時に地方創生に係る計画策定支援業務については、策定に係るコンサルへの依頼っていうのはだめっていうことで、確かに申し上げました。それでこれは国の見解と申すか、指示なんですけれども、その計画にあたっての調査とか

支援業務についてはかまいませんというような、そういった内容になっております。ですからその今回は、その支援業務ということで出さして頂いておりますので、非常に微妙なニアンスにはなりますけれども、業務内容は支援というよなかたちにさして頂いて、すべて交付金でまかなうこととさせて頂いております。

それから 20 代からのアンケート調査とさせて頂いてる件でございますけれども、昨日の新聞でも 18 歳からの選挙権が認められたということで、ただこの 18 歳からってというのがまだまだ議論が、選挙権については決まりましたけれども、いろんな面ではどういふんですかね、国として決めていくところがあるように伺っております。それでそういった流れの中で美波町としては現在のところ 20 歳ということで 20 歳から 40 歳ということで、18 歳ってというのはまだ少し早いのかなあという判断をさせて頂きました。それから空き家再生の城山の家屋購入についてでございますけれども、若干こちらからの説明不足といいますか、議会の方々にちょっとご説明ができなかったことをお詫び申し上げますけれども、美波町においてはサテライトオフィス、それから移住でありますとか、大学生とかの非常に人の流れが今順調に流れております。そういったこともありまして、要望もございまして、考えていたところではございますけれども、その中で空き家再生の国の補助金が出るという中で、今回 3 月の当初予算で予算を組まさせて頂いて、相手方がおりますので協議を行った上でこの 6 月に相手方の了承を得られたということで、急遽と言いますか、議会の議決を上げさせて頂いたということが実際のところでございます。ですから費用対効果っていうのはなかなかどういふんですかね、利用者の推計等についてはまだできておりませんが、今実際にまあそういった企業の方々とかが来ていただける予定が多くございます。そういった中で非常に活用できる施設かなあと思っておりますので、この流れの中で非常に重要な施設と思っております。以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議員 先ほどの再問で 20 歳以上に限定したのはなぜかという話は、アンケートじゃなくて策定員の公募の条件の話だったんですけど、多分的には同じような考え方と思うので、それは、はいいいです。

再々問になるんですけども、空き家の事業に関しては契約

議案関連については明日またしっかりと議論したいと思えます。最後に今議会の補正予算に地方公会計制度システムに係る予算が計上されています。これは平成 27 年 1 月 23 日総務省において統一的な基準による地方公会計マニュアルが取りまとめられ、平成 20 年度からおおむね 3 年間で全ての地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備が求められているためのシステム構築にかかる費用だと思えます。新たな地方公会計基準は、現状よりも格段に具体的で分かりやすい監査資料となりえるものでもありますし、財務諸表、説明のためのツールとして整備し、財政の透明性を高め住民に対しても説明責任を果たし、財政強化に努めることは本来最も重要な町財政のあるべき姿だと考えます。内部興味のみではなく住民ありきの政策となるよう十分協議し、費用対効果を考え、早い者勝ちといわれる地方創生交付金ではありますが、それを適切に獲得し、地域を磨き、そこで暮らす人の魅力を高める事業実施に向けて取り組んで頂きたいと思えます。これで 2 問目は終わります。

議長
8 番 議員

寺下議員

続いて地域の活性化に向けて新たな取り組みをについて小さく 3 点に分けて質問します。まず町づくり基金に平成 26 年度の補正予算で 30,000 千円、27 年度の当初予算で 100,000 千円を積み立てていますが、条例の基金設置目的を読んでもよくわかりません。具体的用途はどのような事業で対象は誰になるのか、お伺いします。次に美波町第 2 次総合計画は本町の最上位計画で、その具体的な実施計画は過疎地域自立促進計画であると認識しています。過疎地域自立促進計画は平成 22 年 9 月議会で議決され、本年度までの 6 カ年計画となっています。来年度以降については新たな計画を策定するのかどうかお伺いします。最後に 1 問目でもケアンズ市との積極的な交流について提案しましたが、日和佐・ケアンズ双方の先人のご努力で 46 年に渡り継続されてきたこの絆は、どの自治体にも真似のできない大きな財産であります。ケアンズ市は本町との共通点も多く、そのメリットを生かした交流を深めることが地域の活性化に繋がるように思います。ウミガメをテーマにした交流、トライアスロンをテーマにした交流、ワーキングホリデーを活用した人材交流、またケアンズ商工会議所との経済交流、また 2009 年四国 4 県では中国上海市に共同でアンテナショップを設置していますが、アンテナショップをケアンズ市に設置する、そのような試みなど今後美波町内だけで完結するのではなく、この財産を活かし

た取り組みを進める考えはあるのかお伺いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えします。まちづくり基金につきましては、美波町合併時に創設された基金でありますけれども、現在までは積み立てはせず、事業につきましては後年度の元利償還金の普通交付税算入率が、70%と有利な起債であります合併特例債などにより行って来ております。今までに、小学校建設事業や避難路・避難場所整備事業などを実施しております。この合併特例債が平成32年度を以て、この発行が出来なくなることとなっております。ただ町といたしましては32年度以降も引き続き事業を実施するため、今回合併特例債を財源として基金造成するものでございます。この基金造成のための、起債発行額は定められておりまして、上限は9億円程度となっております。具体的な用途につきましては、現在も合併特例債により行っている町の一体化に要する事業を考えております。

次に美波町過疎自立促進計画についてでございますが、議員おっしゃられるとおり平成27年度に計画期間が終わりますが、根拠となります過疎地域自立促進特別措置法の期限が平成32年度まで延長されております。でありますから、今年度内に引き続き平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間の過疎自立促進計画を策定することといたしております。今年度におきましては総合戦略も策定することから、相互の関連性も図りながら策定させて頂く予定といたしております。

次にオーストラリアケアンズ市との交流につきましてでございますが、過去には相互の訪問団の派遣や、平成5年頃からは十数名程度の規模による日和佐中学校や日和佐高校の生徒がケアンズ市の学校と相互に、授業参加やホームステイなどで交流を行っておりました。平成17年頃から日和佐高校の統合や財政上の理由から交流は縮小してきておりました。美波町になってからは陶器展示会や織物展示会への出品、年に1名程度の留学生の受入となっております。平成23年に若者大使事業の案内を頂きまして、この時から2名の中学生を、この時に2名の中学生を送り出したのと平成26年に2名の高校生を若者大使として送り出しております。今年度は、地方創生予算により12名の中学生を人材育成事業として送り出すこととなっております。生徒の国際理解を深めると共に友好交流の推進に寄与するものと考えております。

その他の交流事業につきましては現在考えておりませんが、総合戦略を策定する中において観光戦略などの施策としてご意見をいただけることも考えられますので、その中でも検討をさせて頂きたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 員 8 番

長 寺下議員

過疎地域自立促進計画に関しては、計画実施の検証結果っていうのは常に次の年の当初予算に反映されていると認識していますが、進んでいるもの、遅れているもの、それぞれあると思います。先ほどの答弁で次期計画は総合戦略と整合性を計りながら進めて行くという話だったんですけども、ちょっと私が聞き逃したんですけど、いつを目途に計画を策定するのか、もう一度お伺いしたいと思います。その計画に関しては過疎の進む町だからこそ、これまで以上に住民の方々の意見を反映し、新たなソフト面やハード面における具体的な事業計画の推進を推し進めて頂きたいと思いますが、どのような策定手順を現状で考えられているのか、お伺いします。町づくり基金に関しては将来に向けてストックするとしても、やはり起債は借金です。活用目的は大まかにでもなければおかしいと思うし、そうやって積立てることによって住民にとってどのようなメリットがあるのかお伺いします。

議 員 総務企画課長

長 総務企画課長

過疎自立促進計画の策定はいつまでにするのかということでございますけれども、平成27年度に計画期間が終わりますので、平成27年度中、来年の3月までに策定ということで、策定に当たっては議会の承認を頂くことにさせて頂いております。それから策定方法についてでございますけれども、これは今までも同じような策定方法で取り組んできたわけでございますけれども、今の事業計画を進捗状況も含めて各課、関係部署でチェックを入れまして、今回は総合戦略とかもございましてその内容も含めて内容を精査いたしまして、新たに5年間を追加といいますか、策定手順になっております。ですから今現在やっている事業の内容と、新たに出てくる事業をその中に盛り込んでいくといったようなかたちにさせて頂きたいと思っております。それから合併特例債の基金への積立のメリットなんですけれども、現在合併特例債で行っている事業っていうのがございまして。それでその事業については、起債の償還において7割が交付税で返って来るといって、非常に過疎債と同じぐらいのメリッ

トがございます。それと使い勝手がいいっていうことで、非常に助かっているところがございます。ですからこれを積み立てることによって償還によって7割交付税が入ってきますから、実際3割分の負担で32年度以降においても事業が継続して行えるというようなかたちになりますので、財政的にも非常に有利なことと考えております。以上です。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

最後の質問になります。昨年9月議会一般質問において、サテライトオフィス誘致関連の答弁で、今後徳島県美波町及び進出企業からなる四国の右下ICTふるさと村民会議でのご提言を頂くと言われていたのですが、まずこの村民会議の現状がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。それにその村民会議の視点をもっとふくらませて今回の初問で述べたケアンズ市との新たな交流企画等、先ほどは子どもたちの交流以外は今のところ考えていないという答弁だったんですけども、物理的な距離のハードルはICTを活用すれば払拭できるし、その可能性は未知数であると思いますので、町内サテライトオフィスと連携し、もっともっと積極的に働きかけを町を上げて推進して頂きたいと思います。またサイファーテックの吉田社長をはじめ、サテライトオフィスの皆さんの地域を愛する気持ちは46年前姉妹都市協定に尽力された日和佐の皆さんのその思いとシンクロするものだと思っています。ぜひサテライトオフィスの活躍する場を新たに検討されてはいかがかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

昨年9月の答弁についてちょっと今確認はできないんですけども、平成27年度から徳島県と阿南市も含めた1市5町によりまして、四国の右下若者創生事業というのを始めさせて頂いています。ですから前回まで行っておりました県との美波町との事業はこれに移り変わったということで、四国の右下若者創生協議会というのを立ち上げております。その中でまた地域の魅力・仕事などを戦力的な情報発信、それから企業支援、なりわいづくりですかね、それからサテライトオフィスの誘致拡大、アプリ開発合宿の開催等の事業を広域で行っていくようになっております。その中で美波町にとってのまた、サテライトオフィス誘致拡大の施策等も話し合われると思いますけれども、現在のところまだ立ち上げの会を1回したところがございます、今後その中でまた新たな事業等は検討されることとなっております。

議 長 ます。以上です。
以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
休憩致します。

(時に 10時31分)

(小休中)

(時に 10時48分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。
永本議員

7 番 議 員 私は2点についてお尋ねいたしたいと思います。よろしくお
願い致します。平成26年に四国で12番目、全国で300番目に
登録されました南阿波サンライン風景海道、関係者の大変な努
力によって登録されたこの成果を活用して、観光集客地方創生
に繋げていかなければなりません。対象とされる地域は本町恵
比須浜を起点に恵比須洞、ウミガメ産卵地の大浜海岸、名勝薬
王寺、天下の絶景千羽海崖、15kmに渡って海岸線を眼下にドラ
イブができる南阿波サンライン、牟岐町に至り黒潮に浮かぶ出
羽島、千年サンゴで有名な牟岐大島に至る海岸地域であります。
加えてサンライン沿線には数億年に渡るダイナミックなプレ
ート境界に発生した大地震の痕跡と思われる南阿波断層、海底火
山の噴火、プレートの移動を示す枕状溶岩、牟岐メランジュ等
学術的にも貴重な大自然の活動の痕跡が発見されております。
県はこのような地球遺産を直接観察できる見学路の開設、南国
の海岸美を堪能できるオーシャンビューポイントの設計など、
地方創生の一環としてこの海道の整備に意欲的に取り組むと聞
いております。これに対する本町の取り組みをどう進めるのか
お聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願
いします。

議 副 町 長 副町長

長 南阿波サンライン風景海道の利活用についてお答えを致しま
す。始めに、これまでの経過等について説明をさせていただきます。
南阿波サンラインは、昭和49年に観光有料道路として開通し、
美しい海岸線と太平洋の雄大な景観が満喫できるドライブコー
スでしたが、昭和63年に無料化され、現在に至っております。
建設から40年が経過し、道路沿線にある樹木が生い茂り、海側
の眺望を阻害したり、ゴミの不法投棄や、展望台にあるトイレ
等の公共設備の老朽化など、様々な課題を抱えるようになりました。
このため、平成20年7月に、徳島県南部総合県民局、沿

線の牟岐町と美波町、地元NPO法人や企業等が参加を致しまして、「南阿波サンライン再生プロジェクト委員会」が設立がされました。南阿波サンラインの抱える当面の課題解決や地域資源の活用の方向性等について、このプロジェクト委員会において協議が始まったところでございます。また、平成25年1月には、「住民主導による活性化を目的」に組織の見直しが行われまして、名称を「南阿波サンライン活性化協議会」会長には、民間の「NPO法人日和佐まちおこし隊」の中東理事長が就任されております。

活性化協議会の取組と致しまして、これまで沿線の眺望を取り戻すための樹木の枝打ち、あるいは伐採、アドプト事業を中心とした清掃活動とか不法投棄物の一斉清掃、それから古くなっている案内看板の撤去とか新設などが行われまして、以前のような眺望を取り戻しつつあります。また平成25年3月には、「南阿波サンライン・風景海道」この海道は海の道と書きますけども、南阿波サンラインを中心とする周辺地域が先ほど議員がおっしゃいましたように、四国で12番目、徳島県では5番目となる日本風景海道に登録されたところでございます。特に、去年は「室戸阿南海岸国定公園」指定50周年に当たるという年でございまして、その記念事業として県により第1と第4展望台のトイレ改修が行われますとともに、ウォーキングイベント等が開催され参加者に好評を得たところでございます。こうした取組を受けまして、今年度、南阿波サンライン活性化協議会ではウォーキングイベントに加え、スタンプラリーの開催とか展望台への自転車ラックの設置など、サンラインを利活用した地域の活性化に向けた活動が計画をされております

南阿波サンラインを使った地域の活性化につきましては、今後、サンライン活性化協議会の中での議論等を注視しながら、本町と致しましても、徳島県や牟岐町、関係団体とも協力しながら、更なる活性化に向けて取り組んで参りたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 7 番 議員

7 番 議員

ありがとうございます。1つ提言させて頂きたいわけですが、こちらからサンラインのトンネルを抜けて左へ降りて行きますと以前は町有資産でありましたが、今はバイオ会社に売却されておりますが、その建物ではなくてですね、その海岸に面したところに約1haぐらいの空き地がですね、遊んでおると言えば失礼なんですけど、非常に手入れもいきとどいておる

んですが、企業の所有物でありますけれども、なんとかご協力をいただいでですね、これを活用できないものだろうかというふうに考えておるんで、今後1つ企業とも十分交渉してですね、活用策を考えていただきたいと思ひます。この件について質問を終わります。

次、旧水産高校の跡地の活用方法について。徳島県の水産教育の拠点として数々の人材を世に送り出した県立水産高校が県立総合技術校美波キャンパスという名前だけは立派なかたちでむなしく放置されております。校舎の一部が町内の給食サービスグループの調理場として利用されておりますが、グラウンド部分は雑草の生えるがままに放置されております。地元美波町が払い下げを受けて、積極的に活用すべきではないか、私はこれを津波で浸水しない高さまで埋め立てをすれば3ha近い広大な人口造山ができあがります。これを津波一時避難所として利用すれば千人以上の収容能力があります。今、命の山構想として各地で計画が進んでおります。本県では小松島市、和田島地域でございますが、この方法は用地確保が難しいのが難点と言われております。本町の場合は交渉の努力次第で用地確保ができる可能性があります。事前復興計画でも高台確保に苦勞する時、一考の価値は十分あると考へます。水産高校跡地の払い下げ、その後の活用について何か考へておられるのであればお示し頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

お答えいたします。まず水産高校跡地の現在の利用についてでございますが、グラウンドは郡のサッカー協会が手入れをして使用しております。校舎は一部は配食サービス、艇庫等につきましては徳島科学技術高校がマリンキャンパスとして水産実習等に使用しております。近隣の桜町・弁才天地区の避難場所としましては、日和佐公民館・南部総合県民局・日和佐地方合同庁舎等、避難ビルとして指定しております。ただ災害に対しては現状でとどめることなく二重三重の備えをしていくことが住民の安心・安全に繋がると思ひます。水産高校跡地の払い下げに関しましては、県教育委員会にお伺ひしたところ、払い下げについては跡地利用の内容にもよりますが、基本的には無償譲渡するのは難しく、有償譲渡になる可能性が高いと考へられるとの回答を頂いております。

議員からご提案いただきました命の山構想につきましては、活用策も含め、昨年実施致しました事前復興まちづくりアンケ

一ト結果をもとに、今後日和佐地区全体の事前復興まちづくり計画の中での1つの案として検討課題とさせていただき、自主防災会、町内会をはじめ関係機関と協議をしていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 員
7 番 議 員

長 永本議員

ありがとうございました。再問をさせていただきます。サンクス西の高台開発は資金面、完成に至る時間が相当なリスクになると思われれます。私の提案は用地確保が比較的できやすと思われること、それからいつも町長が発言されておりますが、できることからコツコツと進めるといふ政治姿勢に合致するのではないか、目の前の遊休地をむざむざと放置してリスクの高い高台開発に政治的エネルギーを費やすのは得策ではないのではないか。また前段、丸龍議員からご質問がありました日和佐こども園の移転については、海拔の極めて引く場所に本町の将来を担う幼い命を、一刻も早く危険にさらすことは許されないと思います。日和佐町時代から懸案事項としてもう10年以上に渡って議論されてまいりました日和佐こども園の移転について、これは高台開発とは切り離して考えるべきだと思います。私の近くに80歳になられる町民の方がおられて、「ああいう危険な場所に幼い子供たちを何十人、それから保育所の皆さんを含めて80人に近い人達をおいておくのはどない考えとるんな」というふうな非常に失礼な言葉ですが、「影治はちょっと冷たいなあ」というようなことをお聞き致しております。ということで町長は安全、町民の安全・安心を公約として掲げられていると聞いております。この点について町長の考え方をお聞き致したいと思っております。よろしくお願い致します。

議 員
議 町

長 町長

今あのおう議員がおっしゃられたとおりでございまして、幼保の移転については一刻も早くということで、それは思いは同じでございまして、それをどこにするかというような話の中で、今までの経緯ではその道の駅の国道を挟んだ向かい側の高台整備の中で特に緊急性というようなことで、幼保の移転施設をやらさして頂こうというふうにご考えてございまして、今までにもまあお話をさして頂いているところであります。永本議員の方からは、いろいろと有用なご提言を今までにも頂いてございまして、旧の日和佐中学校の跡地、今の町民グラウンドですけれども、そこでの命の山構想、今回は水産高校のグラウンドでのというふうなお話も頂いております。この2つにつきましても、以前

から答弁さして頂いておりますように、それぞれの地域の自主防災会・町内会、またその町内会・自主防災会が今現在つくられようとしている事前復興のまちづくりの計画の中でどのように位置づけてというようなことがございますので、そのあたりのことにつきまして、先ほど近藤課長の方から申しましたように、協議を諮りながら進めさせていただきます。貴重なご意見でございますので、そういったことも含めまして自主防災会・町内会と協議を進めて行きたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 永本議員
7 番 議 員

再々問をさせていただきます。11年か2年前でございましたが、海部郡議長会が東海地震被災予定地の視察を行いました。その時に静岡県沼津市におきまして幅40m高さ30mの巨大樋門を建設されておりました。これが展望台を兼ねた観光と防災を兼ねた愛称が「びゅうお」という施設でございまして、ちよど日和佐川河口部と同じような大きさでございしますが、これが今回の東北大震災の時も有効に働いたというふうに聞いております。12年前にすでにそういう方法が確立されておったわけございまして、本町あるいは地元の意見とですね、県当局の考え方が常にこの差があるわけございまして、大浜海岸、あと1m高さを確保できれば9.8mの、現在の大浜堤防は9.2mですから、後1mあるいは2mぐらい高さが確保できればL2の千年に1度の大津波に対しても耐えることができる。それから工法であります。大浜海岸工法、それにくらべて恵比須地区の現在の防潮堤の高さの2mから3m上乘せをする、さらにその点の部分は3m、さらにそれに下に広がれば大変な量のこのコンクリート量を使うわけございまして、これがこのコンクリート量を大浜海岸に・・・恵比須地区の防潮堤をそんなに強固にする必要はないと思えますし、さらにこれをですね、静岡県ですでに実験済みの防潮堤、さらに他の方法もございしますが、そういうものを作れば日和佐地区は完璧な防災工事が完了すると思うわけです。ということで本町として単独ではどうすることもできないわけございまして地元の意見とですね、県工事の担当者の意見が大いに食い違っておる、大浜海岸の防潮堤工事につきましても、入札後に説明会が開かれるという、ほういうちぐはぐなことが行われてまいりました。こういうことのないようにですね、地元の意見を十分に集約して県もそれを組み上げて頂いて、今後工事を進めていただけるという方向に舵を取って頂きたい

なあとおっしゃるわけでございます。これについては町長の手腕が問われるわけであろうと思っておりますので、今後ひとつよろしくご配慮を頂きたいと思っております、もう一度ひとつ町長からこの点お聞き致したいと思っております。よろしくお願ひします。

長 町長

今、議員がおっしゃられた件につきましては、県の方へ十分な町の方との関係もございませぬけれども、十分な意見調整等もしながら進めて行くように、いろんな事業に対してですけれども、それは申し述べておきます。前段の部分でございませぬが、これは今までにも説明をさせて頂いたように、津波に対するいわゆる工事の考え方でございませぬが、これは日本全国でL1津波とL2津波っていうような考え方を示させて頂いて、国の方としてはL2津波いわゆる千年に1度といわれるような津波に対してはもうハードで防ぐのはとても難しい。それからそれには事業量であったりとか非常に高い防潮堤ということもあって、100年から150年に1回定期周期的に来るといわれているL1津波に対して、それはハードで防ぎましようというような大きな基本的な考え方が示されております。今回の大浜海岸の改修であったり、それから恵比須地区の防潮堤の嵩上げ等につきましても、その考え方を踏襲して行っております。ということで県におかれましては、今回の議員がおっしゃられた工事の発注が終わってから説明会っていうことがありましたけれども、いわゆる工事をするためのその工事の内容、工事内容であったり、それをどうするかとかいうような話を事前にする工事説明会でございませぬで、通常の工事の説明ということで、今までも県の方はそういうことでやってきているので、今回特にその大浜海岸について今までと変わった方法であったっていうことはございませぬというお話でございませぬ。それは大浜海岸の入札が終わり、工事がこのような形で工期がいつまでで行われる、そして工事の内容によっては通行止めがあるので、こういうふうなところについては迂回路をつくるであるとか、そういった工事説明会ということでもありますので、工事そもそもの形をどうするであるとか、それから工事のいわゆる堤防の高さをどうするであるとかっていうような協議の説明会ではなかったというようなことはご理解頂きたいと思っております。ということで、そういった津波に対する考え方、土木工事の考え方っていうのがそのように示されておりますので、できるかぎり私どもの方と致しましては、住民の意見を集約しながらそういった県とか国に伝えてい

くってということでございまして、恵比須地区の防潮堤の嵩上げ等につきましては、それぞれ関係する町内会を県と町とで回らせて頂いて、住民説明会をさして頂いております。そんな中でいろいろ意見を頂いておりますので、そのことについては今後どのような防潮堤の高さになるのかっていうところは県の方がまたご判断をしながら、また住民の方に説明会をさして頂き、そして最終的にどのような高さでするっていうふうになるかと思っておりますので、そういった工事をする基準といいますか、そういった考え方が国の方で示されているっていうことをご理解頂いて、そしてなおかつそれがどうこうできないかっていうようなところについては、住民の方の意見を我々の方がまた伝えていくというようなことでさして頂きたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議 長
7 番 議 員

永本議員
再々再問ということで申し訳ありませんが、やはりこの町としてまた地元としてですね、意見の統一ということをしておくべきだと思うんです。皆さんご承知と思いますが、厄除け橋北詰の路面の5m上に赤いテープいわゆる想定津波高、これについては防災課長、L2津波対策だろうと思うんですが、それからもう少し50m北よりにありますのが路面から2mぐらいのところ、50mぐらいしか離れていないのに津波高が3mもある。そんな非常識な話あり得ないと思うんですが、さらに日和佐漁業会のあたりにはそれも路面から5mのところ想定津波高の赤いテープが貼られております。ですから青いテープがあり赤いテープがあり黄色いテープがあり、どれがどれか分からないということなんです。先般の議会だより説明会の時にご提言がありましたが、阿南市ですか、阿南市では「あなたの足元海拔何mです」というように表示されておるように聞いております。だから町長言われましたけど、L1対応で工事を進めておると言われますが、それだったらなんでそんな赤いL2対応のテープを貼るのか、おかしいじゃないですか。このあたりどないに考えておりますか、お願いします。

議 長
町 長

町長
先生今おっしゃられたあのテープはですね、想定津波高のテープでございまして、そのL2津波に対しての工事をする、堤防の高さを示しているものではありません。ということで、工事自体はL1津波を想定してやらさして頂くっていうようなことになっておりますが、テープ自体は津波のいわゆる想定

高さ、ほれはL2津波ですけれども、を貼ってありますので、そこは混同なさないようにお願いしたいと思います。

議長
7 番 議員

永本議員

すいません、だからそういう考え方を統一していただきたいと言ふことです。本町全体で 2,400 人の死者がでる、3,000 戸の家屋が流出または消失するといわれておりますが、これは恐らく L2 対策だろうと思うんですが、それに対して県・国の工事は L1 対策で行うと、ちぐはぐなやり方だろうと思うんですよ、それから静岡県の沼津市につくられておりますこの巨大樋門ですね、これはそんな巨額な金額ではないんです。当時の金額で 39 億、付帯工事、展望台を付帯工事を含めて 42 億ということで、今はそういう金額ではなかろうと思うんですが、そういう金額が恵比須地区の堤防改修と比べてですね、どちらが有利なんか不利なんか、そういうことはあらかじめ県と地元が十分相談をしてですね、有利な方を取っていくべきだと、国・県が L1 対策、L1 対策でいくんだという、これはちょっと矛盾があると思うんですよ。2,400 人の住民が亡くなりますよ、そういうようなことを言っておきながら、工事は L1 対策で行くと、これはおかしいじゃないですか。そういうふうに 2,400 人の犠牲者が出る、3,000 戸の家屋が無くなるというようなことを示すのであればですね、当然、国・県としても L2 対策、あくまでも L2 対策で行くべきだと思うんです。今、世の中で三連動地震ということで、大騒ぎされとるのはあくまでも L2 対策として言われておること、そのあたりをですね、やっぱり町としても県・国に対してですね、十分要望していかないと、どちらがどちらか分からない。L1 対策・L2 対策で大きな違いがあるわけですから、あくまでもやはり最終的には L2 対策を進めて行くというのが我々地元民としては要望されることだと思うんですが、この点を町長には十分要望を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長

長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて 1 番舛田議員の一般質問を許可致します。

舛田議員

1 番 議員

私は人口減少の歯止め対策について質問を致します。1970 年今から 45 年前には私たちの町に 13,000 人もの方が暮らしていました。それが現在 6 月 1 日現在であります。7,384 人、実に半数にも近い人口減少であります。ある機関の予想によりますと 5 年後 2020 年には 6 千人台、10 年後 2025 年には 5 千人台、

そして 20 年後には 4 千人台はじめの人口になるだろといわれています。また、高齢化率は 50%以上、2 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者と呼ばれる方となるわけでありまして、よく考えれば 10 年や 20 年先はそう遠くないすぐそこまで来ているのであります。日本創生会議の「増田レポート」なるものには、2040 年までに全国の市町村の半数が消滅するという報告もありますが、あながちおおげさでもなく、現実味をおびているように思えてくるわけでありまして。美波町は 2014 年度昨年ですが社会動態がプラスに転じましたが、それとて本年も来年度もずっと続いていくとは思われません。避けることのできない自然減、そして少子化ともあいまって人口減少は避けられないのでありましようか。しかし住民の元気と明るい笑顔、町の活性化のためにも子ども達の未来のためにも、ひとりでも人口減少をくい止めていくこと、ひとりでも増やしていくこと、それが今後町の最重要課題となってくるのは間違いないと思います。午後 7 時になると人や車も通っていない薄暗い通り、明かりもついていない空家群、そんな街を見ると寂しい気持ちになるのは私だけでしょうか。影治町政はもうすぐ 7 年目、地方創生との取り組みとも絡んで今後どのような人口減少の歯止め対策を執られるのかお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

議
町

長 町長

長 それではお答えをさして頂きたいと思います。議員のご質問はまさに今始めようとしている私どもの地方創生の肝となるところでございまして、人口ビジョンを考える中で人口の減少をいかに食い止めるかっていうところが地方創生の一方での肝でございまして。そんな中で議員も今おっしゃられておりましたけれども、美波町の人口の推移っていうのを簡単に振り返ってみますと、国勢調査が初めて行われた大正 9 年になりますけれども、その時は美波町の人口が 14,734 名となっております。昭和 25 年が美波町の人口のピークでして 17,535 人というふうになっており、その後減少傾向が続いているのは議員仰る通りでございまして。合併時の平成 18 年の 3 月 31 日は 8,848 人でございまして、今現在おっしゃられたように 7,384 人というふうになっております。合併後の平成 18 年から平成 25 年の 8 年間の人口増減を見て見ますと、出生数が緩やかに減少する、いわゆる 40 人前後であったのが今現在 30 人台というふうになっておりますが、死亡数の方は約、約といえますか、横ばいではございまして。そういったことで自然減が続いていると、死亡数について

は平均 130 から 140 名ということで、差し引きしますとざっくりいいますと自然の方で 100 人の減少が毎年あるというような状況でございます。次に社会増減、転入転出でございますが、これは転入も転出もともに合併後は減少傾向にあります。おむね転出超過で社会減が続いていたと、この社会減については年間約 60 名というふうになっておりまして、美波町全体では先ほどの自然の増減と合わせまして年間 160 人ずつぐらいがまあ減っていったというふうなところではありますが、去年は転入が転出を超過、6 名でございましたけれども超過するというような状況でございまして、減少のカーブにブレーキをかけたというふうな思いと、それと合併後初めてでございまして、社会増になったということは我々にとりましても、また住民の皆様方にとりましても 1 つの小さな勇気を頂いたのではないかなあというふうにご考えておるところでございます。今後の将来人口につきましては、今後地方創生の人口ビジョンを考える中で、出さして頂くということになりますけれども、この 8 年間に私なりに見てみますと、先ほど申しましたように自然の増減の影響の方が社会増減よりも少し大きいということもあって、今後の人口ビジョンを考える中では、社会増減と自然増減両方の対策をしていくことが人口を減らすことのない、いわゆる人口減を緩やかにするというような施策になるのではないかとこのように思っております。それからもう一方で若い方たちが子供を産む意識っていうのを徳島県の方で調べて頂いておりますけれども、徳島県内に在住する二十歳から四十代、二十代から四十代の男女 1,696 人の地域別少子化状況調査っていうのがございますが、その結果によりますと、まず 1 つ目、結婚への希望・意欲っていうような欄で、結婚したい、結婚の予定があるっていうのは男性が 87%、女性が 86%ということで、非常に結婚をしたい、それから結婚の予定があるっていうのは非常に高い率かなあと思っております。次に年齢と性別にみた現在結婚していない方に対する理由っていうものの第 1 は、適当な相手と巡り合わないっていうような理由が男女とも 1 位でございまして、20 から 34 の年齢では男子が、男が 39%、女が 40%ということで、ほぼ 4 割の方がこのように考えている。年齢が少し高くなって 35 歳から 49 歳については男が 68%、女が 68%ということで、これも同率でございます。また一人っ子の親っていうのがございますが、性別的に見た二人目を持つことへのイメージでは、1 位として経済的不安を上げられております。これは男女ともに

約 40%ということになっております。最後に育児に特に必要だと思ふものという質問では、1 番の心配、それから必要と思ふのは、児童手当や医療費補助等の経済援助っていうところが出ておりましたして 78%というふうになっております。私が考える人口減対策と致しましては、まず 1 つ目に現在まで医療費の無料化でありますとか、保育料の第 2 子以降の無料化など、子育て支援策を実施してきたところでございますが、今後も子育てしやすい町というのを旗印に政策を進めて行きたいと考えております。また今申し上げましたように、結婚への希望の意欲が男女とも 9 割もあるにもかかわらず、結婚していない理由ってというのが相手と巡り合わないってというようなことでございますので、婚活にも力を入れていく必要を感じているところであります。

次に社会減対策と致しましては、企業誘致の推進、サテライトオフィスの推進、移住やUターンの推進というところを今まで行ってきたところでございます。人口減少対策に 1 つで、1 つの対策だけで特効薬的になっていうことは施策はまあ無く、あらゆる施策を動員、総動員してやるっていうことが第 1 かなあというふうに思っております。これからまさに地方創生の戦略作りがはじまりますけれども、地方創生はこれまでの政策の延長線にあると、美波町の政策の延長線にあるとも感じております。今後国・県の長期ビジョンや総合戦略との整合性を図りながら、町内の英知を集め、新しい人の流れや仕事づくり、子育ての環境づくり、また暮らしやすい地域づくり、その基本目標とする本町の人口ビジョン、総合戦略 5 カ年計画を策定し、活力ある美波町をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 番 議 員

長 舛田議員

今、町長からお話をお伺いしました。対策を含めてですね、で全然違う観点からなんですけど、これこれから先ですよ、10 年 20 年先を見越してですけど、こう町として職員の採用とかですね、それとか組織の形態を含めて、これ人口が少なくなれば当然規模も縮小なっていくのであろうか、そしてもうひとつ超ネガティブな発想なんですけど、町の生き残りをかけてお隣の牟岐町とか、海陽町とかのこう再合併あるいは阿南市への編入など大変ちょっと分かりにくいんですけど、そういうことを考えたことはおありでしょうか。お伺いします。

議 長
町 長

長 町長

長 いつの時代もですけども、職員の組織体制とか言うものは、

いわゆる生き物でございますので、その時にあったような体制になっていくというようなことがあろうかと思えます。それが単純に人口によって職員数が決まるっていうんではないかとは思いますが、その行政需要であったり、そういったものに対してどれだけの職員がいるかっていうことになって、そういうふうになっていうのかなあというふうに思っております。私自身はどちらかといえばポジティブな考え方でおりますけれども、先ほど言われました合併、今後合併をどのように考えているかということで、「町長はそんな考えをしたことがあるか」ですけれども、合併自身につきましてはこの平成の合併が一区切りしたときに、全国の町村会でもそうですけれども、その合併についてのきちっとした検証でありますとか、評価っていうのが十分できていないんじゃないかと、さらなる合併はそれはあんまりよろしくないんじゃないかっていうような総論としてはございます。そんな中で私どもの町を考えたときに、これは住民の皆様とかいうことにお諮りすることになるかと思えますけれども、現在のところ、端的に言いまして現在のところ、新たな合併っていうのは今のところ考えてはおりません。

議長
1 番 議員

長 舛田議員

最後になりますが、大変寂しい質問を致しました。悲観的に将来を考えたり、見つめたりするより、今おかれている仕事と言いますか、それに全力を尽くす、それが大事だろうと思えます。頑張っていきましょう、終わります。

議長

長 以上で舛田議員の一般質問は終了しました。

続いて 10 番向山議員の一般質問を許可致します。

1 0 番 議員

10 番向山

それでは私から 3 問ほど質問させていただきます。まず 1 点目ですが、これは投票率についてお聞きしたいと思えます。身近な選挙があるたび、また全国的な選挙があるたびに大変気になるのが投票率です。傾向としては下降気味だと思っておりますが、国民の政治への無関心さが気になるところです。さて、では誰が投票率の向上に取り組むかといいますと、選挙管理委員会は適正な選挙の執行、また明推協は明るい選挙の推進というところで、積極的に投票率の向上に取り組むべき組織はどこにあるかというところではありませんが、職務上総務企画課長にお聞きしたいと思えます。町民が政治に関心を持つということは、行く末は町の発展につながるものだと私は思っております。町は投票率の低下をどう思い、低下の原因はどこにあるのかを考

えているのかお聞きしたいと思います。またこれに対する取り組みについてはどう考えているのかをお聞きしたいと思います。また来年の参議院選挙から昨日改正公職選挙法が改正されて、投票権が18歳まで引き下げられております。投票率の向上に向けて行政全体として、また社会教育面での取り組みはどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えします。投票率の低下の原因についてでございますけれども、全国的に言われておりますけれども若者の選挙離れですけれども、単純に選挙に対する関心の低下、また私一人が投票しても何も変わらないといったあきらめている人の増加にあると考えられています。これらは、今の政治に面白さや魅力がないことや現状の生活に満足していて政治に何かを求めていないことも考えられます。また、美波町においては高齢化により投票にいけない方も増えていることが考えらると思っております。特に、町で分析を行っている訳ではございませんが、以上のようなことが少なからずも要因ではないかと考えております。

次に投票率向上の取り組みについてでございますけれども、取り組みにつきましては徳島県・市町村・明るい選挙推進協議会連合会が報道機関等と協力し啓発運動を行っているところでございます。広報車による県内全域への巡回や、駅前での街頭啓発、また新聞広告やテレビ・ラジオのスポット広告を利用した啓発活動、最近ではインターネットなどによる啓発活動も行っております。美波町では、町の広報や町内放送などにより啓発を行っているところでございます。

また、中学生議会を開催し政治に関心を持って頂くという取り組みも行っているところでございます。社会教育と致しましては、行事開催時などの機会に取り入れれないかということについては担当課とも検討させて頂けたらと思っております。投票につきましては、本人の意識の問題が大きく、社会環境も大きく影響されることから、国・県などと共に今後も幅広い啓発活動に努めて参りたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
10 番 議 員

向山議員

それでは今総務企画課長からご答弁頂きました。町として原因は政治へのあきらめ感、魅力がない、また政治に期待するところがないというような多種原因を頂きましたけれども、先ほ

ども申しましたように政治への関心についてはですね、この美波町の浮沈にかかるところでございまして、町民が政治に関心を持つことにより、いろんな意見が出て、討論して町の活性化に繋げられるものだろうとっておりますので、今後ですね、機会を通じて啓発にあたって頂きたいと思っております。最初に申し上げましたけども、積極的に投票率の向上に当たる組織っていうのは、まあないように私は感じておりますので、行政全体、また私達みんながそういった意識を上げていくということが必要かと思っておりますので、またよろしくお聞きしたいと思っております。

それと再度お聞きしたいと思っておりますが、来年の夏からは参議院選挙において投票権が18歳まで引き下げられるということで、今まで心配されておりました若者の投票率、これが低いのではないかとと言われておりますけれども、この機会になお若者の投票率を上げるために、特段の方策があるのかなのか、その意向はあるのか、どうかをお聞きしたいと思っております。よろしくお聞きします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

18歳からの選挙権につきましては、昨日と言いますか、に国会等で決議されたということで、まだ今のところ町の方でどういった取り組みができるかっていうのはまだ行っておりませんが、やはり国及び県からもそういった若者向けの何らかの選挙啓発と申しますか、新聞にも載ってございましたけれども、まあ政党に偏らないような啓発っていうのがされると思っておりますので、美波町としてもそれに同じような形で啓発を行えばと思っております。以上です。

議 長
10 番 議員

向山議員

国・県の指導を等のもとにまあ働きかけていくということですが、積極的に機会を通じて行っていただければと思っております。これで第1問については終わりたいと思っております。

それでは第2問目に移りたいと思っております。地方創生についてですが、これにつきましては先の寺下議員の質問と重複する部分が多いかとも思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。

まず町長にお聞きしたいと思います。安倍内閣が発足してアベノミクスの推進のためこのたび成長戦略として第3の矢を示したところですが、私達地方については、「まち・ひと・しごと・創生法」を十分活用し、活性化に繋げる必要があるかと思っております。町長自身この創生法自体をどのように受

け止め、取り組んでいこうとしているのか、基本的なところの姿勢をお伺いしたいと思います。

次に前年度の補正予算で計上いたしました地方創生先行型地域消費喚起、生活支援型施策の交付金事業でございますけれども、事業計画は予算編成時より具体的になったと思いますが、その計画とその執行状況の説明をお願い致したいと思います。

次に地方版総合戦略についてですが、事前調査費についてはその内容については先ほど説明がありました。増額して支援業務とて委託しておるという説明がございました。今後の策定についても寺下議員の答弁で分かりましたが、策定支援業務として契約しておるということでしたが、支援業務とありますが、策定部会委員の募集チラシには会は3回程度となっております。策定員会3回程度で策定できるものではないと思うし、委託の内容は策定のための支援業務でなく、むしろ策定業務自体を委託しておるようなかたちになっていないかと心配しております。今の状態はコンサルが策定し、それに対する意見を今度募集する・・・というニアンスがしてなりません。総務企画課長も微妙なところがあると答えておりますけれども、その見解を再度お伺いしたいと思います。また策定部会委員の募集ですが、町職員や町議会議員でも応募は可能なのかあわせてお聞きしたいと思います。

議
町

長 町長

私の方からは、「まち・ひと・しごと・創生法」の私の取り組み姿勢について申し上げたいと思います。昨年5月に日本創生会議から出された、いわゆる増田レポートがございます。これは2010年から2040年までの30年間で20歳から39歳の若年女性人口が5割以上減る市町村が896に上ると指摘しまして、これらを消滅可能性都市と呼んでそのリストを公表いたしました。美波町も減少率がその中で76.6%と50%を大きく上回っているところでもあります。ただこの数値は何の対策もしなければという前提での数値でございます。このレポートの公表が後の地方創生のきっかけになったものだと認識しているところでございます。さて昨年的人口動態で先ほど若干申し上げましたが、転入が転出を上回り、合併後初の社会増となりましたことは、本町が数年前から企業誘致、サテライトオフィスまた移住交流、ふるさと回帰、並びに子育て支援策の充実など人口減少対策に取り組んできましたが、それらの取り組みが少しずつ実を結び始めたというふうに感じているところでございます。先の舛田

議員の一般質問に対する答弁と一部重複いたしますが、本町の取り組みが「まち・ひと・しごと・創生法」の目的にも合致している、また地方創生がこれまでの政策の延長線にあるというふうに感じているところでもございまして、地方創生は本町にとって願ってもないチャンスであるというふうに捉えております。町の英知を集め、あらゆる施策を総動員してしっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、議員におかれましてもご支援賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

私の方からは地方創生先行型地域消費喚起生活支援型施策交付金の実施状況、その事業と実施状況についてご説明といただきますか、ご回答させていただきます。まず消費喚起生活支援事業でございますけれども、プレミアム商品券事業、予算額は4,000千円でございます。プレミアム付き商品券事業を阿波徳島商品券として4月20日発売し、10月19日で使用期限ということで行っております。次に町内でお買い物事業ということで、8,600千円予算を取っております。町内で買い物をした金額の5%を商品券として交付する事業で、買い物対象期間は5月1日から6月30日、交換期間は7月1日から14日までとなっております。それからふるさと便支援事業補助金では300千円を予算としております。ふるさと情報発信事業ギフトカタログ販売商品の割引補助でございまして、7品目中1人1品で夏・秋・冬、各75人分に対して2割引きを行う事業でございます。それからもう1つプレミアム商品券事業と致しましては、高校生以下の子育て世帯に1人10千円の商品券を交付するという事で、予算額は10,801千円を予算として上げております。6月5日申請書を対象世帯に送付いたしてございまして、申請があった世帯から随時確認して交付する予定と致しております。以上が消費喚起生活支援事業費で予算総額は23,701千円となっております。

次に地方創生先行事業費でございますけれども、総合戦略策定事業にかかる予算では9,300千円を計上致しております。これは8,800千円に報償費等500千円を加えまして9,300千円の予算となっております。総合戦略を策定するための調査などに要する経費でございます。6月3日に契約済でございます。

次に地域おこし協力隊事業ということで、4,681千円を計上致しております。サテライトオフィス誘致に関連して起業などのノウハウを習得し定住促進に繋げるというもので、これにつ

きましては現在募集中でございます。

次に移住交流支援事業では 3,092 千円を計上致しております。移住交流に関する業務を行って頂くための事業でございます。1 名委嘱致しております。次に人材育成事業につきましては、6,338 千円でございます。予算を計上致しておりますけれども、これはケアンズへの留学生に係るグローバル人材育成事業など係る費用となっております。

次に古民家再生事業については 1,300 千円計上致しておりますけれども、古民家再生に要する設計費用を計上さして頂いております。

次に四国の右下若者創生事業でございますけれども、これは 2,000 千円計上いたしておりますけれども、これは県と各関係市町村で構成する会議でございますして、サテライトオフィスの誘致でありますとか、若い世代への戦略的な移住定住を促進するための事業でございます。負担金でございます。

それから世代間交流の推進事業では 5,600 千円計上致しております。美波町の高齢者福祉センターを改修して高齢者をはじめ子どもなどが気軽に集い、地域で支えあう拠点整備に取り組む事業でございます。6 月 13 日も講演会などを開きまして、改修は今年度中に行う予定と致しております。

次に外国人観光客誘客事業では 4,650 千円を計上致しております。観光案内所への通訳者の配備、Wi-Fi 環境の整備、多言語案内板整備を予定致しております。この通訳者の配備については 6 月 15 日に面接を実施し、常勤 1 名とパート 1 名を人選済みでございます。

それから着地型観光事業ということで 3,150 千円を予算致しております。地域資源を活かした各種ツアーを実施ということで、それと田井周辺をよくばり体験拠点を整備するものでございます。

それから道の駅ひわさ活用事業については 7,270 千円と致しております。大学と連携して道の駅や周辺地域の活性化に取り組むということで、徳島大学・四国大学と連絡調整中となっております。一部チャレンジショップのイベント用品を購入済みとなっております。以上が 3 月補正で上げさせて頂きました創生事業関連の実施状況でございます。

次に総合戦略策定委員会開催の回数等でございますけれども、策定委員会については 3 回、それから今募集致しております部会については 3 回というような、およその目安でございます。

すけれども、そういった回数を予定致しております。ただ内容によっては部会の回数は変動すると思っております。ただ策定期間が短いということもあって、なかなかそれだけの回数、多くの回数は難しいかなあとも考えております。それから策定のコンサルへの委託でございますけれども、これは寺下議員のお答えにもさして頂いたんですけれども、まあコンサルに丸投げっていうのがもちろんだめっていうことで、実は昨日もコンサルタントとも話をしたんですけれども、できるだけ町が前面に立ってやるっていうことで話し合いをしているところでございます。ですからなんていうんですか専門的な人口の分析であったり、ビックデータっていうものが国から頂けるということで、その取り扱い、専門的な分析の仕方でありますとか、こういった活用ができるかといったようなことであったり、まあそういった専門的な支援を頂けたらと思っております。

それから最後に現在部会の委員さんを募集している件でございますけれども、これについては20歳以上の町内在住ということの制限以外は加えておりませんので、それであればどなたでも応募はできるということでご認識頂けたらと思います。以上答弁とさせていただきます。

議 長 向山議員

10 番 議員 それでは再問させて頂きたいと思えます。町長からは創生法に対してはこの法律は願ってもないチャンスだということで、その意気込みを聞かせて頂きました。頑張る市町村には十分手厚いと言ったら過言でしょうけども、いい法律だと思いますので、十分活かさせて頂きたいと思えます。

それから地方創生の交付金事業、3月補正でした分なんですけども、当初からは若干予算額の変更、計画の変更もあるようですが、まあ実施済みの事業でこれは県の事業に上乘せっていかたちだったんですけども、一部ちょっと町民からクレームのあった事業もあるようなので、そのあたり県に申したらいいか分かりませんが、また慎重に進めて頂きたいと思えます。その中で今、説明のあった中で人材育成事業がかなり増額しておる、それから道の駅ひわさ活用事業がだいぶ減額されておる、日和佐の道の駅についてはですね、今後の課題といえますか、発展して頂きたい施設で、国の方も国土交通省も力を入れたいような旨をお話を頂いておりますけれども、そのあたりもう一度お願いしたいと思えます。それから最後の策定態勢についての質問なんですけども、国の方針でもありますようにやは

りコンサルにお願いするという体制ではないとおっしゃってま
すけども、やはりこう体系と業務の困難さからして、やはり私
にはコンサルに策定をお願いしようような受け取り方になって
しまいます。策定にあっては地域の力で策定するのがもちろん
望ましいと思いますので、策定の委員の意見が生かされるよう
に十分聞いて頂いて、美波町にあった計画になるようお願いし
たいと思います。先ほどの点、再度すいませんけどよろしくお
願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは人材育成事業の増額についてでございますけれ
ども、これにつきましては当初予算ではクリアっていったよう
な国際関係の補助金を出していただける団体があるんですけれ
ども、そちらの補助金を見込んでいたんですけれども、採択に
ならなかったということで、そのいう中でこの地方創生の補助
金が使えないかという問い合わせをしたところ、可能である
というようなお答えを頂きましたので、急遽ちょっとこちらに切
り替えさせて頂いて、予算を増額させて頂いたところございま
す。

議 長

小休します

(時に 11時58分)

(小休中)

(時に 11時59分)

議 長

再開します。

産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から道の駅につきましての金額の変動につ
きまして説明をさせていただきます。

当初はイベントの関係の施設を整備するとか、あるいはチャ
レンジショップをつくるとか、そういったハード分の事業をい
ったん入れておったんですけれども、3月の議会でも申し上げま
したように、かなり流動性がある、熟度が低いものであるとい
うこともありまして、なお且つこの地方創生の制度の動き方、
固まり方によってやはりハード事業について相当ハードルが高
いということが分かってまいりましたので、専決におきまして
そのハード部分をいったん落とさせていただきました。その後、
今回・・・議会にその中の一部をまた改めて上げさせて頂いた
というようなことがありまして、今先ほど総務課長が申し上げ
たような金額というふうに変更になっております。当然道の駅
につきましては非常に重要な施設でございますし、大切にしてい

いくべきものであるのはもうご承知の通りでありますけれども、この点につきましてはやはり関係者もございますし、町としても十分に検討していく必要があるということで、本体施設につきましてはの予算につきましては今回も上げていない、先送りをしてじっくり検討したいというふうなことで、今動いております。以上です。

議 長 向山議員

10 番 議員 この交付金の使い方についてはですね、非常に短い期間で町も検討する必要があったかと思っておりますので、こういった短い期間でもすぐに対応できるような庁内体制を十分取って頂きたいと思っております。以上お願いして、私のこの質問を終わりたいと思っております。

それでは有害鳥獣対策についてお聞きしたいと思います。3点についてお願いしたいと思います。有害鳥獣被害対策についてですが、相変わらず鳥獣被害の話はあっちこっちで聞かれます。毎年猟友会による捕獲や駆除がされておりますけれども、昨年度の捕獲は本会議の初日に町長から事務事業の進捗状況の報告にありましたように、シカ・イノシシ・サル合わせて約1,100頭、匹に上ったようです。ここ数年における被害の推移についてお伺いします。

次に残渣処分・処理ですが、捕獲した鳥獣の残渣は捕獲した個人が責任を持って処分しておりますけれども、その数が多くなると残渣処分に手を煩わすことになり、捕獲数にも影響が出るのではないかと懸念しております。町は捕獲した有害鳥獣の処分と合わせ、利活用もその方法も模索しておると思っておりますけれども、残渣処分について町や捕獲鳥獣活動協議会が整備及び運営する方法は、今後考えられないのかお伺いいたします。これは前の質問でもちょっと答えを頂いたところですが、再度お願いしたいと思います。

それとまた電柵等によりイノシシ・サルによる被害は減少したと思われませんが、サルによる被害は減っていないと思われます。今後サルに対する被害対策は町はどのように考えておるのかお伺いしたいと思います。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 それでは質問にお答え致します。まずここ数年における被害の推移についてということでございますけれども、有害鳥獣の捕獲数につきましては、イノシシ・シカ・サルについて順に、ここ数年の捕獲実績を改めて申し上げたいと思っております。平成21

年度でございますけれども、それぞれ 57・170・66 ございました。翌 22 年につきましては 134・228・68 ございました。平成 23 年度 159・416・83 ございまして、平成 24 年度 184・805・158、平成 25 年度が 268・988・89、平成 26 年度がこれ諸般の報告に申し上げておりますけれども、185・816・110 という推移となっております。

被害状況につきましては、平成 25 年 6 月議会におきまして、舛田議員の一般質問に対しまして、答弁させて頂いておりますけれども、その際に分かっていた数字が平成 23 年度の県調査の被害推定額ということで 7,103 千円ということで答弁させて頂いておりますが、同様に県に最近の数字を確認したところ 4,418 千円ということで、減少しているということが考えられます。

ただ、この推定額につきましては、共済組合などの聞取り可能なところから聞いた数字をベースにして算出した金額ということでありまして、共済未加入者、自家菜園、果樹・樹木（樹皮）、そういったものについては数字としては確認できておりませんし、被害が実際にあっても被害少額による共済金未支給といったケースもございますので、全ての被害を集約したものではありません。この推定額を持って被害の減少を、傾向を断じたり、あるいは費用対効果を考えるということにつきましては、私どもとしましては避けるべきであろうと考えている次第であります。

次に残渣の施設、処理方法とかにつきましてはでございますけれども、議員もご承知のとおり野生鳥獣の農作物がここ数年急増しておるわけなんですけれども、こういった農作物被害が増える中で、美波町としましては有害鳥獣の捕獲・駆除・防護柵の設置などに対して支援を行ってきております。平成 25 年度には駆除獣肉を地域の資源として利活用することができないかを模索するために、美波町捕獲鳥獣活用協議会を設立して、検討を行ってきておるところでございます。徳島県では農林水産物への被害対策として、県内で捕獲され、県が定めるガイドラインに沿って処理されたイノシシやシカの肉を阿波地美栄と名づけまして、それらと県産の野菜などの食材で調理された料理を提供する施設をジビエ提供店として認定し、消費拡大や捕獲に対する市民への理解を広げることを目指した制度を平成 24 年度から実施。先般この県の公認ジビエ店が 6 店舗追加されて 11 店舗になるというようなこともございまして、許可を受けた食肉処理場がある市町村やその近隣においてそういった捕獲獣肉の

活用が進んでいるということがご承知のとおりであろうと思います。こうした捕獲獣肉を産業振興や地域活性化のために活用していくには、その躯体を適法・適切に処理する処理施設と使い方に応じた有資格者が必要となりますけれども、その活用の際にしましては、歩留まりの向上、肉質の向上・安定、安定的な肉の供給体制など、以前からある課題への対応も不可欠ということになっております。イノシシに関しましては丹波篠山に見られるように広い土地でのウリ坊からの飼育でありますとか、愛媛県西予市におきますケージ飼などの違った試みも以前から知られておりますし、シカにつきましては県からの野生鳥獣管理対策モデル事業補助金を受けました那賀町環境課が、県内で初めてのシカ牧場を平成26年1月に那賀町沢谷と相生で開設しまして、合計28頭を飼育するなど、様々な試みが行われているところであります。捕獲した鳥獣を直接活用する場合であれ、一定期間蓄養する場合であれ、その躯体を捌くいわゆる処理の後には使えない肉が当然発生しまして、その使えない肉に加えまして内臓・骨・皮・歯などの残渣が残り、その処分が問題となります。多くの処理施設では、それらを冷蔵または冷凍保管いたしまして蓄積し、ある程度まとまった時点で専門の処理業者に有料で引き取ってもらっておりますので、そうしたコストを含めて採算をとれるかどうかというのが一般的にジビエ関係事業の成否の分かれ道ということになるかと思えます。今年の3月議会では永本議員の一般質問に対する答弁として、躯体処分施設であれ、獣害活用処理施設であれ、ご質問の牧場であれ、どこでやるのかと、誰がやるのかという点が非常に重要なポイントになりまして、それぞれ苦情が発生する可能性が十分予想されるまゝ施設であったり事業であるということでございまして、適切な場所を保有していない、中心となる人の目途も経たないというのがわが町の現状でございますので、町としましても美波町捕獲鳥獣活用協議会としましても、事業主体となってそれに取り組める状況にはないと、もし民間で取り組まれる方がいれば町としてはできる限りの支援はしたいと考えているという答弁をさせて頂いたところでございます。奪う命を活かす意味、あるいは新たな内発的な産業づくりという観点では研究を続けていく必要性は今も認識しておりますし、今も決してあきらめたわけではございません。しかし美波町における有害鳥獣駆除の現状からしますと、ジビエ活用後の残渣処分にとどまらず、有害捕獲鳥獣の躯体処分のための施設整備、これが駆除事業の

従事者の高齢化に連動するように、非常に重要な課題として浮上しつつある。これも議員が先ほど指摘されたとおりにかと思えます。そういう認識の下で、改めていろんな調査をしておるところであるんですけども、先行する微生物処理施設や、既存の焼却施設などについて担当レベルでの研究をさせていただいておるんですけども、先ほど申しあげました場所と人の問題に加えて、投入可能数量と捕獲頭数の関係からくる適切な処分方式あるいは安定した運営体制や維持費負担の仕組み、そういったもろもろの課題がまだまだ見えていない実状がありますので、今後も県や近隣町村とも連絡をとりながら、これは共に苦しんでおる課題でございますので、いろんな事例を研究しつつ、実現できる方法を考えていきたいというふうに思っております。その一方で、有害鳥獣の捕獲の従事者につきましては他の生態系に影響を与えないような適切な方法で処理すると、埋設するということにつきまして、強く呼びかけて参りたいと思っております。

最後のサルに対する対策ということでございますが、美波町では、サルからの被害軽減対策として狩猟免許所持者にご協力を頂き、有害鳥獣捕獲許可を通年出すなど、被害軽減と個体数を減らす取り組みを行って参りました。サルの捕獲頭数は最も多かった平成24年度でも158頭の捕獲で、大幅な被害軽減には至っていないのが実情であります。サル捕獲につきましては銃が一番効果を発揮する主なものでございますけれども、出没地区が民家に近いというようなこともございまして、銃を使用することが困難な場所での被害が大きく占めるということも、捕獲を進めて行く上で非常に大きな課題となっております。一方他町で取組事例のある大型捕獲檻を用いての捕獲につきましては、移動する事の困難さや場所の選定・維持管理、捕獲してから処分までの流れなど多くの問題がありまして、方法を誤りますとせっかく捕まえた群れが分散化して、その被害がさらに拡大してしまうと、そういった不安要素も実はございます。

今後の取組としましては、県で平成27年度、今年度からサルの適正管理計画を策定して総合対策を行うという予算がついたというふうな情報がございまして、この計画を進めて行く中で今後各市町村への要望調査等もあると思っておりますので、県と協議しながら少しでも有効な対策となるように努めて参りたいと考えているところであります。

なお、先日、ある農機具メーカーから「移動できる新規のサ

ル大型捕獲檻」の展示案内会があるという通知がございまして担当が徳島市内で視察をして参っております。これまでの大型で移動することの困難な檻とは違ひまして、組立式であるということで、移動がしやすい、組立が比較的簡単であるということで、設置する、あるいは設置を希望する地区の実状に応じた設置が出来る可能性が高まっている檻ということで報告を受けておりますので、何らかの補助等を活用するなどして、モデル的にでも町内で試験的に導入できないものかということを考えているところであります。また、今までのくくり罟とは少し構造が違うもので、設置が安易でかつサル捕獲率が極めて高いというようなものも最近開発されているようでございます。免許所持者を対象とした講習会など以前も行っておりますけれども、また今後そういう講習会を行いつつ、その中で先ほど申し上げましたような少しでも有効な装置の紹介などを積極的に進めてまいりたいと思っております。ただ個別の対策をしてもやはりもうそれで効果が上がるかということとそうではありませんので、やはり原則的には群れでの捕獲ということが一番に考えまして、個体の数の減少、それと被害の軽減になるべく努めていくというふうなことで答弁とさせて頂きたいと思ひます。

議 長 向山議員

10 番 議員

それでは最後になります。今課長から大変丁寧な答弁を頂きました。被害の推移は明確ではないが県で行った調査上では減っていると考えられるという答弁を頂きました。なおですね、農業従事者の高齢化に伴いまして休耕地や放棄地が増える恐れが多々あります。有害鳥獣の活動、これによりまして有害鳥獣の活動テリトリーが拡大すると思われまますので、その町としての対策を今一層お願いしたいと思ひます。

また残渣処分についてですが、課長の答弁では処分や処理施設の整備については以前の答弁と同じように相変わらず困難な状況にあるという答弁を頂きました。研究熱心な課長ですので、今後調査・検討をよろしくお願い致したいと思ひます。大いに期待しております。

またサルへの対応ですが、町民もサルへの対応は半ばあきらめの感が私でも感じております。個体数を減すのが最も有効な対策と思ひますが、先ほど課長から説明があったように県では新しい施策を考えておる、予算を計上しておるということですか

ので、十分連携をとって効果を上げて頂きたいと思います。一方サルについてはサルの近寄らないような環境づくりとか、一方大変難しいと思うんですけども、モンキードックの要請、私も詳しくわかりませんが、そういったものが各地区で有効であるような事例もありますので、そういった面からも研究をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 12時16分)

(小休中)

(時に 13時15分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。
戎野議員

9 番 議 員 午前に引き続いて午後、私は始めの質問は共通番号制、マイナンバー制ということについて1問目に質問をして参りたいと思います。以前、これは国民総背番号制度として出されておりました。共通番号制度が今回愛称マイナンバー制に変わってですね、今年の10月5日から12ケタの一応原則としては生涯変わらない個人番号いわゆる通知カードが付与され、来年の1月1日から運用開始へスケジュール、規定通りですね、企業や自治体での十分な準備ができないような状況の中でスタートしようとしております。しかし国民の大半、7・8割以上の方がこの制度の中身が十分に分からぬままのスタートに美波町民も不安と不信感を抱いているのが現状であります。社会保険庁、当時の2007年に消えた年金がありました。今回は社会保険庁が日本年金機構になっても漏れた年金として125万件の情報漏洩、先日以来、個人情報漏洩の不安不信感を国民に負わせております。先日全国知事会からも飯泉徳島県知事が情報漏洩に関してセキュリティの強化を政府に求めておりました。いまだ運用開始もなされていないマイナンバー法が個人情報保護法改正案と合わせて今国会で早くも改正案が出されて衆議院を可決し、年金情報125万件の漏洩で国会も審議が延期になりそうだと報道されております。これからの運用にあたっての当町における進め方と周知を含め、個人情報の漏洩がなりすまし詐欺や犯罪に繋がらないよう、町としての対応について質問をしていきたいと思っております。

年金情報漏えいのようにマイナンバー制には個人情報として氏名や住所・生年月日と照合する手間もなく、データがマッチングされていきますが、さらにこれから結び付けられる予定の情報に年金・税金（確定申告を含めて）や医療情報、これにはご存知の通り特定健康診査いわゆるメタボ健診の結果や健康保険証、それから予防接種の履歴などが含まれてきます。雇用分野においては雇用保険、福祉関係も含めて、また災害対策として被災者台帳の作成や生活支援金の支給、将来的にはパスポート・クレジットカード等が印鑑登録証を含めてさらに2018年から銀行の預貯金までもがマイナンバーが登録が必要となってまいります。さらに図書館の利用状況、確定申告等にも拡大され、各人の個人番号または会社等に付与される法人番号が記入していかなければならなくなるとのことでもあります。

そこで当町としては、一番目に情報漏洩によるプライバシーの侵害にならないようにマイナンバー悪用に繋がらないような対策と住民へのマイナンバー管理についての、多くの疑問やリスクに対しての周知・広報等についてどのように取り組んでいくのか、先ず始めにお聞きしたいと思います。

それから2番目に町独自の判断で情報として利用登録するのは何か、例えば保険者を異動しても特定健診情報や予防接種の履歴などのデータの引継は情報連携ネットワークシステムにより自動で行われ、町がデータ投入などしなくても済む体制になっていくのか、その点についてもお聞きしておきたいと思えます。

3番目に2016年1月に、来年ですね、希望者に交付される個人番号カードについて質問していきますが、1つ目に写真付きで市町村が発行する個人番号にICチップの空き容量を使って三好市や藍住町などがコンビニでの証明書交付の機能付加を付けておりますが、美波町の機能付加、現在はこの件については未定検討中でございますが、今後どのようなものを考えているのか、その点についてお聞きしたい。2番目にですね、マイナンバーを利用することができる条例で定める事務を当町ではどのようなものを対象に考えているのか、その点もお聞きしておきたいと思えます。3つ目に個人番号カードの更新はどのように進めて行くのか、また紛失・盗難に対する処置は番号変更になっていくと思えますが、その届出等についても美波町での対応はどういうふうにしていくのか、有効期限切れの更新、効力について、まあこれが将来的には健康保険証の代わりに使えるという

ことになっていくらしいですが、健康保険証は恐らく不要とはならず、今までどおり発行していただろうとは思いますが、行政事務の効率化を謳いながら、その点について効率化はなっていないのではないかという点でございます。住基ネットによる費用対効果において、住基カードの失敗のようにまたこれがなっていくのではないかという懸念をしている訳でございます。取り分け様々な個人情報を企業、いわゆる民間と行政、官でやり取りをして、マイナンバー情報が流通してしまうことでなりすまし犯罪の増加、セキュリティ面で不安を増大させることにならないか、その点についても合わせてお聞きをしたいと思います。

それから4点目ですね、4点大きな4点目ですが、やむえない理由で住民票の住所に住んでいない人や、住民票さえない人は公的サービスから締め出されることになりかねないのではないかという点であります。

それから5点目に特定個人情報の提供について、これらについてはですね、警察・税務署の調査・検査はフリーで行えることにこの法律を読んでもみますと書いてあります。いわゆるそういうことに対する目的外利用の恐れやその行為すらも秘密とされることへのプライバシーへの侵害をどのように対応していかうとするのか、そういうことを住民にきちんと知らされていくのかについてもお聞きしたいと思います。それから情報の住基ネットにおいてさえ、名寄せや、データマッチングはですね、最高裁で禁止されているのにマイナンバーによるデータマッチングは違法とならないのか、共通番号を使ってやってきた諸外国では個人情報の管理が難しいネット社会に移行する中、その弊害が社会問題化している現実があり、さらに技術的な問題もさることながら、住基ネット以上の特需を狙う噂に1兆円以上何兆円もの単位の試算されるこの巨大な公共事業にありつこうとIT業界などが群がり始め、マイナンバー制度はIT利権の温床になる懸念もぬぐえないため、この制度に参加しなければ本当に町としてはどのように困っていくのか、導入を他の自治体との様子を見ながら考えていくという予知はできないのか、どうかということについてもお尋ねしたいと思います。当町における初期システムの投資費用と毎年の減ることのない維持管理費用をどの程度見込んで運用していかうとするのかお聞きしたいと思います。マイナンバー導入により、町財政を逆に悪化させないかという視点でございます。以上の点について多

岐に渡りましたが、よろしくお願いを申し上げます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。まずプライバシーの侵害等についてでございますけれども、マイナンバー制度につきましては国の施策として進められているところでございますけれども、なりすまし詐欺などの不安の声を払拭しマイナンバーを安心・安全に利用して頂くために、制度面とシステム面の両面から個人情報保護するための措置が講じられているところでございます。まず制度面の保護措置と致しましては、国の第三者機関である「特定個人情報保護委員会」を設置致しまして、情報漏洩や不正使用がないことを監視・監督することとなっております。それから特定個人情報を漏洩した場合には、最高で4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金を科すこととなっております。それから利用者本人が、自宅のパソコンから、いつ、誰が、なぜ見たのか、といった情報提供等の記録を確認出来る「マイナポータル」の提供を行うこととなっております。このような措置が講じられることとなっております。またシステム面での保護措置でございますが、個人情報は保有機関ごとのデータペースで分散管理することとなっております。情報連携は、マイナンバーそのものではなくて、見えない符号を用いて行われ、処理後は情報が消去され、一元的に蓄積されることはないこととなっております。またアクセス制御により、アクセスできる人を制限・管理することとなっております、これらの対応が取られることとなっております。更には、これらの保護措置に加えまして、マイナンバーのみでの本人確認を禁止致しまして「個人番号カード」の提示を受ける時に厳重な本人確認が義務づけられることとなっております。それから個人番号カードのICチップには、税や年金等のプライバシー性の高い情報は記録されないこととなっております。ということでなりすましや詐欺などへの対策が講じられているところでございます。町と致しましても、住民の方々の懸念や不安を払拭できるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に順番が変わるかも分かりませんが、マイナンバー制度に係る予算についてでございますけれども、住民基本台帳関係のシステム改修費は昨年の平成26年度に、税や国民健康保険などのシステム改修費は今年度に計上させて頂いて、マイナンバー制度に対応することと致しております。それでこの費用につきましては、国の補助金の対象ということになっておりま

す。機能付加についてでございますけれども、先般の徳島新聞でもありましたけれども、県下で三好市と藍住町が行う予定と致しております。美波町においては、どのような機能付加が出来るか、また費用対効果等も含めて検討させて頂きたいと考えております。

それから条例で定めるいわゆる独自利用についてでございますけれども、これについても今後関係各課に渡りますので、そういった協議を進めながら利用ができる、住民の方々が利便性を得られるような状況にさせて頂けたらと思っております。

住民への方々への周知ということで、まあマイナンバー制度が非常に複雑なイメージを持たれるところかと思えます。それで住民への周知につきましては広報の5月号やホームページでも行っておりますけれども、今後マイナンバー制度開始に向けて、国と県などとも連携しながら住民の方々が不安を招かないように適切に周知を図りたいと考えております。

維持費用でございますけれども、現在美波町の基幹系システムにつきましては、現在保守料を支払いながら行っております、そのマイナンバー制度に係るシステム改修費っていうのはそのシステムの中の改修を行うということで、保守費用につきましてはその引き続きその中で対応できるかと思っております。ただそれと中間サーバーっていうのが国の方が置くわけでございますけれども、この負担金っていうのは毎年いるとお聞きしております。ただこれについては国から全額の補助を頂けるといってお聞き致しております。

それからデータマッチングの違法性についてでございますけれども、これについては町でちょっと判断がしづらいというところで、国等の指導により行っているところでございますので、ご理解頂けたらと思えます。

またこの制度についての不参加等については、今のところ考えておりません。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

初期費用については具体的に国の費用でほとんど賄われるというふうに考えておったらいいんですかね。

それとですね、先ほどの質問のなか関連するんですが、マイナポータル、マイポータルとも言われておるかもわかりませんが、自己の情報を自分がパソコン等を使ってみることが出来る、そして誰がそれを閲覧したかを見ることが出来るということなんですが、これ取得性の高い医療情報も一般的にこれは他の人

も見えるというふうなシステムの構築になつとるんでしょうか。それとですね、どうしてもそういう不安から不便が多少あったとしてもこの番号は持ちたくないという個人の離脱ですね、そういう自由はあるのか、その点についてもお願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

個人の方が自分の情報がどういった形に出ているかっていうようなことを確認するためのマイナポータルについては、平成29年1月から利用開始とお聞きしております。ですからまだ、詳細なところはどういった情報の中に入ってくるかっていうのはこちらでは把握できておりません。ですからそれまでに国等から、また正式にどのようなことになるかっていうのは指示があるかと思っております。それから番号を持たないことができるかということをございますけれども、基本もう住民基本台帳がある方については全ての方に番号が付くということで伺っております。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

今、おっしゃられましたように基礎の資料としては住民基本台帳はそのまの形態ですとこれからも続いて、住基カードも同じく併用してやっていくということで理解しとったらいいんでしょうか。

それとですね、先ほどおっしゃられましたように2年後からマイナポータルというものが運用されていくということなんですが、その1年後の3年後からですね、自分の預金口座、貯金にマイナンバーを登録というか、そういうふうにしていかなければならないということになっていくらしいんですが、これらですね、カードさえ貰えなければそれはしなくていいというふうに理解しとったらいいんでしょうね。

議 長
住民生活課長

住民生活課長

お答えいたします。ただ今の住基カードを引き続き持つのかということをございます、今の住基カードの有効期限は今現在10年となっております。ただその今回の個人番号カードを発行した際に、それは希望者の方にとって頂くカードになりますので、そのカードを希望された方にはその時点で今までお持ちだった住基カードは返納して頂いて、新たな個人番号カードへ移行して頂くということになっております。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

議員がおっしゃられる銀行の個人番号の利用のに関してでございますけれども、今ちょっとうちの方で把握がしきれておりま

せん。というのもまあ国の方も順次段階的にまあ情報を出して頂けるような状況の中で、特にまだそこまではこちらとしては把握ができてない状況ですので、今後情報収集に努めて対応させて頂けたらと思います。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

政府の先日の国会に出された法案を読みますと、やはり3年後に向けてその預貯金の口座にマイナンバーを付与して、銀行の方から聞いていきますと、そしてそれぞれの口座を持っている方はおっしゃって下さいと言うことで、銀行に記入義務を負わせるというふうな状況が書かれているというか、見受けられますので、これが流通していった場合に、いろんなところで住基カードを提示したり見せたり、個人番号を言うたりすることになっていった場合に、情報漏洩が125万件の状況を考えましたら、やはり非常に危ないのではないかということで、セキュリティの面でこれはきちっと対応できるのかという心配と、そういうことを踏まえて町としては周知をして頂けるのかということも合わせて、今後の検討の中に入れて頂きたいと思えます。

それとですね、そういうことで基本的にはプライバシーの保護や情報流出を防ぐ対策が不可欠であります。実際は行政の効率化には私は全体としてはならないのではないかと、これはいろんなセキュリティの問題を含めて諸問題を考えた場合、最初から共通番号ありきでなくですね、分野別の番号を個別限定的に繋いでやっていくような仕組みを取るべきだと考えておるわけですが、この制度に対して町としては入って行かざるを得ないということなんです。マイナンバーへの通知の延期とかいうのも、なかなかそれは難しいというふうに考えていかなければならないのでしょうか。情報漏洩とかそういうことでプライバシーの侵害に対応する措置がなかなかできない以上、非常に効果というか、費用対効果の面で心配していきますので、周知とそういうリスクの危険性についてきちっと周知をし、さらにそれに登録する町の条例等でデータを登録していく場合において、その心配の無いように対応をしていくかどうかについて最後にこの質問についてお聞きしておきたいと思えます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

議員おっしゃられるとおり個人情報等非常に密接にあるこのマイナンバーでございます。それで国においてもそういった情

報漏洩的なところについては、今も非常に問題視されて議論もされているところであろうかと思っております。町と致しましてはそういった状況、随時・逐次情報収集すると共に、適宜ですね、必要な時にそういった大事な周知広報をさせて頂けたらと思います。それと個人番号、マイナンバーについてはそれぞれの方に10月に通知されるっていうことはもう決まっておりますので、これを遅らせるっていうのは国等からの指示があればもちろん遅れることとなりますけれども、今のところは考えてはおりません。それで役場関係職員についてもこういったマイナンバーが始まることによりまして、情報の管理っていうのは非常にまた求められるということで、職員に対してもそういった周知徹底をする、図りながら情報、個人の財産に繋がるような情報を特にそういった情報については徹底的に守っていくといったような形で進めさせて頂いたらと思っております。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

今、総務課長に言われましたことで少しスケジュール的に関連を聞いておかなければならないと思うんですが、10月1日からその通知カードが送られて来てですね、来年の1月から個人的に申し込んで希望者がいわゆるカードをですね、申し込んでいくということになってまいります。そうなった場合にこれは1月1日からの運用になってますけど、12月までにその本人が希望する人がそのカードをですね、申し込むというふうになっていった場合に、手続き的に含めてそういう周知とそういうことが数もある程度しれとるということだろうと思うんですが、可能で対応できるのか、その点についてもちょっと合わせて聞いておきたいと思っております。

議 長 住民生活課長
住民生活課長

お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、10月以降通知カードが住基のある方のところに送付されることになっておりまして、それ以降個人番号カードの交付を希望される方の申請が始まることとなります。ただ先ほどおっしゃっていただいたとおり、個人番号カードの発送につきましては来年1月以降となっております。ただ今のところ詳しいその運用につきましては、まだ国等の方からの示しもございません。個人番号カードの発行の運用の手引書というものが来月7月末を目途に提供される予定と聞いております。以上でございます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

1 問目の再問を最後にしときますけど、やはり期限が限られ

て、そして今回国会での法案について改正法案については延期のような感じですが、このスケジュールはその1月1日より運用されるということですから、それを使ってなにかを証明証代わりにする人もおるかもわかりませんが、実際は1月から十分個人個人に配布されるという対応でやっていける、また頂きたいというふうにお願いしたいと思います。1問目の質問はこれで終わりたいと思います。

2問目ですね、地方創生戦略の取り組みについて、これは先ほど同僚議員の2人がですね、すでに多くの質問を出していただきましたので、・・・部分は一部除いてですね、基本的なことと徳島県との関連と、まあ今後の策定委員会のことについて少し質問をしていきたいと思います。

「まち・ひと・しごと・創生法」によって今回地方創生が決められ、地方経済を進行し、若者を中心に地元で働きながら豊かに暮らせるような人口減少対策をしていこう、そして各地方・地域が自立的持続的な町づくりを進めていこうという趣旨だと思われま。本来は地域活性化へ向けて議会、我々が町づくりの経営導入を推進する主体であるとの自戒と自らの反省を込めて質問をしていきますが、これからしごと・ひと・まちの創生へ向けて創生事業を形作っていくとしても、基本となる政策提言を含め、美波町における取組の具体化と展望を特に重点とする基本目標をどのように進めて行きたいのか、町長・担当課長にお聞きをしておきたいと思います。

とりわけ先ほどもありましたが、この地方創生の願ってもないチャンスということなんですが、これが逆にコンサルのバブル等ならないようにきちんと住民を巻き込んだ対応が必要かと思われるわけでございます。今回97%の全国の地域では、プレミアム商品券という形をとってやっているということも聞いております。今日徳島県の人口が戦後初めて76万人を割込んだ中で、25年のいわゆる2040年ですかね、その時には徳島県も57万人、美波町の推定人口も先ほど説明がありましたが、同じく25年度には3,592人と美波町の推計人口が予測されております。飯泉徳島県知事が県議会の本会議の中で市町村を対象にした徳島版地方創生特区の指定を2015年度中に前倒しして行うと答えておりましたが、美波町もその10か所の選定枠に応募していくと思われま。ど、どのような地方創生の取り組みで県の特区に臨もうとしているのか、町長にもお聞きしたいと思います。今回特にこれまでも地方創生交付金の中で、地域おこし協力隊

やいろいろなサテライトオフィスに対する支援、今回は消費喚起の生活支援事業で阿波とくしま商品券、それから町内でお買い物商品券の企画の実行がなされておりますが、阿波とくしま商品券を希望しても買えなかった一部の人の税金負担と不公平感など、今後の発売に向けての検証は、町としても十分してきたらと思うのですが、今回町内でお買い物商品券ということで、商工会主催で町が 8,600 千円でしたかね、補助をしておりますが、同様な商品券補助をしていこうとする中で、希望した人に期間内でのレシート交換が補償されたチラシ・案内となっておりますが、これがきちっとそういった人々に対して保障されていくのか、早い者勝ちというふうには結局はなっていく不公平感を残さぬ対応ができていくのか、その点についてもお聞きしておきたいと思っております。こういった地場産業、特にこの地域では第 1 産業の独自産業化などで・・・若者の就業の場、いわゆる職場働く場所を確保していく、そのための企業誘致やそうほうや I T 企業の誘致等は考えられてきておりますが、やはり若者が定住化で住むということが子どもの数を増やし、さらに行政からの支援が効果を上げるものだと考えております。先ほども医療費の無料化や子育て支援等がございましたが、やはり住みやすく本当に定住化ができるような取り組みについて、合わせてこの地域創生の中で重点となっていくことをどのように考えているのかを具体的にお聞きしていきたいと思っております。

議
町

長 町長

長 ・・・・まず特区とかそれから次に商品券でありますとか、いろいろ頂いたんですけれども、議員おっしゃる具体的な施策っていうのは、今地方創生の戦略を今、緒に就いたばかりで、これからその中身をいろいろと提案して頂くと、午前の一般質問の答弁でもさして頂きましたけれども、町内の英知を集結してそれを作り上げていくというふうな考えております。そんな中で私自身の今までの取り組み、そしてこれからもそれを続けていく、その取り組みっていうのが今までからしてきた取組っていうのが今回の地方創生の中にも合致しているということは述べさせて頂いたところでございまして、人口ビジョン等に関しましては、やはり子育てしやすい町っていうのを旗印にやっていきたいというふうにも考えてもおりますし、また人口減少の中で多くの移住それから企業またはサテライト企業を誘致するというようなことで、人口の減少を食い止めたいというようなことも申し上げた通りでございます。

特区につきましても何をしていくかっていうところは、これからになりますけれども、今、美波町で1つだけ特区を頂いておるものがありまして、それは保育園の給食関係につきまして、特区を頂いて、利便性を図らさして頂いているというところがございます。ですから今後開かれる総合計画、総合戦略計画のプランを作っていく中で、いろんな方々からいろんな意見を頂くとお思いますので、それがいわゆる既存の枠組みの中で行われる意見以外に非常にまあ議員が期待しているような、いわゆる規制が無いような突飛などといいますか画期的な提案もあろうかとお思います。それが今の制度上難しいねというようなところは特区とか、というようなことで申請をさして頂き、特区を取らして頂くというような手続きになっていこうかなあとおっております。とりあえず以上で答弁とさせていただきます。

議長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からは、先ほど議員ご指摘のプレミアム商品券、あと町内でお買い物事業、それに関しての質問につきましてお答え致します。まず消費喚起の関係事業につきましては基本的には国策の中で進めて行ったということで、まずこれはご理解いただいていると思うんですけども、去年の春に徳島県商工会連合会が取り組みました商品券っていうのは美波町に対して配分された枠っていうのは30,000千円でございます。それにつきましておそらく記憶に残っておられるのではないかなと思うんですが、あんまり売れ行きは良くなくてですね、今年度この事業をするについて30,000千円から40,000千円に増額するという話があったときに、これほんなにそんな簡単に売れんのでないかということをお正直思っておりました。ただプレミアムの率が10%から20%になったっていうことが1つあるでしょうし、あと、去年恐らくその余り興味がなかった方がこのことを聞いてうんと興味を持たれたのかなあというふうなことがありまして、私ども、町だけではなくて商工会の方にとっても想定外の売れ行き、即日完売ってことが起こってしまうようなことになっておりましたので、正直なところこれは・・・想定外ってあまり言いたくないんですけども、そういう状況の中でまず県の方のプレミアム商品券については動いてしまったと。このプレミアム商品券につきましては30,000千円から40,000千円に枠が増えた一方です、町内で買物をするべき比率ってのは下がって、徳島県下どこでも買える率の方が高くなったっていう状況がございました。やはり地元の方で少しでも買物を

して頂きたい。ということがございましたので、商工会の方でちょっと知恵をひねって頂いて、町内でお買い物事業って、もう一つ重ねるような形にしてもらおう中でその県内の統一の商品券をできるかぎり美波町内で使ってもらいたい、というふうに動いて行ったわけです。そういうふうな結果として議員もご承知の通りレシートと1万円に対して500円の商品券を美波町の商工会の方で発行するという形の仕組みを作ったわけなんですけども、今、議員の方で心配して頂いているのが一応まあ交付の期間が7月の1日から14日の間で引き換えますよっていう事前通知になっているけれども、その期間内で100%みなできるんかっていう多分ご質問だろうと思うんですが、正直なところ先ほどいいましたような想定外の事態がもう前提にも動いてしまっておりますので、それを考えたときに、当初想定した14日間の中で十分いけるだろうということがいいきれない自体が実は生じております。ですので、動いていきながらではあったんですけども、このままだと予算の枠、上限超えてしまうとそれで終わってしまいますので、ご指摘のように早い者勝ち、言い方を変えますとのんびりしている方は恩恵にあずかれないということがどうしても生じがちになっておりますので、少しでも早い目に動いていただくというかたちでの対応につきましては商工会の方と相談してやっているところであります。具体的にはですね、一番最新のポスターってということになるんですけども、多分お店の方に行かれますとこういうポスターをご覧になったかと思うんですが、美波町商品券交換開始っていう赤字がありまして、最初は入ってなかったんですが、この下にですね、ちょっと小っちゃいんですが交換金額に上限はありませんが、商品券は数に限りがあるため、無くなり次第終了しますという文言を急遽追加して、刷って貼ってもらうようにしました。ちょっとおそらく不細工なことをしていることになろうかと思うんですけども、最初に事業提案をして、上げていった時には去年あたりまでの消費行動の数字を分析してそれからするとこれぐらいあれば十分困ることはないだろうというふうな金額の設定をやったんですけども、どうもそうならない可能性があるということで、こういうことをしております。それとポスターを見ることがない、見ても気が付かないっていう方、どうしてもおられますので、6月の末にですね、今、想定していますのは放送、町内放送を使いまして、6月の26日金曜日、28日日曜日、30日火曜日というのを、とりあえず現時点での調整

している案なんですけれども、その 3 日間程度もう商工会からのお知らせということで、早めに交換をして下さいと、いう放送をするというふうなことで今は考えているところであります。以上答弁とさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

長 戎野議員

今、小坂課長の方から詳しくお聞きしたんですが、やはり予算の枠があって、そしてそれは仕方ないってことはよく理解できますし、ただそれが 14 日までに交換したらレシート分について商品券等引き換えるというふうに理解している住民もおるかと思えますので、やはりこれまでの思わぬようけの人が希望した場合と言うふうなことになるかと思うんですが、商工会が一応主催というかたちをとっておるとしても、町の補助金がほとんどであるかと思えますので、その商工会の役員や取扱い商店について、まず住民が換え終わってから余裕があれば引き換えるというふうな指導、要請というものは町としてはできないのでしょうか。

議 長
産業振興課長

長 産業振興課長

どこまで対応可能なのかにつきましては商工会の方と、商工会が個別にいろんなことを考えながら動いている部分もございますので、その辺も確認しながら可能な範囲の対応をさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

長 戎野議員

地方創生のことでこれは朝日新聞に先日載っておったんですが、ひとり親家庭を支援していこうということで、島根県の浜田市が今年の 4 月から経済支援措置としてですね、ひとり親家庭への支援と介護の働き手不足の解消ということで、介護職にその浜田市へ来てですね、就く場合は補助をしていこう、最大これはすごく 4,000 千円を超えるようなすごいんですけど、高校生以下の子どもがいる母子・父子家庭や、条件としては市内の介護事業所と 1 年間の雇用契約を結ぶということで、転居費や給与としての 150 千円以上とかですね、養育費を月に 30 千円とかいうふうな形で、浜田市の財団と協力しながら事業者への財政支援と働く人の支援をしておりますので、やはり非常に厳しい条件の人々、それから特に田舎において介護福祉の職場がまず人が足りない、その働く条件のにもよるんですが、非常に厳しい人手不足の中で、やはりこういった先進的な取り組みをしているところのをですね、学びながら町としてもこういう介護職の育成と、ひとり親家庭への支援ということで、取り組ん

でいく、そういうこともひとつの案としてやっていく、そういうふうについてどのように考えているか、1つの例を参考に申し上げましたが、お聞きしておきたいと思います。

議
町

長 町長

長 今議員が教えて頂いたようなことにつきましては、今現在美波町では考えておりませんが、地方創生の中で前段総務課長が説明した中に高校生以下の子育て世帯に1人1万円の商品券を交付するというような事業を説明させて頂きましたけれども、私どもの町ではこの地方創生の消費喚起の分につきましては、そのような事業を考えておりますが、今も議員からご提案のあったような意見につきましても、今後始まる地方創生の会議の中で、そういった事業の1つとして提案をさせて頂き、その中でまたまとめさせて頂くというようなことで、進めさせて頂きたいと思います。

議
9 番 議

長 戎野議員

長 まあこれから先ほども町長おっしゃられましたように、この策定について出発したところだということなんですが、知恵を集め、そしてまたより良い策定の報告となっていくように期待をして時間も来ましたので、質問を終えたいと思います。

議

長 以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 14時04分)

(小休中)

(時に 14時15分)

議

長 再開します。

続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。

北山議員

4 番 議

長 それでは一般質問を行います。大きく1点目としまして、美波町人材育成基本方針の改訂について。3月議会において、人材育成基本方針改訂のためのアンケート調査の結果「分かったことは何か」と質問しましたが、最後までその答弁はありませんでした。資料を調べてみますと、アンケート調査を集計した数字や記録の整理はありますが、そこから考察判断して出た結論の記録はありません。よって、アンケートの結果、何が分かったのかという質問に適切に答弁できなかったのは当然だと思いました。適切な答えが無いのに、関係ないことをだらだら答弁するのは時間的に大きな損失であり、重要案件の焦点をぼやかしてしまうもので、町益を大きく損ないます。お互いに厳に慎

まなければならぬと思います。

そこで、美波町人材育成基本方針（改訂版）について視点を
変えてお聞きします。1. 私はアンケート調査結果を見て町民が
望んでいるのは次の3つ、1. 人間らしい社会道徳性、2. 公務員
法の順守、3. 一般人よりも高いレベルのモラル、この3項目を
町民は求めていると結論付けました。その上に立って平成18年
策定の人材育成基本方針を見たとき、何の不都合も感じません。
むしろしっかり実行して成果を上げれば、住民の要望に
応え得る人材が出来ると思いました。よって、抜本的見直しの
必要性などもってのほかだと思います。

2. 改訂版では、現在の社会情勢を反映した基本方針の策定が
必要とありますが、基本方針というのは、その時々
の情勢によって変えるものではなく、それを会得していれば
どんな情勢の変化にも対応できる基本的なものです。戦前と
戦後のように封建的と民主的のような大変革なら別ですが、
平成18年から現在まで基本方針を変えなければならぬ
ような変革はありません。社会情勢の変化を反映させて
基本方針を変えるのは間違いだと思います。

3. 改訂版では、平成18年度策定の人材育成基本方針は、
業務運営上の統一的ルール作成が優先課題とされ、人材育成は
実践されなかったため抜本的見直しが必要になったとあり
ます。とにかく統一的ルール作成を優先して、平成18年度
策定の基本方針は実践されなかったのが実態であるため、
抜本的見直しが必要になったということです。「実行して不
都合が分かったので見直す」というのなら分かりますが、
他のことを優先したため実行しなかったのでは見直すとい
うのはいかにも不合理だと思います。

以上のことから平成18年度策定の人材育成基本方針を見
直すのは間違いであり、むしろこれを着実に実践し、人材
育成の実をあげるべきと考えます。ちなみに改訂版として
示されたものは、様々な要件を書き並べてあるだけで、
基本方針として中心的支えになり活用できるものには
ならないと思います。以上私の意見を述べました。理事
者としてのご意見を伺います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。今回改訂版を作りました人材育成基本
方針ですね、アンケート結果から何が分かりどう見直す
ことになったのかについてでございますけれども、私ども
の方の考え方

を述べさせて頂きたいと思います。

本格的な地域分権の時代を迎え、町民に最も身近な地方自治体は、町民ニーズに応じた政策を自ら意思決定し、それを自己責任の下に実行することがこれまで以上に求められているところでございます。自治体の果たすべき役割や自治体に寄せられる期待は、ますます大きくなっているところでございます。本町では、平成18年3月に「美波町人材育成基本方針」を策定し、人材育成に取り組んできたところですが、策定から8年が経過する中で、少子高齢化・高度情報化・町民ニーズの多様化・長引く不況等、社会情勢は目まぐるしく変化し、町を取り巻く環境は大きく変わったものと感じております。集中改革プランの実行によりスリム化した役場が、必要最小限の職員数で、こうした社会情勢・環境の変化に、迅速かつ的確に対応し、これまで以上に町民に質の高い行政サービスを提供するためには、職員が自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行し、組織の活性化を図ることが重要となってきました。

今回の改訂は、基本方針策定時の基本的な考えを踏襲しながら、めざす職員像の設定や職位ごとに求められる行動の設定、今後新たに取り組むべき人材育成の方策等の見直しなどを行っております。

アンケートは、住民が求める職員像を明確にすること、職員の現状と問題点を整理することを目的としておりました。美波町を担うにふさわしい人材を住民の方がどう考えているのかをアンケートの結果からキーワードとして抽出し、めざす職員像を設定致しました。アンケートから、住民は職員に対して、常に町民の立場で物事を考え、柔軟で誠実な対応に努めながら信頼関係を築こうとする意識を望んでいることが分かりました。また、町の発展のために必要な政策を作る能力や、自分の行動・発言に責任を持ち、行政職のプロとして、町に愛着を持つ職員を求めています。同時に、これからの地域主権時代において、職員には、プロとして業務に対する高い専門能力と社会情勢の変化に的確に対応する柔軟性を持って将来を見据えて政策を企画立案するとともに、責任感を持って最後まで実行する能力を備えた職員となる必要があると考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長 北山議員

4 番 議員 今、総務課長からるる答弁がありました。これを聞いてまし

て、今の答弁で私が 3 点理由について述べましたけれども、今の総務課長の答弁で平成 18 年度策定の人材育成基本方針を見直す、見直さなければならぬ、そういう理由にはならないと思います。アンケートから総務課長は住民目線とか、高い専門性とか、そういうことを望んでいるんだというような話もありましたが、私が感じた人間らしい社会道徳性、これは住民目線ですよ、それから公務員法の順守、当然やらなければならないことをやるっていうこと、3 点目の一般人よりも高いレベルのモラルと、そういうことからして抜本的に見直さなければならぬっていうような、そういう要因は見当たらないと思います。また冒頭におっしゃってありました社会情勢、これはいろんなところで社会情勢、社会情勢の変化っていうような、そういう話がありますが、先ほども冒頭にも言いましたが、基本方針っていうんにつきましては、18 年度に策定された、これについても今後社会情勢の変化があると、それに対応できる人材を育成する。そのための基礎になる基本方針だというように冒頭書かれております。基本方針っていうんは基本的に社会情勢が変わっても、それに十分対応できる人材を育成するための肝になるところだと私は認識をしておりますので、たった合併から現在まで 8 年経ったので、基本方針を改定せなあかんっていうような、そういう理由はまったく考えられません。人材育成っていうんはご承知のとおり、今後の行政運営の中心になる問題だと思います。町にはいろいろ今日午前中にも同僚議員も言われておりましたが、今まで実践されていない計画とか、要綱とか、方針とか、そういうんがたくさんあると言われております。そこらのところの懸念と言うことで、同僚議員もコンサルにかけてコンサル中心で作って、それではだめだと、やはり町の住民及び職員が中心になって、町が中心になって自分たちが作ったやつっていうことで、実行していかなければだめだというような、そういう認識でああいう質問をされたんだらうと私は聞いておって感じました。この改訂版の人材育成基本方針が今後こう制定されて、またそれら今までの計画要綱・方針等々と同じになりはしないか。そういうふうな危惧を持っております。特にこの中身を見てみますと、18 年に策定された分については具体的な方策っていうんがきちっと書かれておるのに、今回のんはそういうことが抜けておるような、そういうふうに感じます。再度もう改定をしなければならぬっていうような明確な理由があるんであれば再度答弁を頂けたらと思います。よ

ろしくお願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

改定の理由といいますか、今議員がおっしゃられた総合戦略の策定を職員が中心となっていくところにつきましては同感でございます。ですから職員が積極的にかかわって、作っていくという面では職員にも今回の部会には手上げ方式ですけども、自由に参加して頂くっていったような手法を取り入れまして、そういった地域の重大な事項を取り決めることでございますので、積極的に参加を呼び掛けているところでございます。それと平成18年に策定いたしました人材育成基本方針と比べて抜け落ちているところがあるんじゃないかというようなことございましたけれども、私どもの方では内容的には網羅できているのかなあと思っております。それでなおかつ具体的に職員が見て分かりやすい行動の基本的なところについてもその中に盛り込まして頂いていると思っておりますので、実際人材として職員が自分自身が意識できるような、そういったような方針となっていると思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

まああのう改定をされたということで、そういうふうな答弁になるんだろうなあというようなことは分かりますが、先ほども言いましたが、今回の改訂版では業務上、業務運営上の統一的ルール、これ総務課長にもなんだったのか、人材育成基本方針を実践するよりも優先された統一的ルールの作成、これは一体何を作成されたんかっていうんも、これも課長に聞きに行きました。その時に公金の取り扱いのルールなどを作った。各課でそういうルールを作ったというようなそういう答えも伺っておりますが、そういう公金の取り扱いのルールっていうんは、これは人材基本方針を実践するんとは全然別な話で、そっちも実践するんと一緒にそういうルールも作らなければならない問題だと思います。それをまあ今回この改訂版の中に真面目にその事実を書かれたんだろうと思うんですが、実践をやってなかって結果、人材育成が進んでないので抜本的に改定をするんだ、これは本当に不合理な考え方だと私思います。まずきちっと人材育成の基本方針18年策定の基本方針を実践した上で、こういうことが分かった、こういうことを改定しないといけないということが分かったと、いうことで改定をされるのであれば、これは当然な話だろうなあと言うように感じるんですが、他のこ

とをやったために実践できずに抜本的な見直しをするんだって
いうんは本当に不合理なやり方なんで、私は総務省から平成 9
年ですが、平成 9 年に総務省より人材育成基本方針を策定せよ
というような通達があって、そのひな型に基づいて旧町で作ら
れた人材育成基本方針、これを合併と同時に双方日和佐と由岐
が持ち寄って美波町の人材育成基本方針として新たに作られ
た、それを実践せずに今回また改定をするっていうのは、本当
に不合理なやり方だと思うんで、なんとかそういう行き方でな
しで、本当にこう美波町としての人材を育成できる方針をやっ
て頂きたいと思いますんで、再度お考えがあれば答弁願いた
いと思います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

今回の改訂版につきましては、その 18 年に策定の人材育成基
本方針を引き継いだような形にさせて頂いていると思ってお
ります。ですからそれと 18 年から人材育成をしてなかったのかと
いうようなご質問といたしますか、ご意見だったと思うんですけ
れども、もちろん職員提案制度でありますとか、研修奨励事業
でありますとか、そういった取り組みは行ってまいりました。
ですから今後もこの新しい改訂版によって職員の人材育成に努
めて参りたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思
います。

議 長 北山議員

4 番 議 員

もう質問ではないんですが、まあやってこられた、ほら一部
やってきたっていうんは私は否定するつもりはございません。
しかし今回の改訂版の中にはっきり業務運営上の統一的なルー
ルの策定が優先課題とされ、職員個々の育成は個人の意識に任
された。・・・ということで、将来を見据えた総合的な人材育成
システムには至ってなかったのが現状だと、そのため抜本的な
見直しが必要になりましたと、はっきりほう書いてあるんで、
まあ一部やってないとか、やっとなとかいうような、そういう
ことではありません。それと踏襲をしていくんだというような
話でありましたんで、それだったら平成 18 年策定の分につい
ては具体的に方策っていうんもそのまま引き継いだと、そう認
識をしてさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願
い致します。

議 長 北山議員

4 番 議 員

続きまして大きく第 2 点目の人事評価制度についてお聞きを
します。この件についても 3 月議会で質問しましたが、「人事評

価のマニュアル本を課長職全員に渡してある」とか「目標設定期間は阿南市・那賀町と同じように5月頃を目指したい」との答弁で、具体的にはまったく進んでないように感じました。しかし、人事評価制度は地方公務員法の改定によって平成28年度から実施するように決まっています。町は隣接の市町村に合わせてというように安易に考えているように思いますが、阿南市では平成24年度より人事評価を試験的に実施しているとのことで一歩も二歩も進んでいます。そこでお聞きをします、1.人事評価制度実施に向け決めなければならない事柄をどのように認識しているのか。2.実施に向けてのスケジュールはどうなっているのか、以上2点についてお聞かせください。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

お答え致します。人事評価制度実施までに決めなければならない事柄についてでございますけれども、実施までには規定等の整備、職員等への説明、協議・周知・評価者研修が必要となっております。改正法の趣旨を踏まえた評価の基準、方法などの人事評価に関する規定等の整備は目標管理シート、人事評価シートなどの様式類、それからマニュアルの作成、またそれと並行して評価者研修や被評価者研修の実施などが挙げられます。現在評価者、被評価者研修を実施し、目標管理シート、人事評価シートの内容の検討を行っているところでございます。

人事評価制度においては目標設定とその評価の方法が重要であることから、その点に少し時間をかけて進めることと致しております。

次に実施に向けてのスケジュールについてでございますが、改正の地方公務員法につきましては、人事評価は平成28年4月には実施することとされております。今後は目標管理シート・人事評価シートの検討作成やマニュアルの作成などを十分に行いまして、10月からの施行を行うことを目指して準備を進めているところでございます。施行時期については目標設定とその評価の方法に時間を費やすことから当初予定致しておりました時からは遅くなりますけれども、内容の把握については可能と考えておりますので、今後ともそのような形で進めさせて頂きたいと思っております。以上です。

議 長 北山議員

4 番 議 員

今、総務課長から決めなければならない事柄ってということで、人事目標管理シートとか、それから評価の方法等っていうような答弁がありました。それとスケジュールについては人事管理

シート等を作って、10月からの施行というような答弁がありました。10月からの施行ということで、これは10月にまず評価をやると、人事評価をやると、そう認識していいのかどうか、それから少し人事評価について具体的にお聞かせを願いたいと思います。まず評価方法はどのようになるのかということです。これについては国から示されておるもので見ますと、評価の方法については能力評価及び業績評価の2本立てで実施をするってというような、そういうことが示されております。美波町としてはどのようになるのか、それから次に評価基準の明示ということで、それはどのようになるのか、評価項目、評価の基準他、実施方法等の明示はどのようになるのか。それから先ほども課長は評価される方と評価する方、これの研修が重要というようなそういう話がありましたが、各評価者への訓練っていうんですか、研修とこれはいつごろに計画をしていくのか、そこらを教えてください。それから自己申告・面談・結果の開示、これについてはどのようになるのか、被評価者が自らの業務遂行状況を振り返るため、当然自己申告を実施すべきと思いますが、ここらはどのようになるのか、それから評価者と被評価者が話し合って、目標設定やフィードバックするための面談、これも必要と思うんですが、これについての実施はどうするのか、それから評価に関する苦情の対応はどうするのか、苦情に対する仕組みは当然整備する必要があると思いますが、そこらについても教えてください。それから国は21年度から人事評価制度を実施しております。国では人事評価制度及び評価の結果の活用の基本的枠組みとして、評価の方法、先ほども言いましたが能力評価として評価期間10月から9月において職員がその評価を遂行するにあたって発揮した能力を評価する。業績評価については、評価期間を10月から3月、4月から9月において職員がその職務を遂行するにあたって上げた実績を評価する、原則5段階でというような、そういうことが決まっておるようです。そこら美波町ではどのようになるのか。それから国では評価の流れとして期首の面談・目標の設定を行って業務遂行、それから自己申告・評価・調整確認、そして評価結果の開示、それから期末に面談をして指導・助言をするというふうにしておるようです。美波町はそこらあたりどのように考えておるのか、後、評価結果の活用の基本的枠組みっていうのも国の方で決められております。昇任・昇格・昇給・免職・降任・降格・降号・勤務手当、それから人材育成と6項目について基本的な枠組みを

決めておるようですが、そこらのところはどのようにするのかお聞かせを願いたいと思います。それと先ほど総務課長も条例の整備っていう話も出たように思うんですが、そこら地方公共団体が地方公務員法改正に伴って特に人事評価についてやらなければならない項目っていうのが国の資料でも示されておりますが、そこら標準的な職及び標準職務遂行能力っていうこと、それから任用の規定の明確化に伴う措置、採用試験、昇任試験の実施方法、人事評価の基準方法、それから等級別基準職務表この5点を定めなければならないとなっておりますが、そこらについてはどのように考えておるのかお聞かせを下さい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えします。まず条例でございますけれども、町の方で条例と言うのは今のところ考えておりません。ですから規定等で決める程度になろうかと思っております。それでまず評価を10月から評価をやると判断してよいかでございますけれども、ちょっと時期的には遅い時期となっておりますので、その時点でできる目標設定とそれを何か月後の集結の期間を決めて評価、ためしに入れてみるといったような形になりますので、きちっとした評価にはならないとは思っております。ただ4月からの評価に向けての実施といいますか、には大丈夫かと思っております。それから評価方法については国から確かに示されております。それで内容につきましては議員さんがおっしゃられたようにいろいろな内容について国から頂いております。ただ町独自でその方法については決めていくということになりますので、先ほど申しましたように目標シートそれから評価シートの内容について今検討をしているところでございます。ですから評価項目についてはやはり5段階になろうかと思っております。それから目標設定については職員がまず自分で目標シートに書き込みます。それでそれを見ながら管理者と目標のそれでいいかというような達成基準とかを決定していきます。それで最終的にはそれを期間が終わったのちに、まあどの程度まで達成できたかというところでまあこれも自己申告があつて、評価者がそれを見て評価基準を付けていくというような流れで、この流れについては国と同じような流れとさせていただいたら結構かと思っております。ただ評価、先ほど言いました評価項目につきましてはやっぱり町独自ということで、これも多岐に渡って評価する側の立場に立って今検討させていただいておりますので、できるだけ評価しやすい、よく言われるのが職務によって評価さ

れるところ、評価されるなんて言うんですかね、部署と企画的に企画とかそういった企画開発を持ってる部署と通常の事務処理だけであればやっぱり不公平感がでるんじゃないかっていうところの問題がよく言われるそうです。そういったところであってもやっぱりきちっとした目標が設定できて、その目標に達した場合は十分な評価をしてあげるといったような。そういったことでないと職員全体の不公平感を払拭できないかなと思っておりますので、その辺の調整に今ちょっと時間をかけているところでございます。それから研修についてですけれども、これは随時行っていく予定と致しておりますけれども、とりあえず評価者研修を4月に行いまして、被評価者研修を5月に行ったところでございます。ですから今後まだまだ研修が必要な場合あるかと思っておりますけれども、逐次有効な研修を入れさして頂けたらと思っております。それから先ほど評価に対する苦情でございますけれども、先ほど申し上げたような公平性にかく評価をしますとやっぱりこういった苦情を受けることになってまいりますので、その辺については細心の評価者の研修も必要と思っております。苦情についての体制につきましては、今後決めさせて頂きたいと思っております。それからこの評価の活用方法でございますけれども、特に思っているのがこの評価によって人材育成にも繋がるような評価、人事評価になればと思っております。ですから前にも申し上げましたが、職員が頑張ればそれだけ評価をしてあげれるとといったことによって、やる気を出して頂けるというような、こういった仕組みで思っております。それと職員の配置でありますとか、そういった面でこの人事評価を取り入れさして頂けたらと思っております。それでちょっと内容については先ほども申しましたけれども、国から示されているようなスケジュール間で行うのは町としても同じような形を考えております。ですから先ほど申しされたような阿南市さんにもちょっと教えてもらいにも行きましたし、那賀町さんともご連絡をとりながらいろいろな面ではご指導も受けながら今進めているところでございます。以上です。

議長
4 番 議員

長 北山議員

今、総務課長からいろいろ答弁を頂きました。試験的に10月から評価をするというようなそういう話がありまして、それに向けての目標設定をする。この目標設定はいつ頃、そしてどこの課っていよんですかね、どこを対象にやろうと考えておるのか、そこらを教えて下さい。それから人事評価の方法とかそ

の中身については町独自で考えていくんだというような、そういう話がありました。そこらだいたいいつごろを目途にそれは決定されるのか、決定しようと考えているのか、そのところを教えてくださいたいと思います。それから定めなければならないことってということで、規定で先ほど言いました 5 点について規定でするんだと、条例でなしに規定でするんだというようなそういう話がありました。国の資料では等級別の基準職務表、これについては形式として条例というように国の方は指定をしております。当然これは条例で決めなければならないんだと私は思うんですが、そのところ、規定でいけるのかどうか、そこらを教えてくださいたいと思います。評価結果の活用については、人材育成に反映するような、そういうことで活用をしていきたいというような、そういう答弁もありましたが、やはり人事評価っていうんについては、正しく評価をして、それが任用とか給与とかそういうことに反映して一生懸命やればちゃんと評価をして、その結果が得られると、そういうことでより良い、よりやる気のある人材ができるというんが 1 つの目的だと思いますので、そういうことにできるだけ活用できるように努力をしていって頂きたいと思います。とりあえず今お聞きしましたことについて答弁をお願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

対象についてでございますけれども、どこの課とかこれは区分せずに全てをやってもらう予定と致しております。先ほど申し上げました評価シートでありました目標のシートとかの策定を今進めているということで、その時期についてかと思ったんですけれども、これが先週に内部で確認をしてもらってます。それで意見等も出して頂きながら、今調整中でございますので 6 月中にはそれはできようかと思っております。それと等級別基準表でございますけれども、これについては既に条例の方で給与の関係の条例の中で決めさせて頂いておりますので、それについては問題ないかと思っております。それから活用についてはできるだけ職員がやる気が出るようにということで、そのとおりでございますので、そのように務めさせて頂きたいと思っておりますけれども、まだまだまだ始まったばかりとか、まだ始まってございませんので、その状況も見ながらさせて頂けたらと思います。以上です。

議 長

北山議員

小休します

(時に 15時02分)

(小休中)

(時に 15時02分)

議長 再開します。

北山議員

4 番 議員 すいません、最後になります。ほの目標を設定は10月というふうに関小休の中でそういう答弁があったんですが、10月に目標設定して評価は次の年の当初にやると、ほう理解していいんですかね、試験的な、実際きちとしたやつについては来年の当初にまた目標を設定をしてというような、そういうふうに関理解していいんですかね。そこらほっきりまた答弁をお願いしたいと思います。もう最後になりますんで、今後町としては第1問、大きく第1問で言いましたが、人材育成事業、これを最優先ということで、私ほやって、強力に推進をして頂くと同時に、この度地方公務員法の改正に伴って導入される人事評価制度を正確に関取り入れ、そして周知徹底すると同時に必要な規定を早急、規定・条例を早急に定めて、その内容を各評価される職員、及び評価する職員の腹に入るまで研修を重ねて、勇気を奮って実行して欲しいと思います。そういうことを強力、着実強力に推進されることで、今後の町民の満足度は大きく高まっていくと確信をしておりますので、どうぞ理事者におかれましてはまづ今言ったことを最重点において、努力をして言って頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。冒頭の答弁は頂きます。お願ひします。

議長 総務企画課長

総務企画課長 人事評価に係る目標設定の時期でございますけれども、10月に設定を致しまして、その結果を判断するのが2月頃を予定致しております。以上です。

議長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。

続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。

中川議員

1 2 番 議員 私は2つ通告してありました。1つはマイナンバー制度への対応ということで、これはすでに戎野議員が質問したので省略と思ったんですが、ちょっとだけ言わせて頂きます。

1つは私ほまあこのマイナンバー制度についてメリットは小さくてリスクの方がもう非常に大きいというふうに関思っております。1つはなりすましによる被害が外国でもあるし、また人権侵害も起こりうる、そういうことでこれは広報としてはメリッ

トを上げていますがリスクが非常に大きいと。それを回避するために分散管理するんだというておりますけども、これも今度の年金の情報が流出、大規模な流出があった。そういうことからあるいは各事業所で管理させるわけですけども、その罰則もかなり重たいと、ほういうことからセキュリティのために多大のコストを掛けないかと、そういうことから私は慎重に町の予算の執行も慌てずに十分慎重にやってもらいたいと、こう思っております。延期はできるんでしょうか。お願いします。

議 長

小休します。

(時に 15時08分)

(小休中)

(時に 15時08分)

議 長

再開します。

総務企画課長

総務企画課長

このマイナンバー制度につきましては、いろいろなご意見があるかと思っております。ただ町と致しましては国の施策によってやられることですので、その指示等に従って行うという形に取らせて頂けたらと思っております。以上です。

議 長

中川議員

12番議員

慎重にお願いします。私自身はまあ申請しないつもりでおるんですけども、そんな場合何か不都合あるでしょうか。それだけ簡単に。

議 長

住民生活課長

住民生活課長

今の住基カードにも基本4情報と申しまして、「住所・氏名・生年月日・性別」の4情報が載ってます。今の、今度の個人番号カードにも今申しました基本4情報プラス電子証明やいう税金のeタックスでの申請とかその辺が取り合えずは付加されるだけです。希望者の方については申請をして頂きますが、申請をしないからといって特に不都合は今のところないのではないかと考えております。

議 長

小休します

(時に 15時10分)

(小休中)

(時に 15時11分)

議 長

再開します。

住民生活課長

すいません、今申しましたのは今現状のことですので、将来的には今後情報がまだ入っておりませんので、今後決まっていく段階で不都合が生じる可能性はあるかと思えます。

以上です。

議長 中川議員

1 2 番 議員

ありがとうございました。ほれはほれぐらいにしといて、次の 2 番目に言ってありました町営住宅のことについて。町営住宅っていうのは公営住宅法に基づいて、住宅に困窮している低所得者の方に安く文化的な住宅を提供するという事で本町も町営住宅を持っておると思うんですが、そこで家賃を見て見たら 10 千円から 80 千円までと非常に幅があるんです。もちろん所得によってそういふうに分かれとんだと思うんですが、この 80 千円というのは若者住宅の家賃であります。45 歳以上、この若者住宅っていうのは元々若者の住宅不足に対応すると、そういうことで作られたんだと思うんですが、この 45 歳を境にしてこうぼんと 80 千円まで倍に跳ね上がるんですね。これはこの 45 歳っていうんは子どもがちょうど大きくなって例えば大学に行くとか、その場合かなり財政的にこうようけいるんですね。例えばいろいろあると思うんですけども、例えば 100 千円仕送りせないかんとか、学費も 1,000 千円出さないかんとか、人によってももちろん違うと思うんですけど、でそれも子どもが 1 人じゃなしに 2 人おったりすると、家賃が年間 1,000 千円近く、そういうふうに教育費もものすごいかかると。そういうところで非常にきついと、ほういう声があるんです。今、聞いているのは 1 人だけなんですけども、今の経済状況を見ると所得があまり伸びないのに負担が増えると、こういう経済情勢の中で非常に家を建てたり、借りるのはいいんですけども、住むのが非常に難しくなっていると。そういうところで何とかできないかと、この 80 千円というのはもう 45 になったら早よう出て行けよと、ほういう金額だそうなんですけども、もう非常に高くて周辺に比べても非常に高いと。そこで私はこの際、条例を改正すべきでないかと思うのでありますけども、しかもこれは今の 1 人だけの問題でなしに、やがて今 30 の人でも 15 年経ったら 45 歳になると、そういうことで 1 人だけの問題ではないと思うんですね。そこで条例を改正するべきだと思うんですけども、町としては改正する気はあるかということをお聞きしたい。

議長 住民生活課長

住民生活課長

ただ今の中川議員さんの質問に関しましては、由岐地区にございます若者住宅の件かと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。由岐地区の若者住宅につきましては年齢が上がることに伴い、段階的に家賃を増額することで年齢が高くなった方の

退去を促し、収入の低い若者世代に優先して入居してもらえよう住宅の提供をはかることを趣旨としております。この趣旨からして、家賃の軽減、先ほど申しました 45 歳以上の方の 80 千円の軽減については現段階では考えおりません。一方家賃の高くなったその方、世代の方に対しましては、他の家賃の低い民間の住宅あるいは所得要件とかに寄りませけれども他の町営住宅等への住み替えの検討をして頂けたらと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 中川議員

1 2 番 議員 もう一方ではね、10 千円やいう非常にしかも新しい家に住んで、もちろん所得とかいろいろあんなあるんですけども、そういう非常に有利な住宅もあれば、今みたいな非常に厳しいところもあると。そういう点でこの格差が非常に大きいと、これはやっぱり是正、将来に渡って是正すべきであると考えています。これからもそのことについてまた要求していきたいと思っております。

次にじゃあ出て行けと言うんだけども、その出て行き先がないわけですね、そこで私はそういう町営住宅、もうちょっと広がらんかということで、お聞きしたいんですが、総合計画も今朝の質疑で今年で終わりなんですか、この中に住宅施策の推進というのがあるんですけども、良質な住環境の確保を目指すやいうことで、そこで施策としてはまあいくつか良好な住宅地の形成とか、安全・安心して暮らせる住宅地の供給とか、それから町営住宅の整備それから空家情報の提供と管理の推進とか、これいろいろ書かれておるんですが、これ具体的なこう取り組みっていうのはどんなんでしょうか、あるんでしょうか、その出て行けと言うその前にこういう具体的な取り組み。もしあったらお願いします。

議 長 小休します。

(時に 15 時 18 分)

(小休中)

(時に 15 時 21 分)

議 長 再開します。
住民生活課長

住民生活課長 すいません、では町営住宅施策ということで住民生活課としてお答えいたします。町営住宅に関しまして建設戸数を増やすか、どのようなご質問かと思うんですがございますけれども、平成 26 年度に実施しました「美波町公営住宅等長寿命化計画」によ

りますと、目標年次平成36年度での公営住宅の推計需要戸数は、170戸とされております。ですが今現在町営住宅戸数は191戸ありますので、厳しい財政状況等を考えますと、既存の町営住宅の維持補修等を行うことで、対応をしていきたいと考えております。ただし、今後、一部の耐震基準を満たしていないなどの老朽家屋住宅につきましましては改修、場合によっては建替え等の検討は必要であると考えております。以上でございます。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員

人口が減るということで、まあ住宅も減るんも仕方ないと思うんですが、この中でね、空家、町営住宅ももちろん含めて空家情報の提供というのがあるんですけど、この間ホームページを見たら木岐が1軒と由岐が1軒載っとるだけで、こんな少ない情報ではちょっと探せいうてもちょっとね、難しいと思うんですね。まあ不動産屋の情報なんかも含めてもうちょっと充実して頂けたらと思うんです。それがまあせめてもの住民、町営住宅を出ていく人に対するね、温かい町政と言えるんでないかと思うので、そういうところも改善して頂きたい、そう思います。それからもう1つは町営住宅の選考の基準の中に現に住宅に困窮していないものという条項がある。これももちろん公営住宅法にもあるんですけども、これのね、中身がちょっと今1つはつきりせんのですが、これについても1つ説明をお願い致します。

議 長

小休します。

(時に 15時21分)

(小休中)

(時に 15時23分)

議 長

再開します。

副町長

副 町 長

私の方から関連ということでちょっとお答えをさせていただきます。住宅の入居者を決める際でございますけども、入居者の選考委員会っていうのがございます。その場ですね、先ほど議員もおっしゃってますような公営住宅法でありますとか、町営住宅の関係で入居の資格要件っていうのを定めてございまして、それに合致するかどうかというようなことの中でおっしゃってます住宅に困窮しているっていうのが1つあると思うんです。ちょといま手元に資料がないので全部のことちょっと記憶してないんですけども、たしかそういう要件がございますので、そういうことも含めながらですね、住宅の入居者の要件を判断

してございます。以上です。

議

長 中川議員

1 2 番 議員

それについてはまた個別にまた聞きたいと思うんですけども、とにかく住民、町民に温かいそういう住宅行政お願いしたいということで質問を終わります。

議

長 以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて解散します。ご苦労様でした。

(時に 15 時 24 分)

6月19日(金)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。
只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、
休会前に引き続き本日の会議を開きます。
只今から、議案審議を行います。

日程第1 報告第2号から日程第5報告第6号までの繰越計算書について5件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第2号から報告第6号まで5件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長 (報告第2号の説明をする)

議長 小休します。

(時に 9時07分)

(小休中)

(時に 9時07分)

議長 再開します。

水道課長

水道課長 (報告第3号の説明をする)

議長 建設課長

建設課長 (報告第4号の説明をする)

議長 総務企画課長

総務企画課長 (報告第5号の説明をする)

議長 小休します。

(時に 9時12分)

(小休中)

(時に 9時12分)

議長 再開します。

総務企画課長

総務企画課長 (報告第6号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

寺下議員

8番議員 すいません、報告第2号の繰越明許費繰越計算書の総務費の2番目なんですけど、空き家再生と推進事業のところ、あわえの改修の分と藤岡邸購入の分って言われたんですけども、私

は購入に関しては27年度の当初予算に予算がついて、そこから始まっていると思っと思ったんですけど、26年度にも予算はあったんでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 すいません、ちょっと説明不足で私もちょっと途中であれだったんですけど、この空き家再生等推進事業で行う予定であった事業がそのあわえさんの事業と、実は違う日和佐漁協さんのところでちょっと計画していた事業がありました。その事業についてはちょっとまだまとまりがついてないってことで、今回急遽ですけれども、財源だけを藤岡邸、城山の藤岡邸に充てることといたしております。ですからこの事業費、繰越しをしている事業費につきましては財源だけを藤岡邸に振り替えてということで、ですから実際はこの執行額については5,000千円だけに、あわえさんの改修に係る補助金5,000千円だけが執行するということで、後の事業費については執行しない見込みですけれど、この財源内訳の6,956千円のうち藤岡邸にかかる分はそちらへ、現年度の予算の方に補助金を振り替えて執行させて頂く予定と致しております。以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 やっぱりほういうことは説明してもらわないと、全然分からないので、今後はぜひ改善をお願いします。

議 長 戎野議員

9 番 今この質問に関連してなんですが、この空き家再生の推進事業であわえに対して総額7,700千円ぐらいでしたかね、その内の3分の2を国や町の補助金なんですが、一般財源からあわえに対してもこれは正確には5,000千円を補助、改修にしたということなんでしょうか。藤岡邸に残った古民家の再生事業として町の一般財源からどの程度、旧の繰越しを充てようとしているのか、それを補足説明を受けたいと思います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 あわえで行っている事業につきましては、民間の方がやられるということで、補助率が決まっております。ですから5,000千円の補助金ということで、3分の1が町からの補助となりますので、1,660千円程度の補助金となる予定となっております。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 藤岡邸の分でしょうか、

議 長 小休します。

(時に 9時19分)

(小休中)

(時に 9時19分)

議 長
総務企画課長

再開します。

失礼しました。この繰越計算書の中の16,000千円のうちの補助金の支出につきましては、藤岡邸については一般財源はこの中では使用しておりません。それで全体、藤岡邸全体の中の一般財源を申し上げたらよろしいでしょうかね、ちょっとすみません。

議 長

小休します。

(時に 9時20分)

(小休中)

(時に 9時24分)

議 長

再開します。

6番議員

松本議員

さっきちょっと聞こえにくかったので、すみませんもう一度美波町の簡易水道事業特別会計の繰越しの分なんですけど、配水池建設改良事業、この金額は分かるんですけど、場所を教えてください。

議 長
水道課長

水道課長

場所は現在ある配水池、木岐の高規格道路のこちらから、日和佐から徳島に向かっていきますと長い日和佐トンネル、次に北白浜トンネルがありまして、それで木岐の奥地区に入りますけれども、木岐から田井に抜ける最初のトンネルの手前の山に既存の配水池がございますけども、その横に建設する予定でございます。

議 長
6番議員
水道課長
水道課長
水道課長

松本議員

これは木岐だけの分の金額がこの金額ということですか。

水道課長

木岐の配水池の金額でございます。

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、報告第2号から報告第6号までの平成26年度美波町一般会計、平成26年度美波町簡易水道事業特別会計、平成26年度美波町公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書及び、平成26年度美波町一般会計継続費繰越計算書、平成26年度美波町病院事業会計継続費繰越計算書について採決します。

お諮りします。

報告第 2 号から報告第 6 号までの 5 件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって、報告第 2 号から報告第 6 号までの計 5 件は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 40 号専決処分報告について、専決第 2 号から第 11 号まで計 10 件を一括議題と致します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」

と認めます。

議案第 40 号専決処分報告、専決第 2 号から第 11 号まで 10 件を一括議題とします。

当局の説明をお求めます。

税務課長

小休します。

(時に 9 時 29 分)

(小休中)

(時に 9 時 30 分)

議 長

再開します。

総務企画課長

総務企画課長

(議案第 40 号の説明をする)

議 長

税務課長

税務課長

(専決第 2 号の説明をする)

議 長

保健福祉課長

保健福祉課長

(専決第 3 号の説明をする)

議 長

保健福祉課長

保健福祉課長

(専決第 4 号の説明をする)

議 長

休憩します。

(時に 10 時 02 分)

(小休中)

(時に 10 時 15 分)

議 長

総務企画課長

総務企画課長

(専決第 5 号の説明をする)

議 長

保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第6号の説明をする)
 議 長 水道課長
 水道課長 (専決第7号の説明をする)
 議 長 建設課長
 建設課長 (専決第8号・9号の説明をする)
 議 長 由岐支所長
 由岐支所長 (専決第10号の説明をする)
 議 長 保健福祉課長
 保健福祉課長 (専決第11号の説明をする)
 議 長 説明が終わりました。質疑を行います、。
 北山議員
 4番議員 美波町条例の一部改正について、これは一部改正と思うん
 すが、税務課ではこれが美波町の税システムを一新するという
 ことになるのかどうか、お聞かせ願えますか。
 議 長 小休します
 (時に 11時08分)
 (小休中)
 (時に 11時09分)
 議 長 再開します。
 税務課長
 税務課長 税条例の一部改正でございまして、税システム全ての一新す
 るという形ではございません。
 議 長 北山議員
 4番議員 私もその様に思うんです。しかし税務課から町民のこう配ら
 れとうやつには、「美波町の税システムを一新しました」って書
 かれとんですよ。私住民から「美波町の税システムを一新した、
 どんな変わったんな」ってこう聞かれたんですけどね、まったく
 私そういう説明を受けてないんで、答えられなかったんです。
 専決で今回こういうんが出とんで、一部改正することが税シス
 テムの一新ということに税務課ではなるのか。そこのところち
 よっと教えていただきたいと、そしてこの住民に配られたこの
 起案分、これはどこまで決裁印を押されてしたのか、そこらの
 ところも教えて頂けますか。
 議 長 税務課長
 税務課長 その税システムが変わりましたということにつきましては、
 決裁は課長決裁でしておりまして、税システムが変わったとい
 うのは、今まで使っておりましてエミュレーターから、今回ク
 ラウドに変わりましたので、そのシステムが変わったことによ

りまして今回お配りしたその税の納付書等が新しく変わりましたので、納付書が変わりました、システムが変わりましたっていうことは納付書等の書き方が変わりましたという意味でシステムが変わりましたということで書いてございます、

議 長
4 番 議 員

北山議員

それだったら変わりましたっていうように書いた方が町民には分かりやすいんじゃないんですか、一新しましたっていうことになったら、ほんまにこれを見たら税のシステムが一体どんな変わったんか、すっかり新しくなった。こういう意味でしょ、やっぱり正しい表記でこう何か過大表記みたいなかたちになっとうような思うんですよ。やっぱり課内で全部がこう確認して、ほんな中でやっぱりこう課員がそこらこれおかしいなあっていうような、そういうことが当然こう出てこないかん。昨日一般質問でもいろいろ人材育成の議論をしてきたんですけど、総務課長が言うように住民視点、目線で考えていくということになったら、まずこういうことが即おかしいなあと、言うことになっていかないかんと思うんですよ。町長、やっぱりこれから人材育成を進めて行く、こういうことから変えていくような、そういう人材。社会情勢がどうのこうのいうようなそういう問題ではないと思うんですよ。やっぱり住民視点で物事を考えていけるような、そういうことで今後やって頂きたいと思いますんで、どうぞよろしくお願い致します。

議 長
1 0 番 議 員

向山議員

私からは1点お願いしたいと思えます。専決第5号の平成26年度美波町一般会計補正予算(第8号)なんですけども、基金費、当初歳入で財政調整基金を130,000千円計上して、それは減額されております歳入としては。それから歳出の方なんですけども、諸出金で財政調整基金を10,000千円積んで減債基金を200,000千円ほど積んでおります。これは調整の残高とか財政調節金とか減債基金の残額を考慮しての分配と言いますかね、額をされておると思うんですけども、そのあたりの説明と、あと病院建設基金費を10,000千円約20,000千円積んでおりますが、これは遠い先のことを考慮して積んでおるのか、その点をお聞きしたいと思えます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

基金費につきましては、ほぼ予算が固まった中で積める額を配分して積んでいるという形で、減債基金については将来の負担に備えた積立で多くしております。それで病院建設基金の

19,999 千円につきましては、資金運用上積立さしては頂いてお
りますけれども、この分につきましては支出を積み立てて支出
したような形を取らさして頂いております。ちょっとこの病院
建設基金についてはちょっと詳細に説明を後程させて頂こうか
と思います。以上です。

議 長 向山議員
10 番 議員 財政調整基金を10,000千円それから減債基金を200,000千円
と言う額で、その額なんですけれども、財政調整基金の方に沢山、
残高によってのこともあるんでしょうけれども、財政調整基金
の方にこう積んでおいた方が今後ですね、使いやすいというか、
そうい面があるんでないかなあと思いますけれども、この額って
いうんは何か根拠があって、こう分けておるんでしょうか。そ
の点お願いいたします。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 額につきましては特に割合っていうんはないんですけれど
も、財政調整基金については一応今2,300,000千円程度、それ
から減債基金については630,000千円程度ということで、少し
減債基金の方に積立てを多くしております。

議 長 江本議員
3 番 議員 これ専決第3号の国民健康保険条例の改正についてですが、
現在の保険額の最高限度の引き上げと、それともう1つこの軽
減判定所得の見直しにおいて、大変国民保険の状況が厳しいと
思うんですが、当町、うちの町においてまあどのぐらいの増減
があるのか、分かれば教えて欲しいんですけど。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長 美波町におきまして、国民健康保険税で上限に達している方
が、26年度時点で5世帯、国民健康保険は世帯主課税になって
おりますので5世帯あります。その5世帯の内、一時的に譲渡
所得等の関係で、上限に達している方が2名おりますので、参
考までに申しますと前年の25年度につきましては3世帯ありま
す。以上です。

議 長 江本議員
3 番 議員 ほれとほの軽減判定っていうところから、ある程度どない
うんかな、軽減対策っていうところに係る世帯も出てくると思
うんですが、そこのところもやっぱりかなり影響してきますか。
そこのところは。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長 今回の改正で、保険税の軽減を受けられる世帯が増えるとい

うことですので、低所得世帯に向けての拡大と申しますか、軽減を受けられる世帯は増えてきます。具体的にどれくらい増えるかっていうことは今その今回の改正における具体数値は持ち合わせておりませんが、今直近の数字としまして、平成26年度の本算定時税額本算定をおこないましたときの数としましては、国民健康保険に加入されている世帯が1,370世帯あります。その内、改正前のこの軽減世帯ってというのが895世帯、世帯比率におきましては65.3%の世帯が2割・5割・7割いずれもたれかの軽減を受けられております。これよりか、またさらにちょっと数万円ほどですが、算定額が増えることで、拡大されることでまたいくらかの世帯が対象に増えると思います。以上です。

議 長 江本議員

3 番 議 員 はい、分かりました。もう1つ専決第5号の中に一般会計ページ28ページにおける臨時福祉給付金の算定について決まったということであるので、今要因が分かっているのだったら教えて欲しいのと、もう1つ30ページの予防費の中の予防接種委託料というのが前年度と比べてかなり減額・おるんで、これについての要因が分かれば教えて欲しいんですけど。

議 長 住民生活課長

住民生活課長 臨時福祉給付金でございますが、今回実績に合わせての補正となっております。最終的な平成26年度の支給実績者数につきましては支給実績者数が2,164名でございます。支給総額が28,945千円となっております。その・・実績に合わせて今回補正をさせて頂いたということでございます。よろしいでしょうか。

議 長 江本議員

3 番 議 員 26年度の実績で、ほんなら25年度、25年度に比べてはかなり減ってきたということで、ええんですかね、理解するっていうたら。結局25,000千円も約半分ぐらいに減ってきてる、減額数値がとられとるって、ほれはちょっと理解のところちょっと分からんんですけど。

保健福祉課長 先ほどのご質問の中で予防接種の関係でちょっとお答えさせて頂きたいんですけど、たしかに金額は大きな額が減額になっておりますが、最初予算というのはお子様のいろんな予防接種でありますとか、高齢者のインフルエンザの予防接種などすべての方が受けられた場合を想定して予算を計上しておりますが、あくまで実績による減額ということでありまして。受けられなかった方も本人の御意志で受けられなかった方もおいでるという

ことで、お願いします。

議長 長 江本議員
3 番 議員 長 江本議員
まあ予防費について予防接種の今いろいろなウィルス関係の病気とか海外から入ってくるっていう話があります中で、やっぱりこの要因っていうんかな、なんかほなけん受けないっていう原因、ほういうところはまだ掴んでないん。

議長 長 保健福祉課長
保健福祉課長 長 保健福祉課長
詳しく申し上げにくいんですけども、予防接種に対してすべての方がご理解いただいているかっていうたら予防接種を否定される方も現実にはおいでるということでございます。以上です。

議長 長 江本議員
3 番 議員 長 江本議員
先ほどの臨時福祉給付金のところで、これほやけん前年度ほやけん 25 年度と比較しての差額、どんなんかな。ほれから見ての予算組んどったんかなっていうちょっと気するんやけど、ここんところどんなんかな。

議長 長 住民生活課長
住民生活課長 長 住民生活課長
臨時福祉給付金に関しましては、平成 26 年度にスタートととつか、平成 26 年度からはじまりまして、今年平成 27 年度も継続して消費税の増額に伴いまして始まった事業でございますので、平成 25 年度ということではなくて、平成 26 年度からの事業でございます。

議長 長 永本議員
7 番 議員 長 永本議員
産業振興課長にお願いしたいと思います。昨年の 9 月議会の一般会計の 31 ページ農業振興費、有害鳥獣駆除奨励金補助、これはまあ 5,800 千円の追加になっとんですが、これに関連してその有害捕獲獣の解体処理について昨年の 9 月議会で私が質問した時には先進地を十分調査研究しながら前向きに進めて行きたいというご答弁だったんですが、3 月議会においては用地がなかなか確保できない、まあそれを取り組んでいただける人もないということで、民間の方が取り組んでいただける方があれば十分に支援をしたいというような答弁で、昨日の向山議員の質問にもそのように応えられておりましたが、先の議会広報説明会におきまして、由岐町の近藤先生から課長の答弁が後退しておるでないか、それに質問者がそのままほっておくのもおかしい話やし、どうなっとんなあというお叱りを頂いたんで、これについて前向きに進めて行く意志はあるのかなのか、お聞き致したいと思います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

前向きにやる気があるかというご質問ですけれども、結果から申しますと、前向きに動いて行った結果、難しいことがより明らかになってきたということで、答弁が後退したということでご理解頂きたいと思います。人の問題と場所の問題っていうのは明らかに実際にこう現地何カ所か見ていった時にですね、やっぱり臭いの問題でありますとか、あるいは設備に対して投入する量によってこう機械、装置そのものが不安定化を増すということも分かって参りました。やっぱり臭いとかにつきましては明らかに苦情の要因がありますし、その設備の不安定さにつきましてはしかるべき人がついてないとうまく動かないっていうものも分かってきましたので、そういう意味でどうしても慎重に研究しなければいけないということで、慎重な答弁になっているということでございます。

議 長
7 番 議員

永本議員

それでは町長にお聞きしたいと思いますが、これではしかし1,200頭近い捕獲獣をですね、グレーゾーンといいますか、畑や田んぼを掘ってそこに埋めておると、ちょっとこれ衛生上問題があるような処理の仕方そのままになっとなるわけなんです、ほれではいけないと思うんです。なんとか難しいことは分かります。分かりますけれども解決しなければいけない問題だと思っんです。感想をお聞きしたいと思います。

議 長
町 長

町長

この度の一般質問でお答えさして頂いたとおりでございますが、そういった有害鳥獣が非常にまあ増えてきておまして、その処理をして頂くことによってずいぶん農家の方は助かっているっていう部分がありますけれども、議員おっしゃるようなその処理の方でいろいろ心配といいますか、適正にといいいますか、そういったところが議員の言葉を借りますとグレーゾーンもあります。そういったところでそこを町の方が放置しているっていうんでございませぬけれども、取り組みにあたって町単独でそれができるかどうかでありますとか、それから海部郡というような広域で取り組むべきか、また県の単位で県下で何ヶ所かを作るとか、いろいろ検討または研究をしているところでございまして、後段の部分については課長が申し上げた通りでございまして、まだまだ検討・研究を重ねていくというようなことで、現在のところはそれでご理解を頂きたいというふうには思っております。けっしてそれを町として全然検討しない、研究

しないっていうことではございませんので、引き続き検討さして頂くというようなことをご理解を頂きたいと思います。

議 長
7 番 議 員

永本議員

それはまあそういうことで分かりました。あのう別件で 35 ページ、これも補正予算ですが、常備消防費、これ毎回同じようなことを申し上げておるんですが、海部消防本部海拔 3m か 4 m と思いますが、一発に浸水するようなところで、前から申し上げておるんですが、本部が浸水しますとですね、救急業務はストップしてしまうんでないかなあ、これについて海部一部事務組合ではどのように進んでいっているのか、全然進んでいないように思うんですが、どうでしょうか、町長にお聞きしたい。

議 長
町

町長

この海部消防組合の本部の位置については議員おっしゃるとおりでございまして、浸水区域にあるということで、そのことは認識しておりまして、毎年ある組合会議におきましては、これが今後の検討課題だというように話しておりますし、それぞれの構成町、今は海部郡だけでございますけれども、海部郡 3 町の構成の議員さんも認識しているところであります。ただどこに持っていかっていかってということを検討ということになって、実際的にその検討をどのような形でやっているかということにつきましては、消防本部の方でまだそこまで至ってないというようなことでございます。適地をどのようにして探すかということで、現在海部郡の地域性のことでございまして、牟岐町に本部がございまして、牟岐町から本部を動かすということにはなかなかないとは思いますが、そうなった中で牟岐町で浸水区域以外のところにその海部消防の本部を持っていくってというような作業になるわけですが、そのこと自体は今はまだそこまで進んでいないということでございます。今後引き続き取り組んでいくということでございます。

議 長
7 番 議 員

永本議員

あのね、努力不足だと思いますよ。河内小学校が廃校、休校になりまして、あそこがグランド部分が 1 h a はないと思うんですが、その半分ぐらいありますから、ちょっと入り込ではおりますが、消防本部としては不適當なところではないと思うんですが、まあ遊休地になっておりますが、そういう努力をされていらないように思うんですが、どうでしょうか。

議 長

町長

消防防災課長 これにつきましては海部消防組合専用のデジタル無線の負担金の減額分でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論をおこないます。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第40号専決処分報告専決第2号から第11号まで計10件について一括採決します。

お諮りします。

専決第2号から専決第11号までの10件は、原案どおり賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって、専決第2号から専決第11号までの計10件は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第41号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 (議案第41号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第41号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号美波町介護保険条例の一部を改

正する条例の制定について（条例第 14 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

（議案第 42 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 42 号 美波町介護保険条例の一部を改正について（条例第 14 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数です。」

よって議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 43 号美波町菅櫛ヶ谷住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（条例 15 条）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長
議

（議案第 43 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

在住者を優先になるべく空き室を埋めて行こうという姿勢かと思われるんですが、3 条を削った場合に入居者の資格っていうものが他の 6 条ですかね、そういうふうなところで詳しくこれ分からないですが、述べられているのかなあというのが 1 つと、これは現に町に在住し、または町外から転入して町に住もうということ 5 階のみでしか入れませんよということだった場合に、現に住民票をここへ移してそして申し込んできた場合に、その取扱いの公平さを問われることはないのかどうかということが 1 点心配するんです。それでよそから移住する者は 5 階に入居、他が空いとる場合は別としても、空いておっても 5 階に入居するように仕向けていくのか、その点も合わせてお聞きし

たいと、先にお願ひしたいと思ひます。

議 長
住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長

5 階部分、4 階までは他の町営住宅の今までの適応をしまして、5 階部分のみについて入居条件の緩和をするものでございませう。4 階までは公営住宅法等の適応によりまして今まで通りの適用とするもですが、5 階部分だけのことということで単身世帯であつたりとか、所得制限を撤廃しまして入居を推進するというものでございませう。

議 長
9 番 議 員

戒野議員

以前にも美波町に住んでみたいという方がおつたかと聞きまして、その方もここに住民票、住んでいなければならない、それから保証人がいるとか、非常にハードルが高いと、いろいろなことで隣の那賀町へいった場合は移住して住もうとしたら町営住宅に入居する場合は別段その住んでいなければ入れないっていうことはないということで、移つたとかいうことも聞いておりますので、やはり定住増加を図っていこうとするのであればですね、まずその条件を保証人とかそれから定住者でなければ、定住者というか住んでいなければ町営住宅に入れないっていうふうな、そこらの緩和をですね、もうちょっと整合性があるように新しく入居しようとするものが入れるようにしてはどうかということでありまして、特にこれ 5 階部分に入居する場合のみとなつていく場合は、やはりそこは少し取り扱いの公平も欠けていくのではないかと思ひますので、もう一度お願ひしたいと思ひます。

議 長

小休します。

(時に 10 時 53 分)

(小休中)

(時に 10 時 53 分)

議 長

再開します。

町長

町 長

今の議員の懸念でございますけれども、考え方と致しましては、櫛ヶ谷住宅 60 戸あるうちの 5 階部分だけがもう 1 つの団地のようなイメージで捉えて頂きまして、議員がおっしゃるすべての住宅を保証人がいないようにでありますとか、入りやすいようになっていふような趣旨かなあと思ひますけれども、一方で公営住宅、うちの住宅っていうのは公営住宅と準公営住宅それから更新住宅っていうように、それから若者住宅、いろいろ分かれておりますけれども、それぞれの中で特にほの公営住宅

は公営住宅法に基づいて建設時に国の補助を受けるということで、いわゆる公営住宅法の入居に関しての条文がございます。それは法律に基づいて条文を私どもの美波町営住宅の条例として整備しておりますけれども、その部分につきましてはなかなかその緩和っていうのは難しい部分がございますので、櫛ヶ谷住宅はもともとが公営住宅として建てられた建物ではなくて、当時の雇用促進事業団から譲渡を受けたものでございますので、条例上は公営住宅を準用するというような形で今まで管理をさして頂いておりますが、今議員おっしゃるようになかなか町内住民票がないとだめだとかいうことで、移住者の方がすぐにこう入るのが難しいというようなことがございまして、町内に美波町に来たいという方を受け入れやすくするというので、その2棟ございまして6個ずつでございますが、12戸についてそのような取り扱いをして、外部からのいわゆる町外からの移住者に対しても入って頂きやすくする、結果として人口増に繋がるというようなことで今回改正をさして頂くということでございますので、議員がご質問のある分については今後検討の余地があるかどうかとかも含めまして、ちょっと勉強をまたさして頂きたいというふうに考えます。

議

9 番 議

長 戎野議員

移住者を増やすということはもちろん賛成でございますけれども、このどうしてもリタイヤして移ってくる方もおられて、高齢者と言うことでエレベーターのないような5階っていうのは大変なことになってくるので、やはりその規制と言うか1つの枠をやはりこれは設けたらもし住民票をとにかく移して、そしてなぜ入れないのかという公平な取り扱いを訴えられたらこれは僕はちょっと厳しいのではないかなあというふうにも考えたりするんですが、那賀町では同じ町営住宅ですけど、その町長が言われるような公営住宅の法律等の準用がない町営住宅なんかなあ今改めて思ったんですけど、やはりここはですね、空いておればその中でいろんな決め方はあると思うんですけど、あまり5階部分だけに限定するっていうのがそんなに町外に対するアピールにおいても移住者が増えるっていうふうにならないのんでないかと、やっぱり町営住宅の入居についての今後の検討を期待したいと思います。以上です。

議

1 2 番 議 員

長 他に質疑ありませんか。

中川議員

3条の4項け、これはもう、まあ美波町には暴力団はこんど

係の基準書をもとに行っております。そのものが物件移転等基準書ということで、四国地区用地対策連絡協議会が出されている単価、基準表がございます。ですからその基準表を扱っておりますので、金額の改定等は考えておりません。

議 8 番 議 員 長 寺下議員
そしたら再鑑定とかはできないということなんですが、これ当初予算の時に公有財産の購入費で私質問しているんですけども、その時に総務課長が答弁されているんですけど、鑑定評価をさして頂いて、金額が妥当なものかどうかというのを検討さして頂いて、相手方があることなのでその相手方との交渉、価格の交渉に入ることとなっていますっていう段階を説明して頂いているんですけど、この価格の交渉は交渉する努力、何回ぐらい交渉に行かれたんでしょうか。

議 総務企画課長 長 総務企画課長
今回の財産の購入につきましては、不動産業者が仲介に入っております。ですから直接はお話できなかったんですけども、当初予算を組まさせて頂いた時に20,000千円という金額を入れさせて頂いております。これについては経緯がございまして、以前に15,000千円程度で買いたいという方がおられたようなんですけども、その時に持ち主の方がそれではちょっと納得できないということで、流れたというお話があって、その時に聞かせて頂いたのが20,000千円という額で入れさせて頂いております。ですからこちらとしては正式に鑑定をして正しい価格で買わして頂くために、鑑定を一度入れさせて頂くということで、それで交渉に向かうという意味合いで申し上げたのかと思っております。

議 8 番 議 員 長 寺下議員
じゃああのう・・・にあるものを町が、これって町の直営で行くんですよね、それで購入するというので、やっぱり補助金があるとはいえ、住民の税金っていう部分があると思うので、少しでも安く交渉するとかいうことはないんでしょうか。

議 総務企画課長 長 総務企画課長
この鑑定評価で出た額より高い額を申される場合であれば、こちらからまたもちろん交渉するんですけども、こちらが提示した額に対してまあOKという回答を頂きましたので、これで契約させて頂きたいということでございます。

議 8 番 議 員 長 寺下議員
そしたらちょっとこの件で質問したいんですけども、今回

の議運の提案、議案の概要説明で、この契約の時に購入後改修に関してはそんなに手を入れることはない、ただ合併浄化槽の設置の分で10,000千円ぐらい程度必要であるっていうことを言われてたので、私はそれが今回の補正に上がってきていると勘違いして、昨日の一般質問でそのようなことを質問してしまったんですけれども、これは別の工事の分ですよ。今回上がってきているのは。

議長 小休します。
(時に 13時39分)
(小休中)
(時に 13時40分)

議長 再開します。
総務企画課長 当初予算で組まされてもらって頂いている10,000千円が改修の工事にあてるものでございまして、今回ちょっと補正の分ではですね、どの分かちょっと確認はできないですけど、9,900千円程度の額であれば地方創生関係の工事費と思っております。

議長 寺下議員
8番議員 すいません、質問の仕方が悪かったかもしれんですけど、その当初予算の時に質疑したときに土地の購入費に関しては15,000千円で家屋で5,000千円、総合で20,000千円を計上していると。国の補助事業を受ける関係上鑑定評価の委託料も計上していますっていうことを総務課長から教えてもらってんですけど、ほこまで説明してくれとんのに、その合併浄化槽の予算っていうのは、私は当初予算についていうことを聞き逃したんかもしれんですけど、そういうことがあったので今回概要説明の時に合併浄化槽で10,000千円程度って言われたので、「ああこれが今回の補正のこの分やな」っていうふうに思い込んでしまった部分があったので、ほのあたりはぜひ言って、当初のときに説明して貰いたかったなあと思います。

議長 総務企画課長
総務企画課長 当初予算時にちょっと申し上げたかどうかっていうのはちょっと記憶しておりませんが、もしお伝えできてなかったのであればですね、今回また次回からはそういったことがないように丁寧な説明にさせて頂きたいと思っております。

議長 向山議員
10番議員 私からは可決された場合についてをね、ちょっとお聞きした

いんですけれども、購入目的につきましては以前からですね、災害があった時には避難場所として、常時は多目的に使用したいということで、できるだけ有効に活用を考えておるんと思いませんけれども、先ほど例を挙げて使い方をしたいんだということがありましたけれども、その需要というのはもちろん見込まれての話なんでしょうけれども、どの程度思われとうかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

数については想定はできてはないんですけれども、現在もサテライトオフィスで視察に來られて短期間、1週間程度おられたりそれから一時的に社員となられる方がこちらで住む場所もなかなか探せないということで、そういった方々もおられます。一時的にこちらで滞在したいっていう方もたくさんおられますので、そういった中でそういう方が一時的にそこへ滞在して、仕事もしながら宿泊先も見つけれるような、そういった使い方もできるかと思っております。それから大学との連携については大学生についてはなかなか宿泊先、催しものとかがあるときによく來られるわけなんですけれども、宿泊先に困られているっていうこともあって、それから地域がキャンパス等でも来て頂いた時にそういった合宿的な形で活用したいっていうようなご要望がございます。それからまだあれなんですけれども、移住交流関係についてもこういった施設についてお試的に活用して頂けて、美波町を知って頂く施設にもできようかと思っておりますので、そういう形を今のところ考えております。

議 長
10番議員

向山議員

前に確か舛田議員さんがこういった施設が欲しいような、一般質問だったですかね、そういったあったと思うんですけれども、まあ舛田議員さんが思われておるような使い方がもちろんできると解してよろしいんでしょうね。

議 長
総務企画課長
議 長
7番議員

総務企画課長

そういう形にもぜひとも活用したいと思っております。

永本議員

ええと課長、これは山林の上に家が建つとんですか、宅地、建物は建築基準法では宅地の上に建てるべきと思うんですが、山林の上に建物の許可がおりとんですか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

これは登記上の話になるんですけれども、持たれている方が地目を変更されてないという形で、登記簿上で山林となってお

りますので、こちら山林とさせて頂いております。

議 長 永本議員
7 番 議 員 あのね、民家の場合だったらすね、建物宅地から税金、町
が買うんですけれども、町長どうでしょうか、普通民家であれ
ば宅地に税金がかかるでしょ。山林の上に家を建てて課税の方
法はどないするんですか。ほれ町が買うんやけん、税金はかか
らんのんでしょうけど、民家だったらどういうことになるん。
おかしいじゃない。

議 長 小休します。
(時に 13 時 46 分)
(小休中)
(時に 13 時 46 分)

議 長 再開します。
税務課長
税務課長 税に関しましては、現況課税となっておりますので、宅地部
分につきましては現況で課税させて頂いております。山林部分
の中にあります宅地部分、庭も含めて宅地になっている部分に
つきましては現況で宅地として課税をしております。

議 長 小休します。
(時に 13 時 47 分)
(小休中)
(時に 13 時 49 分)

議 長 再開します。
他に質疑ございませんか。
戎野議員

9 番 議 員 この用途、使い方はこれから地方創生の町づくりの中で検討
を含めてされるかと思うんですが、この今回の購入価格が約
20,000 千円近く、リフォーム代はまあ後からとしても 18,000
千円余りで、土地が 11,390 千円と先ほどおっしゃられましたが
約 570 坪でいった場合の坪単価もこれは 19 千円余りでいいん
ですかね、ほれでだいたい路線価格からしても適正だというふう
に考えるんでしょうか。まず今の町内での売買取引、この山の
山頂でなくても平地の部分におきましても、坪単価路線価格は
出てる価格よりも実際の売買価格は非常にその 3 分の 1 とか
半額とかいうふうな状況でありますから、この山林に近いところ
をです、いくら鑑定評価の坪当たりが出とるのか合わせて
あわせてお聞きして、まあ全体的に契約の購入が進んでいる
ということなんですが、さらにこの購入の交渉はもう不可能な

のか、いわゆる金額についての交渉ですね、それについても合わせてお聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

今回の事業は、国の補助事業等ということで補助金を頂きますので、町と致しましても正式なやり方で購入させて頂くところでございます。それで不動産鑑定につきましてはこの不動産鑑定士がおられる会社の鑑定を受けておりますので、まあ近隣の売買価格でありますとか、いろいろ複雑な出し方があると思いますけれども、その中で出されたのが宅地部分については㎡ 10 千円、それから山林部分については 500 円といった単価になっております。以上です。

議 長
9 番 議員

戎野議員

坪約 33 千円ということで、それかけるこの総 570 坪でいいんですか、1,883 と報道はされてますけど、全面積が。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

この議案書の 444 番 28、1,103 ㎡についてが 10 千円の単価となっております。それから山林については上の 780 ㎡が 500 円で、ただちょっと減価されるらしくて何%か減価をして先ほどの金額に、今回の購入金額になるという形になっております。

議 長
9 番 議員

戎野議員

公契約というか公のところが売買で購入する場合は、それによってほの付近、今後の地価に影響されていくと思いますので、町の購入金額によって高位平準化と言うふうな影響があるかと思いますが、土地が鑑定評価をもとにしているんだからいいというよりか、実際の売買契約に売買の取引に民間で行われている例に応じたような購入の交渉というものが今後ないというふうに理解しとかないかんのんでしょうかね。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

今回の財産購入についてはそういうことございまして、やはり基準は今後とも不動産鑑定っていうのが非常に重要な価格にはなろうかと思っております。

議 長
9 番 議員

戎野議員

実際の町内で行われている売買価格と、この路線価、公表されておりますんを見ましても非常に乖離があって、そして津波津波といいながらその路線価がいっこうになかなか下がらないと、役場前も 300 円か 400 円ぐらい 1 年ぐらいで下がっている㎡あたりの単価になってますけど、やはり実際の売買価格をもうちょっと参考に交渉すべきでなかったかということなんで

す。今度あわえさんが日和佐浦で購入しているところも 1,000 千円以下ですから坪 10 千円ちょっとという形で売買が行われております。今、リフォームしておりますけど、そういうことで実際の取引に応じたような町が買う場合もあまり乖離のしないような交渉に臨んでいただきたいと思います。以上です。

議 7 番 議 員

長 永本議員

寺下議員からもご質問があったんですが、この建物、これはかなり年数がたっておりますが、建物がかなり込み入った建物、これが 4,000 千円で庭木見に行きましたけれども、カイズカИБキという木が 3 本、うまめがしは 2 本ありました。これは山林にあるんとほとんど変わらない、他の山林にあるんとほとんど変わらない。あれ 3 本で 1,440 千円っていうんは高いような気がするんですけどね、町長。建物が 4,000 千円、庭木 3 本で 1,400 千円っていうんは何か不自然なような気がするんですが、これはこれでええということなんですか、カイズカИБキいうたらちょうど北河内の駅前に 2 本こうありますが、あの樹種ですはね、あれ。そういうことになりますと、あれはこのぐらい大きいなので、北河内の駅前のカイズカИБキは 2 本で 10,000 千円ぐらい値打ちあるんかなあというような感じになると思いますが、どうでしょうか。

議 総務企画課長

長 総務企画課長

木の取引価格といいますか、購入金額ですけれども、先ほども申しましたけれども、四国地区の用地対策連絡協議会の方で単価を出して頂いております。ですから幹の周りの太さとかによってももちろん金額が変わってくるわけなんですけれども、そういったことで今回の価格は決めさせて頂いております。

議 7 番 議 員

長 永本議員

一般のですね、野張さんとかかれておる現行に取引されておる植木の価格に比べて何かずいぶん高いような気がするんですけどね、まあよく分かりません。

議 1 2 番 議 員

長 他に質疑はありませんか、中川議員

建物が 4,000 千円ということで、安いような気もするんですけどね、問題はさあこれをこういうようにサテライトにつこたり、宿泊につこたりするんやけん、管理がね、一体どんなかたちになるんかいなあということを思うんですけど、町が直接管理するんか、それともなんちゅうん委託するんか、その辺どんなものでしょうか。

議 長

長 総務企画課長

総務企画課長 現在のところは町で管理することと致しております。以上です。

議長 中川議員

12番議員 ほしたらほの時の費用というか、どれぐらいを見とんでしょうか。

議長 総務企画課長

総務企画課長 維持管理費用の件かと思えますけれども、この施設については必要となるのが電気代それから水道、そういった光熱水費が主になろうかと思っております。それと管理に係る人員の費用が、その利用回数にもよって変わってくるかとも思っておりますので、全体でいくらってというのは今のところ出してはおりません。以上です。

議長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論あり」

ということで、これから討論を行います。

寺下議員

8番議員 先ほどいろいろ質問させてもらったんですけれども、やっぱり私は補助金があるとはいえ、やはり住民の税金がその町の、町民の財産として入るわけですから、やっぱりその鑑定はそれで正しいのかもしれないんですけれども、やっぱり町として交渉の努力をして頂いて、少しでも金額を減額したかたちで契約と言うことに努めてもらいたいと思っておりますので、この契約に関しては反対致します。

議長 寺下さんは反対の討論で、次は原案に賛成の発言を許可致します。

「討論なし」と致します。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

議案第44号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立お願い致します。

(賛成 6・反対 5)

(賛成：1番・3番・5番・6番・10番・11番、反対：4番・7番・8番・9番・12番)

「起立多数です。」

よってこの議案第44号は、可決することに決定しました。

小休します。

(時に 14時02分)

(小休中)

(時に 14時03分)

議 長

再開します。

日程第11 議案第45号平成27年度 美波町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長

(議案第45号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

寺下議員

8 番 議 員

すいません、12ページの財産管理費の地方公会計システム委託料なんですけど、これ総務省から出てる統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援っていう分があるんですけども、その中ではシステムの提供として統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定と書いているんですけど、それとは別のシステムを何ていうのかな、委託して何か構築するという分の予算なんですか。

議 長

総務企画課長

議 長

この予算につきましては、その地方公会計システムの書評といたしますか、全部変わったことによります町の資産の評価でありますとか、それを全部入力しなくてはいけなくなるんですけど、そういった作業の委託料っていう形で捉えて頂いたらと思います。

議 長

寺下議員

8 番 議 員

一応ほのこの資料には、システムの整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与と書いているんですけど、これとはまた違う部分のシステムということで、理解していいですか。

議 長

総務企画課長

議 長

システムに入力すべき項目外っていうのが町の道路から始まって全ての資産を入れることになるんですけど、そういったものの価格も出して入れるっていう形になってますので、その作業等の委託を行うというような形になっております。

議 長

小休します。

(時に 14時29分)

(小休中)

(時に 14時29分)

議 長 再開します。

川尻議員

5 番 議 員 すいません、16 ページのですね、消防費の総合的な安全防災
基盤整備事業の今ちょっと総務課長の説明では委託料約 28,000
千円、高台というたどこの高台、場所もちゃんというてもらわ
なんだら。

議 長 建設課長

建設 課 長 お答えさせていただきます。昨日影治町長より一般質問で答弁致
しましたサックス裏の高台に係るための基本設計委託料でござ
います。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。

永本議員

7 番 議 員 14 ページの農業振興費なんですけど、直接の今回の補正に関係
ありませんが、まあ以前から心配をしておりますコメ作りに変
わる作目はないかというようなことで、先般池田の吉野の方に行
ってきましたけれども、薬草栽培でですね、いわゆるほれは
ドクダミ草をね、これはだからイノシシ・シカもサルも全然来
ない、だから防獣網もいらぬわけなんです。それから栽培は
小さな畝を立てて、黒いマルチを貼って穴をあけてそこへ植え
たら年に 3 回ぐらい収穫できる。それがですね、井川町では盛
んに栽培されておるという理由はですね、中国の大気汚染とか、
あるいはまた中国産品、肥料・農薬どんなもん使っておるか分
からんということ、特に最近この国産のものが生薬の原料と
して非常に取引が盛んになつてくるということ、これもほとん
ど予算がなくてもできると思うんで、畝を立てるマルチ代があ
れば後は、耕運機・トラクターの油代、苗については山から引
いてきて植えれば多年性ということ、1 年に 3 回収穫して何年
でも使えるというような、そのような便利なもんが今、栽培さ
れよんで、これを研究してみる必要があると思うんですね、そ
れでそのあたり研究とか、そういうだけの予算を追加して頂け
ればですね、そんなに大きな金がいるものではないので、この
あたりひとつ産業振興課の方でですね、研究して頂きたいと思
います。よろしくお願いします。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 ご提案ありがとうございます。今、議員がおっしゃいました
ドクダミについてなんですけれども、ドクダミについては様々
な用途があつて、健康茶なども含めて非常に需要が高いもので
ございます。ただ一方ですね、薬草として十薬に関しましては

日本薬局方の中で様々な規定がございまして、そう簡単に自由に使えるものではない。同じものであっても全く扱いが変わってまいります。さきほど井川町という特定の固有名詞がございましたけれども、例えばその近隣です、三加茂あたりでも実はもうすでに栽培がされておりました、平成 24 年度の途中であったんですけれども、県西部の方で事務局が県の方の農業試験場があるところが担っているんですけれども、薬草の研究会のようなものが出来ておりました、その中でも既に実はそのドクダミをどのように栽培するのがよいかについての試験研究が行われております。少し前にそういった研究の成果発表会がございまして、結果的に業務の関係で私やあるいは担当行けなかったんですけれども、資料につきましては知り合いの方から回して頂いて、確認をしたところであります。今、議員、簡単に作れるとおっしゃいましたけれども、まだまだ実は安定的に作れるところまで技術的には確立できておりません。一方で今度その活かし方ですね、使い方につきましても健康茶的な使い方をするについてはやはり十分乾燥して納品していく必要が実は今のところあるんですけれども、機械乾燥すると成分が落ちるといふようなこともありまして、天日乾燥をしていく必要があると、ですから作るっていうことに関しましては先ほど議員がおっしゃいましたように小さな畝を立ててマルチをかぶせてやって雑草を抑えて、そこに苗を立てていくことである程度のもので作れる。一応そういったようなこともありまして、私達自身も職員と農協と共に実は県の西部の方に既に視察に行っております。それと今年度当初予算の中にごくわずかな金額ではあるんですけれども、・・・実験法として協力して頂ける方にお渡しできるような資材費、そういったものについて組んでおりました、今、農協の育苗センターの方で苗を立てておりました、それを恵比須浜田井の方の農家の方に協力いただいて、実験法としてやっていくというふうなところで今動いております。まだきちっとこう報告を上げれるところまでいってないというのが実情なものですから、諸般の報告の中にまだ入れてはないんですけれども、一応そういうことでいちおうドクダミに関しましてはそういうことで動いているというところだけ報告させていただきます。

議 長 他に質疑ありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 14 ページの清掃費やけんど、当初予算組んですぐ 20,000 千

円近くの負担金っていうんですか、これ何か事情があるんですか、補正出さないかんやいう。

議 長 住民生活課長
住民生活課長 住生活課長 答えいたします。補正額としては2,932千円でございます。これにつきましては負担金の決定が当初予算を組みました後、今年2月頃に決定いたしますので、当初予算後決定に基づきましての補正となっております。以上でございます。

議 長 他にございませんか、質疑。
北山議員

4 番 議 員 16ページの災害対策費の備品購入、先ほどの説明で万能担架っていうような説明があったんですが、万能担架どういう品物なんか、そしてどこに配備するのか教えて頂けますか。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 万能担架でございますが、これはキャスターの付いた簡単にこう運べるような担架でございます。配備につきましては、新病院に10月頃に備蓄倉庫が建設される予定になっておりますので、一応そこの備品と考えております。以上でございます。

議 長 北山議員
4 番 議 員 病院の患者さんのため担架と、ほう理解していいんですかね。
議 長 消防防災課長
消防防災課長 避難場所とも考えておりますので、そういった避難者のための担架と、備品ということで考えております。

議 長 北山議員
4 番 議 員 避難者のための担架ということになってくれば、各地区避難場所いろいろございます。そこらについてはどのように考えとんですか。

議 長 小休します。
(時に 14時39分)

(小休中)

(時に 14時40分)

議 長 再開します。
消防防災課長
消防防災課長 すいません、災害が起きた時にけが人とかそういういんが出ました時に、病院に運ぶための担架でございます。

議 長 北山議員
4 番 議 員 病院に運ぶためだけに使えるような品物なんですか、そこらどういう品物なんかちゅうんがはっきり分からんので、こういう質問になってくるんですが、やはり各地域にいろいろ避難

場所がありますので、こういうのを新たにやって、今後また各地域でもやはりけがをされる方、そういう方もおいでますので、そこらも含めて今後また担当課で検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長
消 防 防 災 課 長

消 防 防 災 課 長

すばらしい提言ありがとうございます。これからまた自主防災会等とまた協議をしまして、またそういった必要のあるところについては整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長

他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 45 号平成 27 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛 成 11 ・ 反 対 0)

「起立多数です。」

よって議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 46 号平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別補正予算（第 1 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

保 健 福 祉 課 長

保 健 福 祉 課 長
議 長

(議 案 第 46 号 の 説 明 を す る)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 46 号 美波町国民健康保険事業特別補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛 成 11 ・ 反 対 0)

「起立多数です。」

よって議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 47 号美波町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

日和佐病院事務長

日和佐病院事務長
議 長

（議案第 47 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

資産でありますけど、新の町立病院に対していろんな装置が入っていくわけですが、総額がどの程度になるのか、現在同類の使用機器があるかと思いますが、それらで使えるものは使っていくというものがあるのでしょうか。まずこの備品の主な概算額をお聞きしたいと思います。

議 長
特定事業調査監

特定事業調査監

ご説明させていただきます。現在医療機器全体で 124,000 千円程度を一応予定致しております。まだちょっとこの辺は増減がまだ入札等かかっておりませんので、概算でございますが、これぐらい、医療機器だけでこれだけ一応予定を致しております。それと先ほどもう 1 つのご質問でございますが、使えるものは使うべく今、それも精査をさせて頂いているところでございます。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

まあ入札前ということで、大体の 124,000 千円ということは、この今列記されている総額でそういうふうになっていくということではないんですね。それはどういうふうな、この書かれとる分については大体総額でいくらかかいうんは出とんでしょうか。

議 長
特定事業調査監

特定事業調整監

すいません、これ書かれている分についてはちょっと合計してはいないんですが、これ概算で 7,000 千円以上の分だけを出さして頂いております。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

ということは 7,000 千円以上はもちろんこういうのは大きな装置ですからするとして、例えば C T の診断装置が 1 つでいくらかというふうな、それはそれぞれのんは分からないんですか。

議 長

特定事業調整監

特定事業調査監 すいません、そしたら1つずつちょっと説明させていただきます。C Tがですね25,800千円、後、テレビ装置の方がですね11,500千円、C R読み取り装置が8,200千円、多項目血液検査装置ですね、これが7,000千円、一般撮影装置が9,000千円、画像診断ワークステーションが7,000千円、生化学分析装置が10,000千円、内視鏡システムが14,000千円、大体ですが以上これぐらいになっております。以上です。すいません、シャワーが9,000千円でございます。

議 長 向山議員
10 番 議員 予算の趣旨と外れるかも分かりませんが、例えばX線C T診断装置なんかは由岐に型が古くなるかも分かりませんがあると思うんですが、そういったもちろん使える装置は期間も短いけど運ぶんでしょうけども、後の使えなくなったのはどうするかというのと、それともう1つ第4条に予算に、これは内容とは関係ないんですけども、括弧の使い方がどうもこう重要な資産の取得をこの丸括弧でしとんはちょっと表現がちょっと違うんでないのかなあと思います。

議 長 特定事業調整監
特定事業調査監 最初にC T装置とかの分なんですけど、一応今のところ持っていくことは考えて、ここに列記させて頂いている分については持っていくことは考えておりません。やっぱり古いのがほとんどですので、これを持っていく、処分致します。

その辺はちょっと決まった、・・・

議 長 小休します。
(時に 14時59分)

(小休中)

(時に 15時00分)

議 長 再開します。
他に質疑ありませんか。

中川議員

12 番 議員 ものすごい高価な装置やけんど、使う人が決まっとんでしょうか。入れたら使う人はおらんいうたら、ごっついこれはもったいない気がするんやけんど、どんなふうを選定をしたんだろうか。

議 長 小休します。
(時に 15時00分)

(小休中)

(時に 15時00分)

議 長 再開します。
由岐病院事務長 由岐病院事務長
由岐病院事務長 使うものがあって買います。当然、買います。先ほど調整監も言いましたけれども、この機械につきましては、大体5年から6年が減価償却の期間となります。修理についても8年を超えればできません。私どもにあるのがもうCT装置が一番新しいんですけど、もう6年を超えます。ですからこういう据え付けの機械は特にですね、変えて行かなければ仕方がないと、先ほど言っていましたけれども、下取り、ちょっと下取りは難しいんですけども、最近売れるようなものもあるようなので、もし売れるものがあれば売りたい、使えるものがあれば持っていく、ほういような考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第47号 美波町病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 15時02分)

(小休中)

(時に 15時15分)

再開します。

日程第14 議案第48号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

(住民生活課長)

住民生活課長 (議案第48号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 48 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって議案第 48 号は、同意することに決定しました。

小休します。

(時に 15 時 17 分)

(小休中)

(時に 15 時 18 分)

議 長 再開します。

本日、町長から議案第 49 号物品購入契約 3 トンパッカー車の締結について及び議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題としたいと思います。また日程の順序を変更し、審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 49 号物品購入契約 3 トンパッカー車の締結について及び議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題とすることに決定しました。

議案第 49 号物品購入契約 3 トンパッカー車の締結について及び議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

町長の提案説明を求めます。

町長

町 長 本日追加提案させて頂いた議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

先ず議案第 49 号は物品購入契約 3 トンパッカー車の締結についてあります。今回購入いたしますのは、由岐地区の清掃業務に使用する 3 トンのパッカー車でありまして、予定価格が 7,000 千円を超えるため、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。次に議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命については教育委員の野村耕司氏の任期が平成 27

年 7 月 1 日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、引き続き野村耕司氏の再任について議会の同意を求めるものでございます。以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。なお議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。

追加日程第 1 議案第 49 号物品購入契約 3 トンパッカー車の締結についてを議題と致します。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長
議 長

(議案第 49 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。

北山議員

4 番 議 員

先ほどちょっと伺ったら、当初の予算価格が 8,000 千円余りだったというような、ほういう話だったんで、この今回買われた品物の当初の見積りを取った内容と同等になるのか、どういう形になるんか、かなりその時の見積りと今回の結果っていうんが金額の差があるようなので、そこらどういようになっっておるのか、ちょっと詳しく説明を頂きたいと思います。

議 長
住民生活課長

住民生活課長

ご指摘の通りでございます。当初平成 27 年度当初見積書を取った時には徳島市にございます、いすゞ自動車の方で見積りを徴集致しておりました。それで入札につきましては同じ内容で入札は執行しております。の中で企業努力等により値引きがあったものでございますので、正当な入札であると思っております。

議 長

他に質疑ございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

由岐地区で増やすということでしょうか、ほれとも入れ替えるという。

議 長
住民生活課長

住民生活課長

今 4 トン車のパッカー車が相当もう古くなっておりまして、入れ替えということになっております。以上です。

議 長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 49 号物品購入契約 3 トンパッカー車の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって議案第 49 号は、原案どおり可決されました。

追加日程第 2 議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 50 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 50 号美波町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって議案第 50 号は、同意することに決定しました。

日程第 15 号 議会推薦第 1 号農業委員会委員の推薦についてを議題と致します。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき、議会推薦の農業委員は湯浅純子殿、佐竹つるゑ殿、以上の方を推薦したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議会推薦の農業委員は湯浅純子殿、佐竹つるゑ殿、以上の方を推薦することに決定しました。

日程第 16 号 発議第 2 号美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題と致します。

提案者の説明を求めます。

丸龍議員

1 1 番 議員 (発議第 2 号の説明をする)
議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議員 少しお聞きしたいことがあるんですが、まあ今回この国会の方でもこの出産の欠席、公務の欠席について変更があるように見受けておりますが、基本的に私も賛成なんです、この運用についてちょっと確認しておきたいんです。議員が出産のため出席できない、公務を欠席する場合ですね、それは例えば出産予定日というか、その当日なのか産前・産後を含めてその本人の体調によって公務を欠席することがあり得る場合は、届出もしくは公務の欠席届を電話でも可能とするように運用していくのか、もちろんこれ女性が対象の議員だと思うんですが、文案でも議員となっているので、もし男女共同参画の現代において、男性議員が出産立会いをするような場合、行いたい、そういうふうな場合には可能とするように公務の欠席を可能とするように理解していくのか、そのあたりを少しいい規則改正なので、お聞きしたいと思います。

議 長 小休します。

(時に 15 時 32 分)

(小休中)

(時に 15 時 33 分)

議 長 再開します。
他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第 2 号美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 発議第 3 号美波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題と致します。

丸龍議員

1 1 番 議員
議長

(発議第 3 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第 3 号美波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数です。」

よって発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 意見書について議題と致します。発議第 4 号「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書(案)を議題と致します。提案者の説明を求めます。

戒野議員

9 番 議員
議長

(発議第 4 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

北山議員

4 番 議員

私は賛成の立場で討論を致します。共同通信社が 5 月の末に行った世論調査で、安保保障関連法案について説明不足と感じている国民の比率が 81.4%に達し、国民の大多数が安保保障関連法案をめぐる政府の姿勢に疑問を投げかけている。また 6 月 4 日の衆議院憲法審査会の与党推薦を含む各党推薦の 3 人の憲法学者全員が憲法違反であると見解を表明しました。また集団的自衛権の行使は昨年 7 月国民的議論のないまま安倍政権が憲法解釈を変更し、閣議決定したものです。私は憲法は権力者を縛る規範である。時の権力者が都合のいいように解釈を変えることは断じて許されないという観点から、この意見書に賛成致し

ます。以上です。

議長 他に討論ございませんか。

中川議員

1 2 番 議員 私も賛成の立場で討論に参加します。今回の安保法案、これは明らかに違憲であるというのを国会審議を通じて私も感じましたし、日本共産党もそういうふうに宣伝をしております。というのは1つは今までの自衛隊については戦闘地域へは出さないというおつたのを取っ払って、戦闘が行われていなければどんなに危ないところでも行かすということになる。それから内容、活動内容も弾薬を輸送したりそれから検問をしたりとそういう非常に危険な活動をさすと、危険なところへ行って危険な活動をさす。当然攻撃の対象になって武器を使用して戦闘状態になるということで、これは明らかに憲法違反だと、しかも2つ目の10本をまとめたその、それ以外に2つ目の平和活動維持法ですか、これはいつでも今までイラクにしてもアフガニスタンにしてもわざわざ特措法を作って国会で審議して作ったのに、今回この法律が成立するともういつでも派遣できるようになると、しかも日本が攻められていないのに他国の軍隊のところに駆けつけて一緒に始めると、まあ主にはアメリカですけども、そういうふうに非常に危険な法律でこれもう憲法にもうまったく違反しているということで、私はこれから反対の宣伝もするし、これを廃案にすべくまた運動したいと思うんですが、今回のこの意見書には賛成をします。

議長 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、発議第4号安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 5・反対 6)

(賛成：4番・7番・8番・9番12番、反対：1番・3番・5番・6番・10番・11番)

「起立小数です。」

よって発議第4号は、否決されました。

日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題と致します。常任委員長から所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の諸所事務調査の件を議題と致します。議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 21 委員会の閉会中の継続調査の件を議題と致します。

委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

小休します。

(時に 15 時 48 分)

(小休中)

(時に 15時51分)

議

長 再開します。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。議会規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回美波町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 15時52分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 27 年 9 月 3 日

美波町議会議長

岩瀬 久

議会議員

中川 尚毅

議会議員

舛田 邦人